

参考資料 1

分科会 審議事項（乳肉水産関係）

・豚の食肉等に係る規格基準の設定について 1~ 87

府食第149号
平成27年2月24日

厚生労働大臣
塙崎 淳久 殿



食品安全委員会
委員長 熊谷

微生物・ウイルス・寄生虫評価書

豚の食肉の生食に係る

食品安全影響評価

食品安全影響評価の結果の通知について

平成26年9月10日付け厚生労働省食安0910第1号をもつて厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた豚の食肉の生食に係る食品安全影響評価の結果は別添1のとおりです。食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関連する意見・情報が別添2のとおり寄せられましたので、お伝えします。

2015年2月

食品安全委員会

目次

目次	1
<議論の概要>	1
<食品安全委員会委員名簿>	3
<食品安全委員会幹生物・ワイルス専門調査会専門委員名簿>	3
要約	3
I. 背景	4
1. 現行の国内のリスク管理状況等	4
2. 評価要請の内容及び根拠基準案	5
II. 評価の基本的考え方	5
1. 目的	5
2. 評価の対象	6
(1) 危害要因	6
(2) 対象者	7
(3) 評価の対象とする疾患	7
(4) 対象食品	7
3. 評価の方針等	7
III. 危害特定 (ハザード関連情報の整理)	9
1. HEV	9
(1) 遺伝子型	9
(2) 自然界での分布	9
(3) 感染源及び感染経路	9
2. 柔菌	10
(1) サルモネラ属菌	10
(2) カンピロバクター・ジェジュニノコリ	10
3. 寄生虫	11
(1) トキソプラズマ	11
(2) 旋毛虫 (トリヒナ)	11
(3) 有鉤采虫	12
IV. 危害特性 (ハザードによる健康被害解析)	14
1. HEV	14
(1) 疾病の特徴	14
(2) 用量反応関係	15
2. 柔菌	15
(1) サルモネラ属菌	15
(2) カンピロバクター・ジェジュニノコリ	17
3. 寄生虫	17
(1) トキソプラズマ	17
(2) 旋毛虫 (トリヒナ)	18

(3) 有鉤采虫	19
4. 疫学的データ	19
(1) 食中毒発生状況	19
(2) 感染症届出等その他の情報	21
V. 暴露評価	33
1. 汚染状況	33
(1) HEV	33
(2) 柔菌 (サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニノコリ)	37
(3) 寄生虫	38
2. 不活性条件 (加熱条件) の検討 (HEV)	40
(1) 烹調処理に係る知見	40
(2) 海外におけるHEVと豚肉の加熱条件に係るガイドライン値	44
(3) 海外におけるHEVと豚肉に係る評価等	44
3. 不活性条件 (加熱条件) の検討 (柔菌、寄生虫)	47
(1) サルモネラ属菌	47
(2) カンピロバクター・ジェジュニノコリ	48
(3) トキソプラズマ	48
(4) 旋毛虫 (トリヒナ)	49
(5) 有鉤采虫	49
4. 烹理法・その他の失活条件等	49
(1) 烹理法に關連した加熱条件等	49
(2) その他の失活条件等	52
5. 噉食データ	52
(1) 豚肉及び豚の肝臓の1日当たりの摂取量	52
(2) 豚肉料理及び豚の内臓肉料理の一度の要食量及び要食頻度	52
VI. リスク特性解析	54
VII. 食品健康影響評価	56
1. 今後の課題	61
<略語一覧>	62
<参考文献>	63

<署議の経緯>

2014年 9月 10日 厚生労働大臣から豚の食肉の生食に係る食品安全影響評価について要請、関係書類の授受

2014年 9月 16日 第530回食品安全委員会（要請事項説明）

2014年 10月 6日 第55回微生物・ウィルス専門調査会

2014年 12月 10日 第57回微生物・ウィルス専門調査会

2015年 1月 7日 第543回食品安全委員会（報告）

2015年 1月 8日 国民からの御意見・情報の募集

～ 2月 6日

2015年 2月 18日 微生物・ウィルス専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告

2015年 2月 24日 第550回食品安全委員会（報告）

（同日付け厚生労働大臣へ通知）

<食品安全委員会委員名簿>

熊谷 道（委員長）

佐藤 洋（委員長代理）

山添 康（委員長代理）

三森国教（委員長代理）

石井克枝

上安平朋子

村田春常

<食品安全委員会微生物・ウイルス専門調査会専門委員名簿>

岡部信彦（座長）

吉川泰弘（座長代理）

大西貴弘

大西なつみ

小坂 健

甲斐明美

木村 凡

工藤由起子

小畠成樹

鈴木孝子

砂川直正

田村 豊

豊福 幸

野崎智義

野田 衡

皆川洋子

船田恵子

要約

食品安全委員会は、厚生労働省からの諮問を受け、豚の食肉（内臓を含む。以下同じ。）の生食について、E型肝炎ウイルス（以下「HEV」という。）、細菌（サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニノコリ）及び寄生虫（トキソプラズマ、旋毛虫（トリヒナ）及び有鉤条虫）を危害要因として、現在入手できる知見に基づき、食品安全影響評価を実施した。

今回の評価は、厚生労働省から諮問された規格基準案（①豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供されなければならない旨の販売者は直接一般消費者に販売することを目的に、豚の食肉を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合には、中心部を 63°C、30 分間以上加熱又はそれと同等以上の殺菌効果のある加熱殺菌が必要である旨）に基づいたリスク管理措置を実施することによる食品安全のリスク低減効果を評価した。評価に当たっては、厚生労働省が示した規格基準案の②において、危害要因ごとに加熱殺菌の妥当性に焦点を置いて評価を行った。

評価の結果、豚の食肉は、食肉内部まで HEV や寄生虫などの危害要因に汚染されていると考えられ、豚の食肉の生食に起因すると推定される E 型肝炎患者及び細菌による食中毒事例が発生していることから、規格基準案の①については導入することが妥当であると考えた。

規格基準案の②について、細菌及び寄生虫については、中心部を 63°C、30 分間の加熱により不活性化されることが確認された。危害要因の中で最も加熱抵抗性が高い HEV に関しては、中心部を 63°C、30 分間の加熱条件で HEV の不活性化を示唆する知見があること、現在、我が国において中心部を 63°C、30 分間又はそれと同等以上の加熱殺菌を行うことから、豚の食肉の中心部を 63°C、30 分間又はそれと同等以上の加熱を行うことにより、HEV のリスクは一定程度減少すると考えられた。しかしながら、HEV に係る加熱抵抗性に関する知見が限られたることに加え、調理による加熱温度と食肉の内部温度の関係は、調理方法や食肉の部位、大きさ等により変わってくるため、一律の加熱殺菌条件を示すことは現時点では困難である。このため、豚の食肉を生で喫食しないこと、現実的なより高い温度で加熱することが重要であるとした。

消費者が豚の食肉を製食する際は、中心部まで十分によく加熱し、さらに、生の豚の食肉と他の食品との交叉汚染を避けることが必要である。野生鳥獣である猪及び鹿の食肉についても、豚の食肉と同様に生食のリスクが高く、十分な加熱を徹底することについて、リスク管理機関における適切な対応を行うことが必要である。また、高齢者、小児、妊娠等の一般的に抵抗力の弱い方については、より一層の注意が必要である。

今回の評価においては、本案件が緊急性が高いものと解されたため、現在入手できる知見に基づき、評価を行ったものである。このため、リスク管理機関等は今後、新たな知見を蓄積することに努め、新たな知見が蓄積された際には、リスク管理機関は、改めて評価を求めるることを検討すべきである。

I. 背景

日本では、2011年4月に飲食チーン店において発生した、ニックによる腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒事件を受け、同年8月の食品安全委員会の食品健康影響評議会を踏まえ、同年10月に生食用食肉（牛内）について食品衛生法（以下「法」という。）に基づく規格基準が設定された。さらに、牛肝臓については、2011年12月の厚生労働省会員健康影響評議会から、2012年4月の食品安全委員会の食品健康影響評議会が終了されたことから、同年7月に生食用としての販売が禁止された。その後、これまで一般的に生食用として提供されていなかつた豚の食肉（内臓を含む。以下同じ。）が一部飲食店において生食用として提供されている実態が、厚生労働省では、衆事・食品安全委員会により確認された。このため、厚生労働省は、衆事・食品安全委員会に設置された食肉等の生食に関する調査会（以下「生食調査会」という。）において、現在、法に基づく規格基準やガイドラインの対象となっていない豚、鶏や鹿、猪といった野生動物の食肉について種別ごとの危険要因を踏まえた公衆衛生上のリスクの大きさに応じて、様々な対応について検討を行った。その結果、豚の食肉については、健康被害の重篤性が高いE型肝炎ウイルス（以下「HEV」という。）、サルモネラ属菌、カンピロバクター等の食中毒菌及び国際的に、豚に寄生し人への健康影響が大きいとされる寄生虫（トキソプラズマ、旋毛虫（トリヒナ）、有糸虫等）が危害要因として整理された。生食調査会においては、豚の食肉の生食について、これらの危害要因により公衆衛生上のリスクが高いとして、国民の健康保護の観点から、豚の食肉の生食用としての提供を法で禁止することが妥当され、法第11条第1項の規定に基づき中心部まで加熱が必要である旨の規格基準を設定することが提言された。2014年8月18日に開催された衆事・食品安全委員会に設置された食肉等の生食に関する規格基準が採用された。

2014年9月10日、食品安全委員会は、厚生労働大臣から、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、豚の食肉の生食に係る食品健康影響評議会について意見を求める旨。

1. 現行の国内のリスク管理状況等

厚生労働省は、2003年4月に発生したシカ肉の生食を原因とするHEV食中毒の事例を踏まえ、E型肝炎の感染防止の観点から、野生動物の内等の生食は避けることが望ましいこと、特にHEVは妊娠に感染すると劇症肝炎を発症し、死亡する率が高いという研究結果があるため、妊娠は特に野生動物の肉等を生で食べるることは控えるべきであることを周知するため、同年8月に自治体元に通知を発出し、「E型肝炎Q&A」を作成した。

また、市販されていた豚肝臓からHEVの遺伝子が検出され、加熱不十分な豚肝臓から人への感染の可能性を示唆する事例を踏まえ、念のため、豚由来食品の生食を避け、摂食する場合には十分に加熱することを周知するため、同年8月に自治体元に通知を発出した。

2012年10月には、同年7月の牛肝臓の生食としての提供に係る規制後、飲食店において豚の食肉を生食用として提供している実情が確認されたこと等から、各自治体元に、関係事業者に対して必要な加熱を行うよう指導すること、消費者に対して加熱して喫食するよう注意喚起すること等について通知を発出した。当該通知を受け、自治体が「食品、添加物等の夏期・年末一齐取締り」において指導を行った結果、生食用として豚の食肉を提供していることが確認され、指導を行った食品等事業者数は、2012年末は全国で80件（うち改善は10件）、2013年夏期では190件（うち改善は28件）であった。また、厚生労働省が2013年12月に、自治体に対して行った「生食用食肉の提供に関する自体調査」によると、主に関東地方の飲食店等で、豚の肝臓や腎を中心とした食肉が生食用として提供されていたと報告されている（参照1）。

厚生労働省は、飲食店、家庭等で食品を加熱調理する場合は、食中毒の原因となる腸管出血性大腸菌、カンピロバクター・ジェジェニノコリ等が死滅する条件として、食品の中心部を75°Cで1分間以上又はこれと同等以上の加熱効果を有する方法により加熱調理を行うことを推奨している。さらに、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」においては、加熱調理食品は、「中心部温度計を用いるなどにより、中心部が75°Cで1分間以上又はこれと同等以上まで加熱されていることを確認する」と規定されている。

2. 解説要點の内容及び規格基準案

厚生労働省が設定しようとしている法第11条第1項に基づく規格基準は以下のとおりである。なお、本規格基準は、現在、規格基準が制定されていない飲食店等での豚の食肉の提供について、未加熱又は加熱が不十分な状態での提供を規制する基準であり、豚の食肉を原材料として製造された食肉製品については、別途、食品安全法において規格基準が定められている。

- ① 豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供されなければならない旨
- ② 販売者は、直接一般消費者に販売する場合には、中心部を63°C、30分間以上加熱又はそれと同等以上の殺菌効果のある加熱殺菌が必要である旨

II. 評価の基本的考え方

1. 目的

厚生労働省から諮問された規格基準案に基づいたリスク管理措置を実施することによる食中毒のリスク低減効果を評価する。

2. 評価の対象

(1) 危害要因

豚の食肉において特にヒトへの健康被害の重篤性が高いウイルスとされるHEV、豚の食肉の生食が原因と推定された食中毒事例で原因とされた食中毒であるサルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ／コリ、豚に寄生し、ヒトへの健康影響が大きいとされる寄生虫であるトキソプラズマ、旋毛虫（トリヒナ）及び有鉤虫を危害要因として評価の対象とする。

(2) 対象者

日本に在住する全ての人を対象とする。

(3) 評価の対象とする疾患

HEVによる急性肝炎、サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ／コリによる食中毒、トキソプラズマ、旋毛虫（トリヒナ）及び有鉤虫による寄生虫症等とする。

(4) 対象食品

豚の食肉（内臓を含む。）とする。

3. 評価の方針等

(1) 評価は、基本的に厚生労働省が提示したデータを基に実施するが、必要に応じて、海外のリスク評価及び事務局が収集した関連文献を活用する。

(2) 豚の食肉の生食に係るリスクを確認するため、各危害要因による汚染実態、食中毒発生状況等の知見を整理する。

(3) 厚生労働省が提示した規格基準案の②「販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、豚の食肉を食用して、食品を製造、加工又は調理する場合には、中心部を 63°C 30 分間以上加熱又はそれと同等以上の殺菌効果のある加熱殺菌が必要である旨」について、危害要因ごとに、当該加熱殺菌条件の妥当性に重点を置いて評価を行う。なお、一般的に、ウイルスは細菌及び寄生虫に比べ、加熱抵抗性が高いと考えられることから、特にHEVに対する加熱条件の妥当性の検討に焦点を置いて評価を行う。

(4) 今回の評価は、正型肝炎の健康被害の重篤性及び公衆衛生上の重要性に鑑み、迅速に対応すべき案件と考えられたこと等から、短期間に一定の評価を行うものとし、既存の知見を踏まえ、可能な範囲で評価を行う。今回の評価過程において残された課題については、更なる詳細な評価に必要な知見として整理して

示すこととする。

(5) 厚生労働省が規格基準案として示した点に較って評価を行うことから、本委員会が既に作成し、公表している「食品安全影響評価のためのリスクプロファイル～ブタ肉における正型肝炎ウイルス（改訂版）（参照 2）、「食品安全影響評価のためのリスクプロファイル～豚肉におけるサルモネラ属菌（改訂版）」（参照 3）、「微生物・ウイルス評価書 生食用食肉（牛肉）における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌」（参照 4）、及び「微生物・ウイルス評価書 豚肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」（参照 5）に記載されている事項については、リスクプロファイル及び評価書を主に参照した。

III. 危害特定（ハザード関連情報の整理）

1. HEV

HEV とは E 型肝炎の原因ウイルスであり、ヘペヴィルス科 (Hepviridae) のヘペヴィルス属 (*Hepadnavirus*) に分類される、外被膜（エンベロープ）を持たない直径 32~34 nm の球状の RNA リボン状の RNA を含む（参照 6, 7）。

(1) 遺伝子型

HEV の血清型は単一であると考えられており、ヒトから検出された HEV には少なくとも 4 つの遺伝子型（以下 G1~G4）が存在することが明らかになっている（参照 8）。G1 は主に東南アジア及びアフリカ、G2 はメキシコ、G3 はアメリカ、ヨーロッパ及び日本、G4 は東南アジアに分布している（参照 6, 7）。

(2) 自然界での分布

HEV の自然界における感染のサイクルは不明であるが、日本でもブタ、イノシシ、シカ等の動物から HEV 遺伝子及び抗体が検出されており、シカとイノシシ由来の HEV では、ヒトへの感染性が証明されていることから、E 型肝炎は人獣共通感染症として捉えられている（参照 9）。

(3) 感染源及び感染経路

E 型肝炎は、主に飲料水が媒介で汚染されたことにより経口的に感染するとされている（参照 10）。E 型肝炎のその他の感染経路としては、感染動物由来の製品の喫食による食品媒介性の感染、感染者由来の血液製品の輸血及び妊娠から胎児への垂直感染があることが明らかになっている（参照 10）。

E 型肝炎の流行地域であるインド、中央アジア、北アフリカ、中国等では、HEV に汚染された飲料水等を介した大規模な E 型肝炎の集団感染が報告されている（参照 11）。一方、先進国では、輸入感染症の 1 つとして渡航歴がある急性肝炎患者にまれにみられる程度であると考えられていたが、1997 年に米国において、E 型肝炎の流行地域への渡航歴のない E 型肝炎患者が報告された。また、米国のブタから、米国の E 型肝炎患者由来の HEV 株と近縁なウイルスが分離され、当該株の HEV のウイルス粒子の表面的主要タンパク（カブシド）抗原の遺伝子構造を米国の患者由来の HEV と比較するとアミノ酸レベルで 90%以上が一致していたとされおり、先進諸国にも固有の HEV 株が存在し、ブタ等の動物を宿主とする人獣共通感染ウイルスとして機能的な急性及び慢性 E 型肝炎の原因となっていることが明らかにされた（参照 12, 13）。現時点でも国内で感染した E 型肝炎症例の約半数は、感染源及び感染経路を特定できないとされているが、特徴された感染源の大多数はブタ、野生のイノシシ、シカ等の動物の肉や内臓を喫食した後の発症事例であり、食品を介した HEV の感染が強く疑われている（参照 9）。鹿肉及び猪肉が HEV の感染源となった事例については、患者から分離された HEV と同一の HEV が喫食製品の肉から分離され、感染源を立証する直接証拠が示された（参照 14, 15）。

E 型肝炎については、間接証拠ではあるが、北海道内の E 型肝炎患者の居住地域は、感染源及び感染経路を特定できていないが、特徴された感染源の大多数はブタ、野生のイノシシ、シカ等の動物の肉や内臓を喫食した後の発症事例であり、食品を介した HEV の感染が強く疑われている（参照 9）。鹿肉及び猪肉が HEV の感染源となつた事例については、患者から分離された HEV と同一の HEV が喫食製品の肉から分離され、感染源を立証する直接証拠が示された（参照 14, 15）。

25 の食料品店で 2 か月間、数個から数十個ずつ計 14 回に分けて購入した合計 363 個の市販の豚肝臓のうち 7 個（1.9%）から HEV RNA が検出された。それらの豚肝臓より分離された HEV 株には、北海道内の豚の肝臓を喫食した経験のある E 型肝炎患者から分離された HEV 株と遺伝子配列が最大 100%一致するものがあることが明らかになった（参照 12, 16）。

これらの報告は、市販の豚肝臓の一部が HEV を含んでおり、生（非加熱）又は加熱不十分の状態で喫食することにより HEV に感染する危険性があることを示唆している（参照 12）。

フランスのゴルシ地方の伝統的なソーセージであるフィガーレルは、豚の肝臓を用い（30%強度含む）、数日間のくん製（冷くん製）のみを行って製造され、一般的に調理せずに喫食するものであり、HEV のヒトへの感染源である可能性があるとする報告がある。このため、フランス政府は、豚の肝臓のソーセージの製造業者に対し、中心部まで加熱する必要があることを製品の包装に表示するよう指導を行っている（参照 17, 18）。

生の豚の肝臓を使用して製造されたデリカテッセン製品についてフランス食品安全労働衛生安全庁 (ANSES) の意見書では、消費者が HEV を確実に不活化させるために十分な調理を行なうべきであることを推奨している（V. 2. (3) ②に後述）。

6

2. 細菌

(1) サルモネラ属菌

食品安全管理委員会は、「生食用食肉（牛肉）における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌」について、2011 年 8 月に評価を実施している。サルモネラ属菌の概要は以下のとおり。（参照 4）

サルモネラ属菌 (*Salmonella* spp.) は、腸内細菌科に属する通性嫌気性グラム陰性桿菌である。菌体の周りには周毛性鞭毛を持ち、運動性を有する。サルモネラ属菌の菌体表面を構成するリボ多糖体 (O) 及び鞭毛 (H) にそれぞれ抗原番号が付けられており、血清型は O 抗原と H 抗原の組み合わせによって決定され、2007 年までに 2,500 種類以上が報告されている。

サルモネラ属菌は細菌、血清型等によつて恒温動物、変温動物を問わざる様々な動物を宿主とする、いわゆる人獣共通感染症の代表的な原因菌である。サルモネラ属菌は、感染動物の体内のみならずその排泄物を介して広く自然環境に分布している。

(2) カンピロバクター・ジエジュニノコリ

カンピロバクター属菌 (*Campylobacter* spp.) は幅 0.2~0.8 μm、長さ 0.5~5 μm、1~数回らせんしているグラム陰性菌であり、一端又は両端に鞭毛を有する。5~15% の感染率となつた事例については、患者から分離された HEV と同一の HEV が喫食製品の肉から分離され、感染源を立証する直接証拠が示された（参照 14, 15）。

カンピロバクターは、主に家畜／禽に常在すると言われているが、正常ブタの腸内細

菌の一部としても存在するとしている(参照 20)。また、ウシ、ブタ、鶏等の家畜・家きん・イヌ、ネコ及び野生動物(野鳥等)の腸管にも常存在している。ヒトはカンピロバクターが存在する腸内容物又は糞便に汚染された食品を、生又は加熱不十分で食することにより感染すると考えられている(参照 21)。

(1) トキソプラズマ

トキソプラズマ原虫 (*Th toxoplasma gondii*) とは、極めて多種類の動物を中心宿主とし、ネコ科動物を終宿主とするコクシジウムの一種である(参照 22)。無性生殖世代と有性生殖世代からなる。ほとんどのは乳類又は鳥類の体細胞で無性生殖を行うのに対し、有性生殖はネコ科動物の腸管粘膜上皮組織でのみ行われる(参照 23)。中間宿主における無性生殖世代では、比較的短時間の細胞周期で分裂を繰り返すタキソイトと、それに対し比較的ゆっくり分裂増殖し、細胞(シスト)を形成するプラティソイトとに区別される(参照 23)。

①生活環

トキソプラズマの生活環は、スポロソイト、タキソイト及びプラティソイトの3つの発育型が存在している(参照 20)。ネコ科動物の糞便中にオオシストが排出され(参照 24)、その中にスポロソイトが生じる(参照 23)。トキソプラズマの無性生殖世代におけるタキソイト及びプラティソイトは、感染動物の特に筋肉、脛及び心臓組織において見出される(参照 20)。タキソイトは、長さ 4~7μm、幅 2~4μm で一端が先端、他端が鏡円形の三日月~半月円形、ときには船形をした小形の原虫である(参照 22)。シストは、20~80μm 又はそれ以上の球形であり、内部に多数(102~104個)のプラティソイトを包含する(参照 24)。

②自然界での分布及び宿主等

トキソプラズマはネコを終宿主とし、ヒトを中心とする哺乳類、鳥類等の恒温動物を中心宿主とする。ヒトへの感染経路は、ネコの糞便中に排泄されたオオシストの糞口摂取、トキソプラズマ原虫に感染した中間宿主(ブタ、ヒツジ、ウマ、ウシ等)の筋肉を生又は加熱不十分な状態で経口摂取することによる感染、絆胎盤感染(妊娠が感染することによる胎児への感染)及び輸器移植による感染が知られている。(参照 25)

トキソプラズマ症は、日本では、ブタ、イヌ及びネコに観察されている。ブタの感染は症状から急性、慢性及び無症状(不顯性感染)に分けられるが、急性では高熱、呼吸困難が特徴的であるとされている。慢性では、発育不良、神經症状等が認められる。不顯性感染ブタも数%存在するものと推定されている。(参照 26)

(2) 旋毛虫(トリヒナ)

旋毛虫(トリヒナ)とは、旋毛虫症(トリヒナ症)の原因となる線虫である。從来、その成虫の形態の同一性から *Trichinella spiralis* (*T. spiralis*) のみの一属一

種であるとみなされてきたが、近年では、アイソザイム及びDNA解析により、旋毛虫(トリヒナ)は12種に分けられている(参照 24, 27)。日本のブタでは、世界的にブタでの感染が報告されている。*T. spiralis* の存在は、今まで確認されていない。しかしながら、クマ、タヌキ、キツネ及びライクマの調査では、*Trichinella nativa* 及び *Trichinella tigris* という2種類の旋毛虫(トリヒナ)の存在が確認されている(参照 21, 24)。

①生活環

2 mm 前後の旋毛虫(トリヒナ)の成虫は宿主の小腸粘膜に寄生するが、この時期のものを腸旋毛虫(腸トリヒナ)という。腸旋毛虫(腸トリヒナ)の時期には雌虫が 4~6 頭にわたりて 1,000 四以上の大幼虫を産む。これらの幼虫は血流又はリンパ流によって全身の筋肉内に分散し、横紋筋に到達したものは被覆して筋肉旋毛虫(筋肉トリヒナ)となる(参照 24)。このように旋毛虫(トリヒナ)は同一宿主が終宿主であり、かつ中間宿主であるという、特異な生活環を有する。

旋毛虫(トリヒナ)の被覆の大きさは、長径 0.3~0.7mm、短径 0.1~0.3mm で、

幼虫は、雌雄とも体長が 0.9~1.3mm、体の前 2/3 に食道腺、後ろ 1/3 は生殖原基が占めるとされている。(参照 24)。

②自然界での分布及び宿主等

旋毛虫(トリヒナ)の自然宿主は、非常に多くの種類の動物を含んでおり、分布域は南北大陸を除く地球上の全陸地をカバーしているとされている。1986~2009 年に報告のあったデータに基づいた集計結果では、41ヶ国から 65,318 人の患者が報告されており、そのうち死者数は 42 名であったことから、年間の平均として 2,789 人の患者と 2 名の死者、世帯的な発生率は毎年 10 億人当たり 469.2~585.8 人と推定されている(参照 28)。旋毛虫(トリヒナ)の伝播経路は、家畜サイクルと野生動物サイクルに分けられ、食品衛生上重要なのは、飼育ブタとネズミが介在する家畜サイクルである。ヒトはシストに含まれている被蓋幼虫を含む動物の肉を生、乾燥又は加熱不十分の状態で喫食した場合に感染するとされている(参照 24)。

(3) 有鉤条虫

有鉤条虫とは円葉目 (*Cyclopophylidae*) テニア科 (*Taeniidae*) に属する条虫で、成虫及び幼虫とともに哺乳類に寄生する。成虫である有鉤条虫は、体長 2~5 m で、頭部に小鉤を有し、ヒトの腸管に寄生する。中間宿主であるブタに寄生する幼虫は鉤虫と呼ばれる。養虫の大きさは、長径 8~10 mm、短径 5 mm で、形状は卵形又は橢円形である。表面は平滑潤滑であり、内部に多量の液状物質を有し、かなり柔軟であるとされている。虫卵は 30~40 × 20~30 μm であるとされている。(参照 24, 29)

①生活環

ヒトが有鉤糞虫を保有している豚肉を生又は加熱不十分な状態で喫食すると、有鉤糞虫はヒトの小腸腔内で成虫に発育する。ヒトは有鉤糞虫の終宿主であるが、ヒトが有鉤糞虫の成虫卵を飲食物等とともに経口的に摂取すると、腸管内で虫卵から未熟型である六鉤幼虫が出て腸管壁に入り、血流によって身体の各部に運ばれて有鉤糞虫に発育する。したがって、ヒトはブタ同様、中間宿主にもなる。また、ヒトの小腸腔内に寄生している有鉤糞虫から虫卵が小腸腔内に遊離し、ふ化した六鉤幼虫が全身に移行して有鉤糞虫となる、いわゆる自家感染経路もある(参照 25)。

②自然界での分布及び宿主等

有鉤糞虫は、ヒトのみを固有宿主とし、中間宿主はブタ、イノシシである(参照 29)とされているが、ヒトが虫卵を経口摂取すれば、血流によって六鉤幼虫が身体の各部に運ばれて有鉤糞虫に発育することから、ヒトは中間宿主にもなると考えられている。

IV. 危害特性 (ハザードによる健康被害解析)

1. HEV

(1) 疾病の特徴

E型肝炎は、HEV の感染によって引き起こされる急性肝炎である。通常は慢性化することはないといわれている(参照 11)が、免疫の低下した患者における慢性感染の報告がある(参照 30, 31, 32)。

① 潜伏期間及び症状等

E型肝炎は 2~9 週(平均 6 週)の潜伏期間を経て発症する(参照 9)。臨床症状は発熱、全身倦怠感、恶心、嘔吐、食欲不振、腹痛等の消化器症状を伴い、黄疸が認められるが、不顎性感染もあるとされている(参照 8)。HEV 感染者の致死率は、一般的には低く(参照 33)、0.4%~4%と報告されている(参照 34)。妊娠では E型肝炎により致死率が高まるとの報告があり(参照 6, 7, 33, 34, 35)、特に妊娠第三期に感染した場合、致死率が 20~30%に達するとの報告がある(参照 10, 36)が、日本において、妊娠の劇症肝炎の発症例は報告されていない(参照 37)。今日では、E型肝炎は世界的に重要な疾患であるとみなされているが、この疾患についての理解は、まだ事例の調査及び臨床観察に基づいたものであり、今後、集団ベースによる研究が必要であるとされている(参照 38)。

② 感染機序

HEV に汚染された水や食品等を摂取することにより、人体に経口的に採取された HEV は肝細胞内で増殖し(参照 34)、糞便中に排出される。まれに感染初期にウイルス血症を起こしている患者(又は不顎性感染者)からの輸血により感染することがあるとされている(参照 6)。

③ 治療法

E型肝炎の治療方法は、現在のことろ急性期の対症療法しかないが、劇症化した場合には、さらに血漿交換、肝移植等の治療が必要となる(参照 9)。また、近年、抗ウイルス薬による急性 E 型肝炎の治療効果について報告されている(参照 38)。

④ 感受性人口

1993 年の健常日本人における血清疫学調査の結果では、HEV 抗体保有率は 5.4%(49 例/900 例)であった。また、日本人全体の HEV 感染頻度を推測するため、30 都道県の 20 歳から 108 歳までの住民(22,027 人: 2002 年 1 月から 2007 年 12 月までの期間)の期間の検診受診者(者)を対象にした全国規模の調査の結果、全体の 5.3%(22,027 例中 1,167 例)において血清中に抗 HEV IgG 抗体が検出され、特に 60 歳代の男性では 10.4%であった(参照 39)。さらに、臓器移植患者、リンパ腫、白血病患者、先天性免疫不全症候群(エイズ)患者のような免疫の低下している患者では、HEV 感染の経過において症状が重篤化及び慢性化する報告されている(参照 40)。

(2) 用量反応関係
HEV のヒトへの感染発症に関する用量反応関係は不明である。

プラタにおける HEV の感染については、静脈内投与より経口投与の方が 10⁴ 倍高い用量が必要であるとする報告がある。(参照 41, 42)
1987 年のベニスカンの巨大型肝炎アワトリケイ特群における正型肝炎患者の糞便から分離された HEV の S-ARV-55 株を含む糞便をシジン液に懸濁した、10% 糜便濁液を基に、段階希釈液 (10⁻¹~10⁻⁸) を作成した。各希釈液 0.5 ml を次の 22 つの経路からカニクイザルに接種した実験結果から、以下のようにカニクイザルの感染力価が算出されている。

・経口投与 : 10⁻¹ 希釈液を投与しても肝炎の微候（糞便中の ALT の有意な上昇）を示さなかつた。

・静脈内投与 : 10⁵ 以上の希釈液の投与により感染性があつた。

希釈倍率等から試算すると、カニクイザルの 50% 感染力価として、糞便 1 gあたりの静脈内投与の感染力価で、およそ 10^{6.5} であったとされている。(参照 43)

2. 細菌

(1) サルモネラ属菌

食品安全委員会は、「生食用食肉（牛肉）における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌」について、2011 年 8 月に評価を実施している。サルモネラ属菌による疾病的特徴(参照 3)及び用量反応関係は以下のとおり(参照 4)。

①疾病の特徴

サルモネラ属菌による食中毒は、汚染された食品を摂取してから 12~48 時間の潜伏期間を経て発症する。潜伏期間は、採取菌量、患者の健康状態及び年齢によつて左右される。症状としては、主として下痢、腹痛、嘔吐等の急性胃腸炎であり、発熱（場合によっては 38~40°C）が特徴の一つである。下痢の症状として軟便及び水様便が多いが、重症の場合には、粘血便がみられることがある。

② 用量反応関係

国際連合食糧農業機関 (FAO) /世界保健機関 (WHO) 合同専門家会議（以下「FAO/WHO」）の「鶏卵及びブロイラーにおけるサルモネラのリスク評価」では、世界中のサルモネラ属菌による食中毒事例のうち採取菌数等が推定できた事例を基に、用量反応関係の推定が行われている。当該評価では、入手可能なサルモネラ属菌による食中毒の発生事例のうち、採取菌数、発症率等のデータが利用できる 20 事例をリストアップし、採取菌数（用量）と発症率の関係を基に、各データの不確定性を考慮し用量反応曲線が求められている。(図 1) 用量反応曲線を求めるに当たり、統計的に有意な単一の曲線を得ることはできなかつたため、当該曲線を次式のベータボアンソモンモデル（方程式）に当てはめ、当該曲線に近接した境界を生成させるベータボアンソモン用量反応ペラメーターを推定した。(表 1)

発症確率の算出にあたり用いられたベータボアンソモンモデルの式

ベータボアンソモン formula P=1/(1+D/β)。

$$P_{\text{inf}} = \frac{\alpha}{\alpha + \beta D}$$

a, β : パラメーター
D : 用量

$$P_{\text{inf}} = \frac{1 - \frac{D}{\beta}}{1 + \frac{D}{\beta}}$$

FAO/WHO の評価書では、解析に利用されたデータの限界から、5 歳未満の患者と病院で発生した *Salmonella* Cubana による事例の患者を集団 S (感受性集団) と定義し、それ以外の患者を集団 N として暴露集団の項目に分類している。さらに、使用したデータを基に集団 S と集団 N との発症率の差異について解析したところ、解析に用いられたデータの範囲内では、集団 S の方が高い発症率を示すという結論は得られなかつたと結論づけている。ただし、同一事例内に両方の集団が含まれていた 2 事例については、集団 S の方が高い発症率を示したとしたと/or (参照 44)

また、当該評価書では、*Salmonella Enteritidis* (*S. Enteritidis*) とそれ以外のサルモネラ血清型の発症率の比較も行なわれている。当該評価の目的と解析に用いられたデータの範囲内では、*S. Enteritidis* とそれ以外の血清型のどちらも、同一用量が採取された場合には同一の発症率となると解釈できると結論づけられている。

以上の検討結果から、当該評価書では暴露された集団又は血清型の区別をせず、同一の用量反応関係が提示されている。

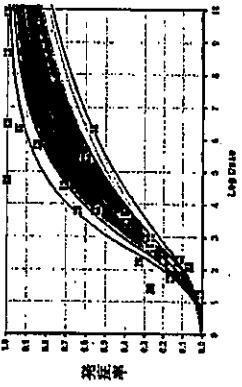


図 1 用量反応近似曲線と食中毒事例に基づくデータとの比較
(参照 44)より引用、作成

表 1 圖 1 の曲線に近接した境界を生成させるベータボアン用量反応パラメータ

項目	a	b
期待値	0.1324	51.45
下限	0.0763	38.49
2.5 パーセンタイル	0.0940	43.75
97.5 パーセンタイル	0.1817	56.39
上限	0.2274	67.96

(2) カンピロバクター・ジェジュニノコリ

①疾病の特徴 食品安全委員会は、「ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ザクトラン）」の本邦に係る業相耐性菌に関する食品衛生影響について、2014年9月に評価を実施している。カンピロバクター属菌による疾病の特徴は以下のとおり。（参照 45）

*Campylobacter jejuni/coli*による食中毒では、汚染された食品の摂取後 1～7 日で、下痢、腹痛、発熱、嘔吐、頭痛、全身倦怠感、血便等の症状が認められる。下痢の回数は 1 日 4～12 回にも及び、また、便性は水様性又は泥状で、膿、粘液又は血液が混じることも少なくない。本症の患者の多くは自然治癒し、一部の免疫不全患者を除いて死に例も良くある場合が多いが、合併症として敗血症、肝炎、胆管炎、難産炎、関節炎、ギラン・バレー症候群等を起こすことがある。ギラン・バレー症候群は、急速に筋力低下が発症、進行する運動神経障害部位の末梢性多發神経炎である。疫学的データからカンピロバクター感染がギラン・バレー症候群の先行感染症の一つとして考えられているが、その発症機序については未解明の部分がある。疫学的データによれば、*C. jejuni* 感染症からギラン・バレー症候群に進展する確率は 1/1,000～1/8,000 と考えられている。

②用量反応関係

菌量反応に関する報告は、若年成人ボランティアに菌を混ぜた牛乳を投与した負荷試験では、 8×10^2 種で感染が認められたと報告されている（参照 46）。また、一例ではあるが *C. jejuni* を 5×10^2 個半乳に加えて飲んだところ下痢と腹痛を発症したとの報告がある（参照 47）。これらのこどり 10^2 オーダー以下の低い菌量でも発症が認められるものと考えられる（参照 19）。

3. 寄生虫

(1) トキソプラズマ

①疾病の特徴 トキソプラズマ症は、人獸共通感染症の一つでトキソプラズマ原虫を原因とする感染症である。免疫不全患者、特に後天性免疫不全症候群（エイズ）患者は、トキソプラズマ症の感受性が高いとされている。妊娠に於いても、流産や死産を引き起

こすことがあるため、トキソプラズマ感染のハイリスク群であるとされている（参照 20）。類型は先天性トキソプラズマ症と後天性トキソプラズマ症に分けられる。

a. 先天性トキソプラズマ症

妊娠中に妊婦がトキソプラズマ原虫に感染すると、姦娠盤的に胎児に感染して先天性トキソプラズマ症を生じることがある。妊娠初期の感染では胎兒への感染率は低いものの、感染が成立した場合には重篤な症状を示す。妊娠後期の感染では胎兒への感染率が高いが、症状は無症狀～軽微であることが知られている。先天性トキソプラズマ症の症状は、水頭症、脳縫隔膜炎及び膜内石灰化の古典的 3 徵が知られているが、その他にも精神・運動障害、リンパ・前脛脳、肝機能障害、黄疸、貧血、血小板減少等様々な症状を呈する。妊娠後期に感染した場合は、症状の発現時期は新生児期だけではなく、小児期以降に現在化することもあるとされている（参照 25）。

b. 後天性トキソplaズマ症

免役能が正常な小児や成人（妊娠を含む。）がトキソplaズマ原虫に初感染した場合、大多数は無症狀で経過するが、約 10%が伝染性单核球症様症状（發熱、倦怠感、リンパ節腫脹、肝脾腫の上昇等）を示すとされている。免役能が正常な者でも、まれに心筋炎、多発筋炎、肺炎、脳炎、脳炎等の臓器障害を呈するとされている（参照 26）。

②用量反応関係

トキソplaズマの用量反応関係については、ニュージーランドの環境科学研究所（ESR）のリスクプロファイルにおいても、組織シストについても、ヒトにトキソplaズマ感染症を引き起こすために必要な用量については情報がないとされており（参照 48）、不明である。なお、ネコにオオシストを経口投与し、リアルタイム PCR 法により感染を確認した報告では、推定平均 50% 感染用量は 2 プラディゾイト（95% 信頼区間：0.044～11）、1 つのプラディゾイトが感染を起こす確率は 0.38（95% 信頼区間：0.08～0.52）と報告されている。（参照 49）

(2) 旋毛虫（トリヒナ）

①疾病の特徴

旋毛虫症（トリヒナ症）は、ブタやクマ等の野生動物の筋肉に寄生する幼虫を経口摂取することで感染する人獸共通感染症として知られている。感染した幼虫は脱囊し、感染 3～5 日で消化管粘膜に侵入して成虫となり、その後幼虫を産下するようになる。この際に一過性的下疳等の消化器症状を引き起こす（消化管侵襲期）とされている。その後、感染 2 週間から 6 週間後まで幼虫を産下し、幼虫は血流やリンパ流により全身に播種される（幼虫筋肉移行期）。幼虫筋肉移行期には、発熱、筋肉痛、出現と消退を繰り返す皮疹、好酸球增多等の症状を呈するほか、眼瞼浮腫、闇盲、呼吸困難、さらには心筋炎、腹炎等が致死的合併症として知られている。全身に播種された幼虫のうち、舌、頭、眼筋、横隔膜を含む全身

の機械筋に到達した幼虫のみが発育して被検し、症状は徐々に改善していくとされている（幼虫被検期）。（参照 25）

表2 HEVによる食品媒介感染事例

発生年月	発生場所	概要
2003年4月	家庭	冷凍生豚肉を喫食した5家族6名中4名が既症。鹿内残品と患者から同じ塗基配列をもつHEV(G3)RNAを検出。豚豚肉に汚染されていた豚肉を食したことが要因と推定。
2005年3月	家庭	食中毒として届出（患者数4名、死者数0名、喫食者数6名）。野牛の猪肉を喫食した11人中1人が既症。猪肉製品と患者血清から同じ塗基配列をもつHEV(G3)RNAを検出。食中毒として届出（患者数1名、死者数0名、喫食者数11名）。

厚生労働省食中毒統計及び（参照 52）12月用、作成

②相談

2004～2013年に生食用として提供された豚の食肉等（推定を含む。）を原因とする食中毒症件数は以下の表3に示したように延べ10件（患者数72人）であり、死者は報告されていない。

表3 豚における部位別の食中毒発生状況

部位	病因物質	事件数	患者数	死者数
筋肉	カンピロバクター・ジェジュニ／ヨリ	1	1	0
	小計（延べ数）	1	1	0
肝臓	サルモネラ属菌	4	32	0
	カンピロバクター・ジェジュニ／ヨリ	4	24	0
	その他の病原大腸菌（0145）	1	16	0
	小計（延べ数）	9	71	0
	合計（延べ数）	10	72	0
	合計（実数）	7	40	0

厚生労働省食中毒統計により引用、作成
このうち豚の肝臓の生食が原因と推定される食中毒事例をまとめたものが表4であり、患者数は32名と報告されている。死者は報告されていない。
HEVが原因となった食中毒事例について、豚の食肉を原因とするものではないが、以下の表2に示すように1996年以降2件の食中毒が報告されており、それらはいずれも豚肉が原因であったとされている。なお、E型肝炎については、潜伏期間が平均6週間と一般的な食中毒と比較して長いこと等から、食品との関連の把握が困難であり、把握事例が少ないものと考えられる。

②用畳反応関係
ヒトの発症に必要な旋毛虫（トリヒナ）の感染用量としては、筋肉に寄生する*Trichinella*の幼虫の量が70～150又は1幼虫/1gの豚肉であるとする報告もあるが、用量反応には、多くの不確実要素が存在するとされている（参照 50）。また、9例のアウトブレイクの結果に基づいて作成した用量反応モデルでは、旋毛虫（トリヒナ）のヒトへの感染性は高いとされ、ヒトの50%感染用量とされる推定旋毛虫（トリヒナ）の幼虫数の中央値は150であると計算されている（参照 51）。

（3）有鉤条虫

①特徴

有鉤条虫がヒトに感染した有鉤条虫症の症状は軽微である。下痢、程度の腹痛、食欲不振等の症状があるが、片歯が挿出される豚の不快感及び片歯が挿出されたことによる精神的恐怖感以外に症状が多いとされている。有鉤条虫がヒトに感染したことによる精神的恐怖感においては、豚、筋肉及び皮下組織における有鉤条虫の形成部位としては、脛、筋肉及び皮下組織が代表的であるが、心臓、眼等の様々な部位に囊虫が形成され、囊虫が形成される部位により、様々な症状がみられる。脛に囊虫が形成されれば痙攣、意識障害、四肢麻痺、視野障害等の症状がみられ、筋肉や皮下組織に囊虫が形成されれば局所の小腫瘍として触知することがあるとされている。（参照 25）

③用畳反応関係

有鉤条虫のヒトへの感染・発症に関する用畳反応関係は不明である。

4. 臨床的データ

（1）食中毒発生状況

①HEV

HEVが原因となった食中毒事例について、豚の食肉を原因とするものではないが、以下の表2に示すように1996年以降2件の食中毒が報告されており、それらはいずれも豚肉が原因であったとされている。なお、E型肝炎については、潜伏期間が平均6週間と一般的な食中毒と比較して長いこと等から、食品との関連の把握が困難であり、把握事例が少ないものと考えられる。

表4 脈の食中毒の原因と推定された食中毒事例について

発生月日	発生場所	原因食品	汚染物質	原因施設	既感染者数	感染者数	死者数
2003.10.28	宮城県	豚レバ刺し	細菌-サルモネラ 属菌	飲食店	3	1	0
2005.4.21	愛知県	豚レバ刺し	細菌-サルモネラ 属菌	飲食店	13	9	0
2007.9.2	群馬県	豚レバ刺し(椎元)	細菌-カンピロバクター・ジエジェニコリ	飲食店	6	5	0
2008.5.25	神奈川県	豚レバ刺し(椎元)	その他	飲食店	30	15	0
2010.2.9	岐阜県	豚レバ刺し(2月8日) に提携供)	細菌-カンピロバクター・ジエジェニコリ	飲食店	2	2	0
厚生労働省 食安整第1号 平成24年10月4日 厚生労働省医療食品局 食品安全部 監視全課長通知「豚レバーの提供に関する指導等について」より引用、作成							

(3) 寄生虫

トキソプラズマ、旋毛虫(トリヒナ)又は有糸条虫を原因とした食中毒事例は報告されていない。

(2) 感染症等その他の情報

① E型肝炎発生状況等

E型肝炎は、1999年4月から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づく全数把握が営む4類感染症「急性ウイルス性肝炎」として、他のウイルス性肝炎とともに届出義務が課された。さらに、2008年11月の感染症法改正により、「E型肝炎」として全数把握対象の4類感染症とされ、届出義務が課されている。(参照2)

2000年から2010年までのE型肝炎患者の報告状況についてまとめたものが表5である。報告数は2002年以降増加の傾向がみられるが、感染症発生動向調査報告では、病原体検査(HBVEI M抗体検査、RT-PCR法)の普及、E型肝炎に感染する医師の理解が深まったことによる影響等が考慮されるため、報告数の増加のみから発生が増加していると断定することは困難と考えられている。(参照1)

表5 E型肝炎患者の感染地別報告状況(2000~2010年)(単位:人)

年次	国内感染			国外感染	不明	合計
	2000	2001	2002			
2003	1	0	15	1	0	3
2004	22	28	34	9	0	31
2005	54	54	54	9	0	41
2006	54	54	54	16	1	71
2007	41	41	41	15	0	56
2008	38	38	38	10	1	44
2009	63	63	63	3	0	56
2010	59	59	59	7	0	66
2011	55	55	55	6	0	61
2012	112	112	112	8	1	121
合計	507	507	507	97	5	609

(参照 11, 29, 53, 54, 55, 56, 57)より引用、作成

なお、2018年は11月27日現在として、106例が正型肝炎患者として届出されている。また、2011年10月に正型肝炎のIgA抗体検出キットが保険適用になり、2012年以降IgA抗体検出キットによる診断が大きく増加している。(参照 8)

a 症状の発現状況

2006年1月末までに国内48医療機関で集められたとされるHEV感染症の243症例について、症状の発現状況ごとにまとめたものが表6である。(参照 58)

表6 HEV感染者の性別症状発現状況(単位:人)

性別	無症状	不顕性感染(%)	急性肝炎(%)	亜急性肝炎(%)	重症肝炎(%)
男	188	53(28.2)	106(56.4)	17(9.0)	12(6.4)
女	55	18(32.7)	29(52.7)	4(7.3)	4(7.3)
合計	243	71(29.2)	135(55.6)	21(8.6)	16(6.6)

(参照 58)より引用、作成

同調査結果について、年齢階級別に発症者数をまとめたものが表7である(参照27)。重症肝炎は60歳以上で全体の68.8%と最も多く、急性肝炎及び急進性肝炎重症型では40~59歳の年齢層が50%以上と最も多かった。

表7 E型肝炎発症者の年齢階層別症状現状況

(単位：人)

年齢階級	既往感染者	急性肝炎 (%)	急性肝炎重病 (%)	重症肝炎 (%)
0~39歳	25	21 (15.6)	3 (14.3)	1 (5.3)
40~69歳	85	70 (61.9)	11 (62.4)	4 (25.0)
70歳~	62	44 (32.6)	7 (33.3)	11 (68.8)
合計	172	135 (100)	21 (100)	16 (100)
平均±SD	62.8±14.4	52.8±16.6	58.9±10.1	
平均±SD : 各項目の平均±年齢士標準偏差	(参照 68)より引用、作成			

b 死者数

2000年～2013年の日本の人口動態統計から、死因が急性E型肝炎となっている死者数を年齢階級別にまとめたものが表8である。統計として報告されている死者数は年0～2人であり、統計上の死者は全て60歳以上となっている。

表8 急性E型肝炎による年齢階級別死者数

年齢区分	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	合計
0~4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5~9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~29歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30~39歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40~49歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50~59歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60~69歳	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70~79歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80~89歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90歳~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1	0	1	1	2	0	2	0	0	1	1	0	2	1	12

厚生労働省 人口動態統計により引用、作成

c 感染経路

1999年4月～2008年第26週の間に報告されたE型肝炎患者のデータのうち、感染経路(推定又は確定)についてまとめたものが表9である(参照11)。感染経路不明のもの(約55%)が最も多く、飲食物が関与するもの(約44%)が次に多い。

感染経路	報告数 (%)	内訳 (%)
経口感染(飲食物の記載あり)	128 (44.4)	
輸血	3 (1.0)	
その他・不明	157 (54.5)	
合計	288 (100)	

(参照 11)より引用、作成

上記表9に掲載されたデータで、問診等により経口感染によると報告されたもののうち飲食物の記載のあるものについて、その種類別の患者数をまとめたものが表10である(参照 11)。豚肉が最も多く(38.5%)、次いで、猪肉(23.0%)、鹿肉(17.8%)の順で報告されている。また、豚肉、猪肉及び鹿肉については、それぞれ26.9%、22.6%及び45.8%の患者が生食していたことが報告されている。

表9 E型肝炎の感染経路別発生状況

(単位：人)

飲食物の種類	報告数 (%)	内訳 (%)
豚肉	52 (38.5)	46 (88.6)
イノシシ肉	31 (23.0)	12 (38.7)
シカ肉	24 (17.8)	—
その他	28 (20.7)	—
合計	135 (100)	—

(参照 2)より引用

*猪肉及び鹿肉を喫食した報告数には7例の重複が含まれている。
報告数 (%) : 各飲食物の種類の報告数／報告数の合計
内臓内 : 内臓肉を喫食したとの記載のある報告数／各飲食物の報告数
生食 : 各食品を生で喫食したとの記載のある報告数／各飲食物の報告数

基本死因分類が「B17.2 急性E型肝炎」とされたものを集計
厚生労働省 人口動態統計により引用、作成

d 食肉の喫食との関連が疑われたE型肝炎の国内事例
豚の食肉の喫食との関連が疑われたE型肝炎の事例について、表 11 にまとめた。
また、表 11 の事例②の北海道における報告の10例のE型肝炎患者の詳細について
(重複を含む。)とされている。(参照 59)

表12にまとめた。なお、豚の食肉ではないが、猪肉・鹿肉の喫食に関連するE型肝炎の事例について表13にまとめた。

表11 豚の食肉の喫食との関連で疑われたE型肝炎事例

発生地 域	患者の 年齢・ 性別等	発症年 月等	喫食回数・喫食 量等	症状・備考等	参考
①東京 神奈 川地区	10名の 国内感 染例(男 性7名、 女性3 名、年齢 34歳～ 69歳)	1998～ 2004年	豚レバ刷じを好 んで喫食した事 例及び豚肉のシ ヤブシヤブを頬 間に喫食した事 例が含まれる。	海外渡航歴がなく発症し、HEV RNA陽性によりE型肝炎と診断 された計10名の既往歴なし事例。	(参照 60)
②北海 道	男性 10 名 46歳～ 86歳	2001 年5月 ～2002 年12月	焼いた又は生 （半加熱）の豚 肝臓及び生（半 加熱）の豚の脂 肪の大腸を喫食した とされる。	北海道北見市の第一病院で隔離され た10名のE型肝炎患者のうち9 例が猪窓の2週間～8週間前に焼 いた又は生（半加熱）の豚の脂 肪の大腸を喫食した とされる。	(参照 16)

*症状・備考等の欄については、各事例報告に基づいて記載している。

表12 北海道北見市の第一病院で経験された10例のE型肝炎患者の詳細

患者 年齢	発症年月	豚肝臓*の喫食回数又は頻度 (発症前の最終喫食日)	HEV分離株		
			潜伏期間	遠伝子型	
72	2001.5.22	家庭	23回 / 年 (1～2か月前)	HE-JA12	G4
46*	2001.5.30	家庭	2回 / 月 (2週間前)	HE-JA13	G4
57	2001.11.18	家庭	2～3回 (1～2か月前)	HE-JA14	G4
51	2002.7.14	家庭	2～3回 (1～2か月前)	HE-JA15	G3
72	2002.8.16	家庭	1回 / 月 (1か月前)	HE-JA16	G3
64	2002.9.28	—	—	HE-JR4	G4
61	2002.11.8	家庭	1回のみ (41日前)	HE-JA17	G4
58*	2002.11.23	家庭	1～2回 / 年 (1か月前)	HE-JR5	G4
86	2002.11.30	家庭	7連続日 (19日前)	HE-JA18**	G4
56*	2002.12.19	飲食店	1回 / 月 (1か月前)	HE-JA19	G4

*46歳、56歳、66歳の患者は、豚肝臓の喫食の際に生（半加熱）の豚の脂及び大腸も喫食してい
た。
**86歳の患者より分離された株は、市販の豚肝臓から分離されたHEV株の塩基配列と100%一
致した。(参照 16)より引用、作成

(参考)

表13 猪肉・鹿肉の喫食を通じた又は喫食と遅延した巨大型肝炎事例

発生地 域	患者の 年齢・ 性別等	発症年 月等	喫食食品 等	症状・備考等	参考
①鳥取 県	53歳男 性及び 友人の 70歳の 男性	2003 年3月 ～4月	1月後半から2 月初めにかけて、6 回にわたり生 (手加熱)のイ ノシシの肝臓を 喫食	63歳の男性は2003年3月に急性 肝炎と診断。患者血清は、抗HEV 抗体陽性。HEV RNAは陽性。 友人の70歳の男性は、肝炎肝炎に より4月に死亡。急性期の3月の 患者血清では、HEV RNA陽性で あった。着信子愛G4。	(参照 64)
②兵庫 県	44歳・ 男性、 69歳・ 男性 (父) 42歳の 男性 (弟) 61歳・ 男性 (知 人)	2003年 4月	猪祭により捕獲 した野生のシカ (ニホンジカ) 2 頭を生(手加 熱)で、刺身又 は寿司として、3 回喫食。 1回の喫食量は1 人当たり100g と記載	喫食者7名のうち喫食6-7週間後 にE型肝炎を発症した4名全ての 患者から抗HEV抗体が陽性で、HEV RNAが検出された。冷凍保存され ていた鹿肉の喫食製品から、PCR によりHEVの検出が試みられた。 2月22日に喫食された鹿肉(鹿肉 1)はHEV陽性、4月に2回喫食 された別の鹿の肉(鹿肉2,3)は HEV陰性であった。鹿肉1から は、およそ10%のHEV RNAが 検出された。 鹿肉から検出されたHEVの塩基 配列と患者3人から分離された HEVの塩基配列は100%一致し、 患者1人から分離されたHEVの 塩基配列は1塩基のみ異なり、 99.7%の相同性であった。 HEV陽性であった鹿肉(鹿肉1) を喫食しなかった家族のうち2人 は、鹿肉2,3(HEV陰性)を喫食 したにもかかわらず、HEVに感染 しなかった。鹿肉1を僅かに喫食 した1人もHEVに感染しなかつ た。鹿肉を生(手加熱)で喫食した 事例に基づき、HEV感染が人獣共 通感染であり、ヒトが動物から感 染することを直接証明したもので ある。	(参照 14)
③長崎 県	71歳・ 男性	2004年 4月28 日	野生の猪肉をバ ーベキューとし て提供。喫食量は 1人当たりおよ そ80gとされて いる	急性の肝炎を発症する。59日前で ある2004年2月28日に野生の猪 肉を71歳男性、71歳の女性(妻)、 55歳の男性(義弟)が喫食。いず れも生では喫食していないが、71 歳の男性患者は、他の人と比べて 肉をレアの状態で喫食。71歳の男 性は、抗田EV抗体、HEV RNA陽 性。55歳の男性は、高レベルの抗 HEV IgM抗体を保有していたが、 不顕性感染であった。	(参照 65)

発生地 域	患者の 年齢・ 性別等	発症年 月等	喫食食品 等	症状・備考等	参考
④長崎 県	62歳・ 男性	2004年 10月	猪の焼肉の喫食	患者は発熱、倦怠感、肝機能障害、 血球減少の症狀を認め、抗HEV IgM抗体、抗HEV IgG抗体及び HEV RNAは陽性であった。当該 患者は2004年10月に2回、猪の 焼肉を喫食。一緒に喫食した7人 中5人からの血液検査では、抗 HEV抗体、HEV RNAいずれも陰 性。患者の保存はなく、直接の原 因が否かは不明。	(参照 66)
⑤福岡 県	50代後 半女性	2005年 3月	狩猟肉(野生の猪 肉)の喫食(調物 及び焼肉)	発症前に2回、野生の猪の肝臓肉 を喫食していた。1回目は2004年 12月28日に夫婦2人で鍋物とし て喫食した(冷凍庫に商品を保 管)。2回目は2005年1月19日 に焼肉として夫婦2人及び友人9 人で喫食した(冷凍庫に商品を保 管)。患者以外の喫食者に発症者な し。健全商品として冷凍保管して いた猪肉2回分のうち2回目に喫 食した患者及び患者の血液から HEV RNAが検出され、塩基配列 を比較したところ、240/241塩基 が一致。猪肉が觸摸源となつたこ とを直感的に示す証拠となつた。2 回目の喫食で感染したと考えら れた。潜伏期間は52日と推定され た。	(参照 67)
⑥静岡 県	71歳・ 男性	2007年 3月	野生の猪の肝臓 を生食	2006年12月末に飲食店で野生の 猪の肝臓を生食。2007年3月12 日入院。商品なし。	(参照 68)
⑦東京 都	69歳・ 男性	2008年 2月	発症の約2か月 前に偶然71歳男 性と同一飲食店 で別々に猪の肝 臓を生食	71歳男性と同じく2006年12月 末に飲食店で野生の猪の肝臓を生 食。商品なし。2007年3月16日 に肝機能異常が認められ、入院。	3例とも抗HEV抗体陽性、HEV RNA陽性。塩基配列はG4。塩基 配列は相互に99.8%以上一致。 東京都内の第1例において、2009年 4月から29例のうち、7例が急 性重型肝炎と診断された。感染症

マは、食品媒介性疾患の入院患者の 8%、死者の 24%を占めるとされている(参照 76)。

③旋毛虫症(トリヒナ症)

日本で確認された旋毛虫症(トリヒナ症)又は旋毛虫症(トリヒナ症)疑いの事例について、以下の表 14 にまとめた。日本国内の旋毛虫症(トリヒナ症)の集団発生は、過去に熊肉の生食に起因する 3 件が報告されているが、その後は集団発生の報告ではなく、国内及び輸入症例の散発例が報告されている。

表 14 日本で確認された旋毛虫症(トリヒナ症)又は旋毛虫症(トリヒナ症)疑いの事例について

発生地 地域	患者の 年齢・ 性別等 例	発症年 月等	喫食食品 回数・喫食 量等	症状・備考等 等	参考	
④兵庫 県	46 歳・ 男性	2010 年 2 月	発症 2 週間前に 火を通した料理 で鹿及び猪の肉 を喫食	屠殺可能であった症例は 2 例。		
⑤長崎 県	69 歳・ 男性 2 名	2003 年 4 月	一度は火を通して た猪肉	地元の老人会により猪のバーベキュー セーバーティーが催され、参加者 のうち 2 名が後に急性肝炎を入院 し、抗体 EV 抗体陽性、HEV RNA 陽性であった。その後、2 名を含 むバーティーの参加者 12 名につ いて調査を行った結果、11 名が抗 HEV 抗体陽性であった。		
⑥静岡 県	54 歳・ 男性	年月の 詳細な し	県内で捕獲され た野生の猪の肝 臓を焼いて喫食	喫食の約 1か月後に入院、急性肝 炎と診断された。抗 HEV 抗 体、HEV RNA 阳性。猪肝をフリ イパンで頬くなるまで十分に加熱 調理したことであったが、肉 の一部が加熱不十分であったか、 箸などの調理器具の処理が不十分 であつたため、感染が成立したと 推測。	(参照 72)	
三重県		1981 年 10 月 ~ 1982 年 1 月	旋毛虫 (ト リヒナ) 抗 体陽性者は 60 名	現地で捕獲されたツキノワグマの 肉及び肝臓を喫食した 43 名 中 60 名が血清抗体陽性。潜伏期間 は 7~64 日(平均 24.3 日)。原因と なったマサウは当初は京都又は兵 庫とされたが、輸入(中国産)の 可能性もあるとされている。	(参照 77, 78)	
タイ 感染		1982 年	1 名	豚肉(冷 蔵)	豚肉(冷蔵)を喫食し、発熱し、便 に潜伏された。患者血清中の抗体 陽性。	
鳥取県		1984 年	1 名	豚肉・牛肝 肉(冷蔵)	豚肉・牛肝 肉(冷蔵)を加熱不十分な状態で喫食。 患者血清中の抗体陽性。筋生検で は陰性(幼虫が検出されていな い)。原因食品として最も疑われた カナダ産豚肉(冷蔵) 1984 年 トックク分を検査したが陰性(幼虫 が検出されていない)とされている。	(参照 81)
山形県		1985 年	1 名	豚肉(出所不 明) 吻端剥け	豚肉(出所不明) 吻端剥けで喫食。 患者血清中の抗体陽性。	(参照 78)

*症状・備考等の欄については、各事例報告に基づいて記載している。

④トキソプラズマ感染症

国内外において、トキソプラズマに関する連続的なサーベイランスは行われていない
ことから、国内での感染状況の把握は困難な状況にある。
小児感染学会を母体とし、全国の小兒科を標榜する施設及び新生児専門施設の
2,624 施設に調査票が送られ、そのうち 1,183 施設から得られた回答結果によ
り、2006 年から 2008 年までの 3 年間に少なくとも 16 例の先天性トキソプラズマ
症が報告された。(参照 73)

海外においては、トキソプラズマ症は各国で発生がみられ、その有病率は各国で
異なるとされ、WHO では、全世界人口のおよそ 30% はトキソプラズマに感染して
いると推定している。
FAO/WHO による「食品由来寄生虫に関するリスク管理のための指針基準に関する
ランク付け」では、食品媒介性の寄生虫について、世界規模における疾病及び
分布、重篤性、死亡率、以後疾患が増加する可能性、国際貿易への影響、並びに經
済的に感受性の高い集団に対する影響という指針の因子に基づき、リスクランキン
グを行った結果、トキソプラズマは 4 番目にランキングされ、小型反芻動物由來の
肉、豚肉、牛肉及びビエに関連する寄生虫であるとされている。(参照 74)。
米国では、年間 225,000 例のトキソプラズマ症が発生しているとされているが、
そのうちの 50%が食品に関連するとされている(参照 75)。さらに、トキソプラズ

1 冷凍保存した肉を漬ったまままで味わう料理

るランク付け」では、有鉤条虫は、1番にランキングされ、豚肉に関連する寄生虫であるとされている(参照 74)。

世界的には、主に南米、南及び東南アジア並びにアフリカのサハラ砂漠周辺においては、数百万人が有鉤条虫 (*T. solium*) に感染していると推定されている。(参照 88)

国内での有鉤条虫症の報告例は、中国、インド等からの輸入感染例を除いてほとんどない(参照 89)。有鉤条虫症の報告例は、1908 年の第 1 例以来、2011 年までに 454 例報告されている。第二次世界大戦後に海外で感染したと思われる例が中心だが、国内では豚肉の消費が多い沖縄県からの報告例が多い。また、海外で感染した事例及びまれに国内で感染したと推測される患者が存在するとされている(参照 29, 89)。

有鉤条虫症による死者数は少なく、致死率は 1%未満と報告されている(参照 90)。

世界中の有鉤条虫症による死者数は、1980 年に 700 人 (Range 0 to 2800)、さらに 2010 年には 1,200 人 (Range 0 to 4300) と報告され、死者は全ての年齢層から認められ、また性差は認められていない(参照 91)。

発生地 域	発症 年月 等	発症者数	飲食食品等	症状・備考等	参考
広島県	1987 年	豚肉 (加熱不十分)	筋生検陰性 (幼虫が検出されない)。	患者の血清学的検査の結果、旋毛虫 (トリヒナ症) の疑い。	(参照 82)
中国で感染	1997 年	豚肉 (加熱不十分)	虫糞 (トリヒナ糞) の疑い。	中国で喫食し、帰国後に英症。原因不明感染として入院加療。患者血清中の抗体陽性。筋生検でも虫体を証明。	(参照 83)
ケニアで感染	2002 年	ワニ肉、シマワニ肉、豚肉、ダチョウ肉	ケニア旅途中に加熱したワニ肉、シマワニ肉、豚肉、ダチョウ肉を喫食。患者血清中の抗体陽性。	(参照 84)	
台湾で感染	2008 年	スッポン (生)	日本料理店で業務用スッポンを生で喫食した 23 名中 8 名が発症 (うち日本人は 3 名喫食、2 名発症)。	患者血清中抗体陽性。筋生検・食品残品ではいずれも虫体証明なし。潜伏期間は 6-15 日 (平均 9.1 日)。	(参照 85)

*報告にあつた記載に基づいて表を作成

FAO/WHO による「食品由来寄生虫に関するリスク管理のための複数基準に関するランク付け」では、旋毛虫 (トリヒナ) は、7番目にランキングされ、豚肉に関連する寄生虫であるとされている(参照 74)。

世界的には、旋毛虫症 (トリヒナ症) は 1980 年代より有意に減少しているが、旋毛虫 (トリヒナ) は、まだ低レベルで存在し、さらにはヒトの生活習慣の変化 (馬肉の生食、犬肉及び野生猪肉の喫食機会の増加等) により、暴露の機会は増えてきていると考えられている。米国において、年間約 150 例の旋毛虫症 (トリヒナ症) の患者が報告されており(参照 76)、それらの事例の 100%が食品媒介性であり、およそ 20%が豚肉によって引き起こされたとされている(参照 86)。感染を引き起こしたとされる豚肉の大部分は、小売商店から購入したものであり、以下の表 15 の例に示したような、生又は加熱不十分のいずれかを喫食したことによるものであるとされている(参照 20)。

表 15 極外国における旋毛虫症 (トリヒナ症) の報告事例の例

該外国の事例	発症者数	飲食食品等	参考
米国 ヴィスコンシン	40 人	適切に調理されていない豚のソーセージを喫食。	(参照 20, 87)
英國	8 人	セルビアで作られたサラミを喫食。	(参照 20)

④有鉤条虫症・有鉤囊虫症

FAO/WHO による「食品由来寄生虫に関するリスク管理のための複数基準に関する

V. 暴露評価
1. 汚染状況

(1) HEV
①国内の農場飼育時におけるブタのHEV汚染状況

日本のブタにおけるHEV感染状況を明らかにする目的で、2000年～2002年に北海道から沖縄まで、1道20県の117農場において、1～6か月齢のブタ、計3,925頭から血液検体が採取され、HEVの汚染実態調査が実施された。この調査の結果、全頭の93%にあたる109農場で、抗HEV IgG抗体陽性のブタが確認され、ブタのHEV汚染は全国規模で広がっていることが明らかとなった。採取された血液を用いて調べられた抗HEV IgG抗体の検査結果を表16に、HEV遺伝子の検査結果を表17に示した。血清中の抗HEV IgG抗体の検出率は、月齢とともに上昇し、出荷時期となる6か月齢及び6か月齢では80%以上であった（表16）。血清中のHEV遺伝子は、1及び6か月齢では陰性であったが、3か月齢のブタでは検出率が14%と最も多かった（表17）。血清中の抗HEV IgG抗体の検査結果は、母ブタからの移行抗体が消失する1～2か月齢のブタにHEVが感染し、2～4か月齢で末梢血中にHEVが現れるが、抗体を獲得して6か月齢までに末梢血中のHEVは排除されることがある（参照12, 92, 93）。

表16 ブタのHEV感染の有無に関する検査結果（抗体検査）

ブタの月齢	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
サンプル数	218	698	1,060	680	583	386
抗体保有数	21	71	509	583	732	326
抗体保有率	10%	10%	48%	86%	83%	84%

（参照12）より引用、作成

表17 ブタのHEV保有の有無に関する検査結果（遺伝子検査）

ブタの月齢	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
サンプル数	218	378	1,060	360	383	386
遺伝子検出数	0	11	146	34	2	0
遺伝子検出率	0%	3%	14%	9%	1%	0%

（参照12）より引用、作成

②国内の出荷時におけるブタのHEV汚染状況

熊本県内で2006年から2012年までにと畜場で採取されたブタの検体を用いてHEV汚染実態調査が実施された。血清から抗HEV IgG抗体が検出されたのは、966検体中695検体（71.9%）であったが、豚舍間で0～100%と大きな差がみられた。HEV遺伝子が検出されたのは、と畜場で合計80検体中2検体（2.5%）、皮膚肝臓183検体中11検体（6.0%）、血液1,371検体中2検体（0.1%）であるが、調査した国の豚肉生産チェーンの全段階（と畜場、加工施設、販売店）の検体からHEV RNAが検出された。定義的に解釈したところ、HEVは

であった。その結果を表18に示した。（参照94）

表18 国内のと畜場におけるブタのHEV遺伝子検査の結果

	と畜検査で合 格となつた肝 臓	と畜検査で合 格となつた肺	血液	合計
検査数	80	183	1,371	1,634
陽性数	2 (2.5%)	11 (6.0%)	2 (0.1%)	15 (0.9%)

（参照94）より引用、作成

2005年9月～11月に新潟県の18農場からと畜場に搬入された計57頭の肉豚及び6農場の繁殖豚8頭の胆汁、肝臓及び血液を検体として、ELISAキットにより、HEVの汚染状況が調べられた。血中抗HEV IgG抗体が陽性となつたのは12農場から搬入された肉豚17頭（30%）及び3農場の繁殖豚3頭（38%）であった。胆汁からHEV遺伝子が検出されたのは肉豚1頭であった。なお、出荷肉豚3頭からHEVが検出された1農場で生青豚肺の感染状況が調べられた結果、4か月齢、5か月齢及び6か月齢で、それぞれ4/5、1/5及び1/5頭の糞便からHEV遺伝子が検出された。（参照95）

出荷豚ブタ（約200日前）におけるHEV RNAの体内分布を検査した結果として、肝臓では4/20頭、胆汁では3/20頭、回腸組織では1/20頭、結腸組織では3/20頭の豚がHEV RNA陽性であったと報告されている。（参照96）

2006年～2012年に熊本県内でと畜されたイノシシ及びシカのHEV汚染実態調査が実施された。イノシシ173頭及びシカ63頭の筋肉、肝臓及び血液を用いて検査した結果、イノシシ13頭（7.5%）からHEV遺伝子が検出されたが、シカからは検出されなかつた。（参照94）

③国内の豚のHEV汚染状況

国内で市販されている豚の肝臓におけるHEVの検出状況については、2002年12月から2003年2月まで北海道内で市販されている豚の肝臓363検体を調査した結果、7検体（1.9%）から、HEV遺伝子が検出された。（参照2）

④海外の豚及び肉製品のHEV汚染状況

2010年に実施されたチエコ、イタリア及びスペインの調査では、と畜場で採取した健康なブタ113頭の糞便（113検体）、肝臓（112検体）及び筋肉（舌筋：112検体）の計337検体を用いて、定量的PCR法によるHEV検査を行つたところ、差19にまとめたように、糞便からは3～41%、肝臓からは3～6%、筋肉からは0～6%でHEVが検出されたと報告している。また、加工施設又は販売店で採取したソーセージ313検体のうちHEVが検出されたのはスペインの検体のみであった（陽性率6%）。各種検体から検出されたHEVが遺伝子型が全てG8であった。また、属性率に開きはあるが、調査した国（豚肉生産チェーン）の全段階（と畜場、加工施設、販売店）の検体からHEV RNAが検出された。

豚肉生産チェーン全般にわたって存在し、豚肉の加工工程によって内因性ウイルスが大幅に減少することはないことがわかった。したがって消費者は、供給源や原産国、さらには加工時ににおけるブタの糞便汚染とは無関係に、最高 6.0% の割合で HEV ゲノムを含む豚肉製品を購入する可能性があると結論付けている。(参照 97)

表19 チェコ、イタリア及びスペインにおけるブタのHEV陽性率について

国	糞便 検体数 (%)	肝臓 検体数 (%)	陽性検体数 検体数 (%)	筋肉 検体数 (%)	陽性検体数 検体数 (%)	ソーセージ (加工小売店時点) 陽性検体数 検体数 (%)
チエコ	140 (3%)	2/40 (5%)	1/40 (3%)	0/92 (0%)	0/92 (0%)	
イタリア	1434 (41%)	2/33 (6%)	2/33 (6%)	0/128 (0%)	0/128 (0%)	
スペイン	1539 (38%)	1/39 (3%)	0/39 (0%)	6/93 (6%)	6/93 (6%)	
計	30113 (27%)	5/112 (4%)	3/112 (3%)	6/313 (2%)	6/313 (2%)	

(参照 97)より引用、作成

⑤海外の豚の食肉のHEV汚染状況
海外で市販されている豚の糞便における HEV の検出状況は以下の表 20 のとおりである。

表20 豚肝臓からのHEV遺伝子の検出状況について

検体	検体数	陽性数	備考(検体について)
肝臓	62	4 (6.5%)	オランダの食肉販売店・食料品等
肝臓(冷凍)	127	14 (11.0%)	2005年5月～7月 2005年9月～2006年3月 (参照 2)より引用、作成

→

⑥ブタの体内におけるHEVの検出

HEV 感染ブタにおいて HEV が検出される組織等について、検討結果が報告されている。

日本国内の農場における HEV 自然感染ブタにおける HEV の動態をブタの出生前 200 日齢まで経時的に観察した報告では、糞便中の HEV の排出期間は 30～110 日齢で、排出のピークは、40 日目の糞便中の 106.0 コピーであった。120 日齢では糞便からの HEV RNA は検出されなかつた。ウイルス血症は 40～100 日齢までみられ、ウイルス血症となってから 20 日後から、抗 IgG 抗体及び抗 IgM 抗体がみられるようになつた。さらに、200 日齢であつても、3/13 頭の豚で肝臓、胆汁及びシハ筋(腎臓リンパ節)で HEV RNA が検出されている(参照 98)。

HEV を静脈内投与により実験的に 2 頭のブタ(7 及び 10 週齢)に接種した報告

では、HEV 接種後 7 日目に、2 頭中 1 頭のブタから血清中に一時的に HEV RNA が検出され、接種後 7～11 日目にウイルス血症が観察されたが、別の 1 頭のブタの

血清からは検出されなかつた。接種後 18 日目に組織を採取して HEV の組織内分布について検討した結果では、肝臓、小腸及び大腸から HEV RNA が検出され、比較対照である HEV に自然感染した 14 週齢の 11 頭のブタにおいても、HEV RNA は、肝臓、小腸及び大腸に幅広く分布していたと報告されている。HEV 感染の経過において、消化管の全ての部位に HEV が分布するのかどうかについて、2 頭中 1 頭のブタでは、結腸に HEV RNA が検出されたが、回腸及び盲腸には検出されず、別の 1 頭のブタでは、回腸及び盲腸に HEV RNA が検出されたが、結腸には検出されなかつた。一方で、HEV に自然感染した 1 頭のブタでは、全ての腸の組織及び腸内叢物に HEV RNA が検出された。これらの 3 頭のブタのいずれか又は全頭から HEV は肝臓、胆嚢、十二指腸、回腸、盲腸、結腸、直腸及び腸内容物において検出されたが、脾臓、筋肉及び心臓ではいずれのブタからも HEV RNA を検出できなかつたとされている。(参照 99)

生後 3～30 日齢のブタ 10 頭に HEV を静脈内投与し、1 週目から 7 週目まで主要臓器等を採取し、HEV RNA を定量したところ、HEV RNA は、肝臓、心臓、肺、腎臓、胆嚢、膀胱、腎臓、胆嚢、脛、筋肉等で検出されたとの報告がある。この報告の中では、HEV RNA は肝臓及び胆汁で最も多く検出されている。血清及び筋肉からも投与後 2 週目から HEV RNA が検出されたが、それらの RNA 量は肝臓と比較した場合に数十～数百倍と少なかつたと報告されている。(参照 100)

国外では、実験的に HEV に接触感染又は HEV を静脈内投与することにより感染させたブタでは、肝臓、リンパ節、脾臓、腸(回腸、空腸及び大腸)等の組織から HEV RNA が検出されたという報告がある。また、筋肉の検体からも、39 検体中 20 検体で HEV RNA が検出されたとしている。なお、報告文献のディスクッションにおいて、筋肉等の臓器由来の検体中に HEV RNA が検出されたことについて、これらの組織中に元々 HEV RNA が存在していたのか、血液由来等の交差汚染によるものであったのかどうかについてはわからないと考察されている(参照 101)。

⑦豚の食肉におけるHEV量

HEV に感染した豚の食肉中の HEV 量については十分な知見がない。文献中に記載のあった HEV RNA 又は核酸増加方面については以下のとおりである。

a. 実験的にHEVに感染させた豚の肝臓
実験的に HEV を感染させた豚肝臓を用いて、不活化条件を検討した研究において、材料である豚の肝臓中に含まれたウイルス量は、定量的 RT-PCR の解析結果より、 10^8 HEV RNA (相当) / g とされた。(参照 102)

b. 実験的にHEVに感染させた又はHEV自然感染の豚の肝臓
 10^6 HEV RNA の HEV を静脈内投与した豚(投与開始時 7 及び 10 週齢の 2 頭)の接種 18 日後の肝臓では、定量的 RT-PCR の解析結果より、 $10^{4.3}$ コピー～又は $10^{5.4}$

コピー/ μ g の HEV RNA が存在していたとされている。また、HEV 自然感染の豚（14 豚頭）肝臓には、 $10^{4.49}$ コピー/ μ g の HEV RNA が存在していたとされている。(参照 99)

g. 野生の猪の肝臓

HEV (wboGER27) を含有した野生の猪の肝臓を用いて、PBS を用いて肝臓液を作製した研究において、肝臓懸濁液中のウイルス量は、定量的 RT-PCR による解析結果によると、 5×10^8 HEV RNA/ml であった。(参照 103)

(2) 細菌 (サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリ)

2008 年度～2013 年度に厚生労働省が実施した食品の食中毒汚染実態調査の結果は以下の表 21 のとおり報告されている。ミンチ肉（豚）については、大腸菌 (*Escherichia coli*)、サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリの陽性率はそれぞれ 71.8%、2.8% 及び 0.1% と報告されている。豚肉については、*E. coli*、サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリの陽性率はそれぞれ 14.0%、1.1% 及び 0% と報告されている。なお、腸管出血性大腸菌 O157、O26 及び O111) は全て陰性であったと報告されている。

表 21 食品中の食中毒汚染実態調査結果（平成 20 年度～平成 25 年度）

	<i>E. coli</i>			サルモネラ属菌			カンピロバクター		
	検体数	陽性数	陽性率	検体数	陽性数	陽性率	検体数	陽性数	陽性率
ミンチ肉 (豚)	811	582	71.8%	915	26	2.8%	673	1	0.1%
豚肉	93	13	14.0%	93	1	1.1%	91	0	0%

	O157			O26			O111		
	検体数	陽性数	陽性率	検体数	陽性数	陽性率	検体数	陽性数	陽性率
ミンチ肉 (豚)	915	0	0%	915	0	0%	399	0	0%
豚肉	93	0	0%	93	0	0%	43	0	0%

2008 年度～2013 年度 食品の食中毒汚染実態調査（集計結果）(厚生労働省) より引用、作成

そのほか、市販の豚肉 188 検体中 103 検体 (56.3%) から *E. coli* が検出されたが、腸管出血性大腸菌 O157 は全て陰性であったとされ、サルモネラ属菌は 4 検体 (2.2%) から検出されたとする報告がある(参照 104)。また、国内の豚の肝臓 14 検体を検査した結果では、1 検体 (7%) からサルモネラ属菌が検出され、カンピロバクター・ジェジュニ/コリは検出されず、豚の内臓肉 2 検体を検査した結果では、サルモネラ属

菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリのいずれも検出されなかつたとする報告がある(参照 105)。

海外の報告として、市販している豚肉 1,440 検体を検査した結果、25 検体 (1.9%) からサルモネラ属菌が、66 検体 (5.0%) からカンピロバクター・ジェジュニ/コリが、それぞれ検出されたとする報告がある。また、豚の内臓等（肝臓、心臓、腎臓及び腎）131 検体を検査した結果、31 検体 (23.7%) でサルモネラ属菌が、24 検体 (18.3%) でカンピロバクター・ジェジュニ/コリが、それぞれ検出されたとする報告がある。(参照 106)

2013 年 1 月から 5 月までの間に、国内のど畜場に搬入された肉用豚 17 塵場 50 頭を対象として豚の肝臓のサルモネラ属菌又はカンピロバクターによる内部汚染の実態調査が実施された。サルモネラ属菌についてはこのうちの 40 頭の豚より胆汁を採取して定性試験が行われ、カンピロバクター・ジェジュニ/コリについては 50 頭の豚より胆汁を採取して定性試験が行われた。調査した豚 50 頭のうち 5 頭について、豚汁に加え、無菌的に採取した肝臓の尾状葉、内側右葉、外側左葉についてもサルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリの定性試験が行われた。その結果、豚汁についてでは、いずれの後体からもサルモネラ属菌又はカンピロバクター・ジェジニア/コリは分離されなかつたが、肝臓組織について、5 頭中 2 頭の豚の尾状葉及び 1 頭の豚の内側右葉からサルモネラ属菌又はカンピロバクター・コリが検出された。(参照 107)

また、国内で、2013 年 5 月から 9 月に、計 6 戸の農場から搬入され、と畜場で處理された肉用豚 293 頭、産用繁殖豚 7 頭の肥育から無菌的に胆汁 20ml を採材、1 戸の農場の豚から肝臓実質 15 検体を採取し、肝臓の各部位を無菌的に採取し、カンピロバクターの検出試験が行われた。その結果、胆汁内胆汁については、1 戸の農場から 73 検体中 9 検体 (*C. jejuni* 7 検体, *C. coli* 1 検体, *C. fetus* 1 植体) からカンピロバクターが分離されたが、その他の肉用豚及び産用繁殖豚の検体では陰性であった。肝臓実質については、検査した 15 検体中、胆汁でカンピロバクターが陽性であった豚の肝臓からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたため、胆汁を介した肝臓内部の汚染があることが示唆された。(参照 108)

(3) 寄生虫

① トキソプラズマ

1960 年代後半にトキソプラズマの感染経路が解明され、農場の衛生管理が徹底された結果、ブタのトキソプラズマ感染は激減しているとの報告がある(参照 21)。農場でのブタの抗体保有率について、板木県で実施された農場のブタの抗体検査では、2006 年～2013 年までの抗体陽性率は 0～12.0% の水準であったとされている。また、北海道で実施されたと畜場における検入ブタの抗体陽性率においては、抗体陽性率は繁殖豚で 7.0%、肥育豚で 0.6%、ブタ全体で 1.9% であり(参照 109)、2012～2013 年に岐阜県のと畜場における検入されたブタの調査においても、豚の抗体陽性率は、5.2% と比較的低水準であったと報告されている(参照 110)。なお、ブタのトキソプラズマ病は、家畜传染病予防法により、届出伝染病に指定されており、また、と畜場法によりと畜場の検査対象にもなっているので、疾病

が確認された場合は全部感染される。ブタの場合、生体検査時に異常を示さず、剖検時に発見された病変（リンパ節、肝臓、肺等）の検査でトキソプラズマ病と診断される感染（有病変不顯性感染）が大半数である。（参照 111）

ブタのと畜頭数は年間、全国で約 1,700 万頭であるが、その中でトキソプラズマ病は表 22 に示すように、と畜検査結果に基づく頭数は近年、年間 80 例前後で推移しており、主として神奈川県で検出されている。（参照 112）

表 2.2 家畜伝染病予防法及びと畜検査結果に基づくブタのトキソプラズマ病の報告頭数

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
家畜伝染病予防法に基づく報告頭数（年次報告）	46	19	46	51	70	53	142	79	62
と畜検査結果に基づく頭数（年次報告）	68	21	61	60	79	86	88	82	78

2004 年～2012 年分 県別伝染病発生年報（農林水産省）、畜肉検査等情報還元調査（厚生労働省）

日本におけるトキソプラズマの食品汚染実態として、1959 年から 1981 年までの間は、豚肉の汚染についての報告が多く、トキソプラズマの分離率は 0 から 26.5% であったとされた（参照 21）。しかしながら、近年では豚肉のトキソプラズマ汚染に関する分離調査報告はない。

②旋毛虫（トリヒナ）

日本のブタについては、*T. spiralis* は、今まで確認されていない。と畜場法に基づき、と畜検査において食肉に旋毛虫（トリヒナ）の感染が確認された場合には、飼肉は全部産業される。

③有輪条虫

日本国内にはほとんどみられないが、輸入豚肉及び輸入正味には注意を要するところである（参照 29）。

日本のと畜場法では、と畜検査において有輪条虫症であることが確認されたブタは全頭駆除される。豚肉内の有輪条虫の存在は、筋肉の横切により肉眼的に確認可能であるが、多く見出される部位は胸筋、腹筋、肩筋、横隔膜筋等であるとされている（参照 24）。と畜場におけるブタの糞虫病の国内の報告頭数については、以下の表 23 に示すとおりである。2005 年に 1 頭及び 2007 年に 6 頭のブタが全部駆除として報告されているが、後の調査により、2007 年の 6 頭については、有輪条虫が検出されたものではないとの報告もある（参照 112）。

表 2.3 と畜場におけるブタの糞虫病の報告頭数

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
と畜検査結果 に基く頭数 (年度報告)	* 禁 0 全 0	禁 0 全 1	禁 0 全 6	禁 0 全 0					
2004 年～2012 年分 食肉検査等情報還元調査（厚生労働省）	-0 -0	-8 -3	-0 -3	-4 -0	-5 -4	-5 -4	-1 -1	-1 -1	-0 -0

*と殺処理又は解体禁止（禁）、全部駆除（全）、一部駆除（一）した頭数を記載。

**ブタの糞虫病の報告は、有輪条虫感染のみではなく、糸状虫等も含まれる。

2. 失活条件（加熱条件）の検討（HEV）

（1）熟処理に係る知見

HEV は、加熱によって失活するが、加熱に対する豚の抵抗性に係る知見は非常に限られており、HEV の加熱抵抗性に関する情報のうち、豚の肝臓を試料として実験を行った結果について表 24 に整理した。

一般的な調理方法による加熱の有効性が豚に静脈内接種する豚ベイオアッセイにより調べられた。HEV (Gg) が検出された市販の豚の肝臓 2 植体の一部を 10% 脂油波とし、ウォーターベース中で 56°C で 1 時間加熱、あるいは一面が 0.6～1 cm² のサイコロ状に切り出し、191°C の油で 5 分間炒める（内部温度は少なくとも 71°C）又は沸騰水中で 5 分間加熱（内部温度は少なくとも 71°C）した。加熱したそれぞれの試料は、ホモジネート後、上清がブタの静脈内に 2 ml ずつ投与され、ブタは 8 週間観察された。その後、56°C で 1 時間の加熱では、ブタに感染は確認されなかたが、71°C 5 分間の加熱では、ブタに感染は認められなかつた。（参照 33）

HEV が検出された豚の肝臓懸濁液 100 μl を 1.5 ml の容器に分注し、ヒートプロック上で種々の条件で加熱した後に、ウイルス RNA 量を定量した。その結果、60°C 90 分間の条件では、ウイルス RNA 量が、4.42 log、3.25 log 減少したが、70°C 1 分間、75°C 1 分間、80°C 1 分間及び 85°C 1 分間では、それぞれウイルス RNA 量は、0.48 log、0.72 log、2.47 log 及び 2.58 log の減少であった。90°C 1 分間、95°C 1 分間では、いずれもウイルス RNA 量は 3 log 以上減少した（参照 103）。

HEV 阴性の豚の肝臓を用いて製造したバテッド材料を、材料内部温度が 62～72°C となる条件で 5～120 分間ウォーターバスにより加熱し、当該材料の上清を豚の静脈内に接種するブタベイオアッセイが実施された。HEV RNA の検出及び血清中の抗 HEV 抗体値を測定し、感染の有無が確認された。その結果、HEV の失活には 71°C 20 分間の加熱が必要であることが示された。その他、62°C 120 分間、68°C 20 分間、71°C 5 分間等の加熱処理では、HEV は豚への感染性を有していたとされている（参照 102）。

しかしながら、バテッド材料は脂肪を 48% 含む高脂肪飲料であり、英国食品基準局（FSA）では本研究について、脂肪が多いため加熱に対して HEV が抵抗性を示した可能性があると推測した（参照 113）。また、フランス食品安全衛生安全庁（ANSES）では、この実験結果が、静脈内投与であること等から、安全側に立った厳しい条件での結果であると指摘している（参照 114）。なお、原著の考察

において、「71°C 10分間加熱した試料を投与したブタは、62°C 10分間加熱した試料を投与したブタと同じ豚房の中で飼育されており、62°C 10分間加熱した実験群は、71°C 10分間加熱した実験群よりもウイルスを9日間早く排出している。このため、接触感染によるこれらの動物の感染の可能性は排除できない」と記載されている（ただし、62°C 10分間加熱の実験群は、論文中には記載されていない）（参照 102）。当該論文の接觸感染の可能性について、米国食品基準行（FDA）の HEV についての報告（2014 年）でも指摘されている（参照 113）。

表 24 HEV の加熱抵抗性に関する実験結果（豚又は猪の肝臓を試料とした実験）

試料	条件	結果	検出法	文献
豚肝臓碎物 (HEV 隅性, G3)	クリーパー皿中で加熱、ターナーの温度計 65°C で 1 時間 10 分間に通す。	豚に感染 (4/6: 5 痕中 4 痕) 豚に非感染 (0/6)	モジネットトを豚に灌流して検出 後、8週間の潜伏期間	（参照 33）
豚肝臓（一面が 0.5~1 cm ² のサイコロ状、HEV 隅性, G3）	水で洗める。 191°C 5 分間 (内温測定度は少なくとも 71°C)	豚に非感染 (0/6)		
豚肝臓 (0.5~1 cm ² 以下のサイコロ状、HEV 隅性, G3)	沸騰水中で 5 分間 ボイル (内温測定度は少なくとも 71°C)	豚に非感染 (0/6)		
猪肝臓 滅菌液 (HEV 隅性, G3)	ヒートプロック (ヒートプロックの設定温度条件により加熱、冷却、混和)。 95°C 1 分間 60°C 60 分間	減少率として 99.94% (3.25 log 減少)	ウイルス RNA の定量 (参照 103)	（参照 116）
	65°C 60 分間	減少率として 99.90% (3.10 log 減少)		
	65°C 30 分間	減少率として 99.99% (4.42 log 減少)		
	60°C 90 分間 70°C 1 分間 75°C 1 分間 80°C 1 分間 85°C 1 分間 90°C 1 分間	HEV RNA は不検出 0.48 log 減少 0.72 log 減少 2.47 log 減少 2.68 log 減少 3.58 log 減少		
豚肝臓 (HEV 隅性, G3) から製造したパラメータ様料*	混度測定物オーダーバースで加熱。温度センサーを用いて試料の内部混度を測定。 71°C 20 分間 71°C 10 分間	ブタに豚肝臓内挿入。 後、35 日までの潜伏期間、便中の HEV RNA の検出及び便清中の抗 HEV 抗体測定。 （参照 102）	（参照 118）	（参照 117）

*パラメータ：フィガデルソーセージに近い組成として豚肝臓（実験に用いたものは HEV 隅性の豚肝臓）30%、脂肪 48%、酒水 17% をコードプロセッサーにかけ、スペイス 0.6%、重曹 2% を加え混合した調理料。

ヒト、ブタ及びイノシシから分離された HEV 様を用いた加熱抵抗性に係る実験結果は表 25 のとおりである。

ブタの粪便から分離された G3 HEV に感染させた PLC/PRF/5 細胞（ヒト肝臓由来細胞）の上清を用いて、熱処理による HEV 不活化の条件が調べられた。HEV を含む細胞上清を 60°C で 10 分間以上加熱すると PLC/PRF/5 細胞への感染性が消失した。同様にイノシシから分離した G4 HEV に感染させた PLC/PRF/5 細胞を用いて熱処理による HEV の感染性失活温度を調べた結果、60°C で 16 分間又は 65°C で 10 分間以上の熱処理が必要であった。（参照 116）。

ヒトから分離された 2 株の G1 HEV (Akiju 様及び Saiki5 様)、ヒトから分離された G2 HEV (Mer14 様) をそれぞれ含むウイルス懸濁液を熱処理後 HepG2/G3A 細胞（ヒト肝臓由来細化細胞）に感染させるることにより、加熱による HEV の感染性の減少を調べた。すべてのウイルスは 60°C 1 時間の加熱で約 80%以上が不活化された（参照 116）。

ブタの粪便から分離された G3 HEV を含むウイルス懸濁液 (10⁶ ノック / ml) 相当 / ml) を 56°C で 60 分間又は 95°C で 5 分間の条件で加熱処理し、EtopoRG 細胞（ヒト肝臓由来細化細胞）又は PICM-19 細胞（豚肝前庭細胞由来株化細胞）への感染性が調べられた。いずれの条件でも HEV の細胞への感染は確認されなかつた。56°C 60 分間の熱処理で感染が確認されなかつたとする当該実験の結果は、他の研究者の知見とは異なる。著者らは、HEV サンプルの起源、インキュベーション時間、HEV の重金属型の相違等が影響する可能性を指摘している（参照 117）。

ブタの粪便から分離された G3 又は G4 の計 4 種類の HEV を PBS X は 25%アルブミン溶液で懸濁し (コピーニュ 6.8~8.4log/ml)、60°C で加熱後 A549 細胞（ヒト肺胞基底上皮膚由来細胞）を用いて感染性が調べられた。PBS 中では、60°C 30 分間の加熱すると、HEV の感染性は検出限界以下まで減少し、ウイルスの不活化を示す指标である Log Reduction Factor は株によって 2.4log~3.7log 以上であると考えられた。一方、アルブミン溶液中では、60°C で 5 時間の加熱でも感染性が確認され、Log Reduction Factor は 1~2.2log であった。著者らは、ウイルス周辺の条件が加熱抵抗性に影響を与える可能性があると考察している（参照 118）。

ヒトから分離された G3 HEV (G3 JE03-1760F 株) を含む懸濁液 (10⁶ コピー / ml) を加熱後、3.0×10⁵ コピー / ml に希釈し、PLC/PRF/5 細胞（ヒト肝臓由来細化

細胞)に接着することによって感染性を調べた。その結果、95°Cで10分間、95°Cで1分間又は70°Cで10分間加熱するとPLC/PRF/5細胞への感染性が消失したが、65°C30分間の加熱後では感染性を有していたとする報告がある(参照 119)。

表25 HEVの加熱抵抗性による検査結果

試料	条件	結果	検出法	文献
豚から分離されたHEV	60°C 10分間 65°C 5分間	感染性消失 感染性消失	培養細胞(PLC/PRF/5)に接種後、RNA及びウイルス抗原を検出。	(参照 116, 120)
イノシシから分離されたG4 HEV	60°C 15分間 65°C 10分間	感染性消失 感染性消失	培養細胞(Hep G2/G3A)に接種後、RNAを検出**	(参照 116)
ヒトから分離されたG1 HEV (A/HuJ株)	65°C 1時間	ほぼ不活性化	培養細胞(Hep G2/G3A)に接種後、RNAを検出**	(参照 123)
ヒトから分離されたG1 HEV (Sur56株)	60°C 1時間	95%が不活性化	培養細胞(Hepa RG, PICM-19)に接種後、RNAを検出	(参照 117)
ヒトから分離されたG2 HEV (Mex14株)	60°C 1時間	約80%が不活性化	培養細胞(Hepa RG, PICM-19)に接種されなかつたウイルスの複製は確認されなかつた	(参照 117)
豚糞便から分離されたG3	65°C 60分間 95°C 5分間	不活性化	培養細胞(Hepa RG, PICM-19)に接種されなかつた	(参照 121)
ヒトから分離された4株のHEV	65°C 30分間	不活性化(細胞培養活性を示さなかつた)	培養細胞(Hepa RG, PICM-19)に接種後、RNAを検出	(参照 121)
ヒトから分離されたG3 HEV (CS-JE03-1160F株)***	65°C 30分間 70°C 10分間 95°C 1分間	RNA検出、感染性あり RNA不検出 RNA不検出	培養細胞(PLC/PRF/5)に接種後、RNAを検出	(参照 116)
豚から分離されたG3又はG4 HEV (アルブミン培液)	95°C 10分間 60°C 5分間	感染性消失(1.0~≥2.2 log)	培養細胞(A549)に接種後、RNA検出	(参照 118)
豚から分離されたG3又はG4 HEV (PBS)	60°C 30分間 60°C 15分間	感染性消失(≥2.4~≥3.7 log) HEV不検出	RNA検出	(参照 122)※文獻中にはデータは示されていない
豚から分離されたHEV (豚口腔液)				

* 接種ウイルス量=10⁶PFU/ml

** 感染細胞数を計算。

*** 接種ウイルス量=3.0×10⁵コピー/mlに調整。

(2) 諸外国におけるHEVと豚肉の加熱条件に係るガイドライン
諸外国における豚の食肉の生食又はHEVに関する基準設定等は確立されていない。
い。

(3) 諸外国におけるHEVと豚肉に係る評価

EU、米国等において、HEVの知見に係る意見書等作成又は食中毒を防止するための豚肉の調理方法に関する推奨事項の公表等を行っている。

① EU (EFSA Panel on Biological Hazards (BIOHAZ))
2011年に、EFSA Panel on Biological Hazards (BIOHAZ) が、ノロウイルス、A型肝炎ウイルス及びHEVを含む食品由来ウイルス (Foodborne virus) の発生及び管理に関する現在の知見のアップデートに関する科学的意見書 (Scientific Opinion) を公表している(参照 123)。以下、概要をまとめた。

a 概要

科学的意見書においては、ヒトへのHEVの感染は、動物由来製品を喫食することによっても発生しうるとされ、ポーチパイ、レバーパテ、猪肉、末油熟又は生の豚肉、自家製ソーセージ、肉、未殺菌乳、貝、エスニックフード等がリスクのある食品として挙げられているが、体系的な研究は非常に限られており、これらの食品の賛同が十分に実証された事例はほとんどないとしている。EUの国々におけるA型肝炎の発生率のデータではなく、HEVの感染経路、特に、どの程度食品由来のHEV感染が発生しているかも不明であるとしている。

b HEVの失活条件(加熱条件)

HEVは比較的の加熱に対しては抵抗性があるが、遺伝子型により抵抗性に違いがあるとしている。しかしながら、70°C 10分間又は95°C 1分間の加熱は、どの遺伝子型においてもHEVを不活性化するのに十分と考えらるとしている。また、HEVを3 log以上減少させたためには、少なくとも、通常の殺菌である63°C 30分間又は70°C 2分間といった加熱が必要であり、時間と温度の条件は、食材とその物理的及び化学的状態に依存するとしていている。

c HEVの予防措置

また、HEVの予防措置として、現時点においては、EUにおいて、HEVに係る特段の規制はない。HEVはと畜時に血液内に循環しているか、肝臓又は食肉中に存在しうるとしている。しかし、プラでは、臓器等に可視できる変化がみられないことから、生体検査及び剖検によって、HEVを検出できないだろうとしている。

EU規制においては、豚肉の表面汚染を遮ける又は減らす手法は存在しており、EnterobacteriaceaeとSalmonellaに対するmicrobiological criteriaが存在する。これらの表面汚染を防止する措置は、粪便中のHEVから豚肉表面への汚染防止に

効果があるだろうが、粪便汚染が HEV の伝達にどの程度寄与しているかは、不明である。したがって、現時点において食肉又は肝臓を消費する際に HEV 感染を防ぐ管理措置としては、十分な加熱のみであるとしている。

リスクのある食品の加熱を提案することは有益であるが、食肉及び食肉製品中の HEV を不活性化させる明確な時間と温度条件は明らかとなっていない。衛生的衛生管理を改善することは、非加熱で要食する食品への HEV の伝達を防ぐかも知れないが、この伝達経路がどの程度 HEV の感染に関連しているのかは不明であるとしている。

d 推奨事項

肝臓に疾患のある人、免疫不全の人及び妊婦は、HEV による E 型肝炎がより劇症化しやすいとの知見があることから、特にこのようなハイリスクグループへの衛生活動は行われるべきであるとしている。このため、意見書においては、HEV の予防のためにハイリスクグループの人々は、適切に調理していない豚及び豚を食べることは避けるべきであるとしている。

さらには、一般的に食品由来ウイルスについて、ウイルスを死滅させたり不活性化したりするよりも、食品のウイルス汚染を防ぐ手法の管理に焦点をおくことを推奨している。HEV については、食品由来の伝達経路を明らかにする研究が必要とされている。

②フランス (ANSES)

a 概要

近年、フランスで E 型肝炎が増加している地域があり、フィガデル等の豚生レバーコーヒーを用いた製品が主なリスク要因である可能性が考えられている。ANSES は、2013 年 5 月、HEV の汚染リスク評価について意見書(参照 114)を公表した。

b HEV の失活条件 (加熱条件)

意見書においては、HEV の生存に対する加熱処理の影響について公表された意見から、試料中の脂肪 (48%) の存在は、加熱に対してウイルスを保護する効果がある可能性があり、したがって、煮浸し調理及び肝臓切片は、加熱に対してより感受性が高いとしている。データは不足しているが、HEV 汚染のあるハム標本整品を試料として加熱条件を調べた実験では、ブタに静脈内投与という安全側に立った厳しい条件下で実施されており、この試験結果を基にした 71°C で 20 分間の処理は、HEV を確実に不活性化させるものとして推奨できることとしている。

c 結論

意見書における結論では、食品中の HEV の不活性化には最低でも 71°C で 20 分間の加熱処理が必要であるとしている。また、HEV 感染豚の肝臓を事前選別 (preselcted) できないのであれば、リスク低減の唯一の対策は、豚肝臓を用いた加工製品の製造時に最低でも 71°C 5 分間の熱処理を行った肝臓を使用することとしている。

いる。

③イギリス (FSA)

a 概要

近年、A 型肝炎ウイルス (HAV) 及び HEV による食品からの感染が懸念されてきていることから、異なる食品における肝炎ウイルスの生存に係る問題が提起され、食品基準庁 (FSA) は、2014 年 8 月、HAV 及び HEV の生存及び除去に係るレビュー(参照 113)を公表した。

b HEV の失活条件 (加熱条件)

レビューにおいては、HEV の生存に係る情報は極めて限られているとし、種々の加熱条件に係る文献を紹介している。HEV は、71°C 5 分間の加熱では感染性を示し、71°C で 20 分間の加熱により不活性化されることが示されているが、HEV は加熱に対して抵抗性を示す可能性がある。HEV の感染性を確認する確実な検査法がないことが研究の妨げになっているとし、培養細胞を用いた効率的な HEV の増殖システムの開発により、HEV の生存に係る異なる知見並びに消毒及び死滅過程における HEV の反応についての知見を収集するこを推奨している。

c 結論

FSA は、食品中の HEV に対する加熱の効果を明らかにするための更なる研究が求められるとしている。

④香港 (Centre for Food Safety, Food and Environmental Hygiene Department)

a 概要

香港の Centre for Food Safety, Food and Environmental Hygiene Department は、2010 年、HEV が動物 (特にブタ) を介して伝播することを示唆する記述が蓄積していることから、と殺された豚の肝臓中の HEV を分離し、豚から分離された HEV と香港の人から分離された E 型肝炎事例の HEV の間の遺伝子的な関係を決定することを目的として、生鮮の豚肝臓中の HEV に関するリスク評価研究を実施した。

b HEV の失活条件 (加熱条件)

評価においては、HEV は、十分な調理により死滅させることができるとされ、191°C (最低でも内部温度 71°C) で 5 分間又は 5 ハイル (最低でも内部温度 71°C) 5 分間は、HEV を不活性化させるとしている。また、一部のヒトは、加熱調理していない豚の肝臓や貝を好む場合があるが、HEV 及び食品媒介型病原体を含むリスクがある可能性があるとしている。

6. 助言

調理時には、スライスした豚の肝臓は、厚さや量にもよるが、100°Cで少なくとも3~5分間ゆでるか、熱いフライパン又は中華鍋で、少なくとも8~15分間炒めるごと、食肉及び内臓については、肉汁が透明で、赤くなく、調理後、食肉を切ったときに血液が確認されない状態になるまで調理することを推奨している。また、その他の衛生的な取扱いについて、①器具や作業台の温水や消毒剤での洗浄、食肉や内臓は火が通りやすいように薄くスライスする、②食品を取り扱う前又は食品を準備している間は適宜、温水と石鹼で、20秒間の手洗いを行うこと等が助言されている。

6. 美國農務省食品安全検査局 (USDA FSIS : Department of Agriculture, Food Safety and Inspection Service))

USDAは、2011年の5月に、豚の塊肉 (whole cuts of pork) の安全な推奨加熱温度を160°F (71°C) から145°F (63°C) に下げ、3分間肉を保持することを追加した。(参照 125)

生の豚肉、ステーキ、ロースト及び骨付き肉は145°F (63°C) まで加熱し、3分間保持しておくことで、肉を微生物的に安全であるとともに最高品質の製品になるとどううとしている。肉の保持時間とは、グリル、オーブン又は他の加熱調理器具から取り出された後に、製品が最終温度を持続する時間のことである。肉が熟源から取り出されながら3分間は、肉の温度が一定に保たれるか又は上昇し続ける、病原体を死滅させる。USDA FSISは、豚の塊肉について、145°F (63°C) まで加熱して3分間保持しておく方法と、従前の推奨温度である160°F (71°C) まで加熱して保持しておく時間と併用する方法とで、安全性が同等であると判断した。

加熱に対する新しい助言は、連邦政府検査局の食品安全施設で生産された加熱安全製品に適用されている基準を反映しており、肉を3分間保持しておくことで病原体の量を安全に低減できるとされている。

なお、牛、子牛、子羊、豚の挽肉は160°F (71°C) の加熱が必要だが、加熱後には保持しておく時間は必要ないとされており、今回の変更是これらの塊肉には適用されない。

サルモネラ属菌のD値については、以下の表 26 に牛挽肉を試料とした検討結果が報告されている(参照 126)。

表 26 サルモネラ属菌のD値について

サルモネラ属菌のD値について			
サルモネラ属菌	液体	加熱温度	D値(分間)
サルモネラ属菌	牛挽肉	62.76°C	0.7
サルモネラ属菌	牛挽肉	57.2°C	4.2
サルモネラ属菌	牛挽肉	51.6°C	62
<i>S. Typhimurium</i>	牛挽肉	63°C	0.86
<i>S. Typhimurium</i>	牛挽肉	57°C	2.13
<i>S. Typhimurium</i>	牛挽肉	57°C	2.67

(参照 126)より引用、作成

(2) ガンビロバクター・ジェジュニ/コリ

食品中の加熱抵抗性として、*C. jejuni*のD値が検討されており、その結果を表 27 に示した。加熱処理には、比較的堅苦性があることから、通常の加熱調理で十分な菌数の低減が可能であると考えられる。(参照 3)

その他の知見としては、カンビロバクターの大部分の株は、50°C又はそれ以上の温度による加熱により不活性化するとされている(参照 127)。*C. jejuni*については、55°C~60°Cで数分間の調理で死滅するとされている(参照 128)。

表 27 *C. jejuni*のD値

食品	温度(°C)	D値(分間)
角切りラム肉	50	5.9~13.3
加熱調理鶏肉	55	2.12~2.25
加熱調理鶏肉	57	0.79~0.98
角切りラム肉	60	0.21~0.26

(参照 128)より引用

(3) トキソプラズマ

トキソプラズマは、乾燥、pHの変動、浸透圧の変化等で容易に死滅し、生体外では長く生存できないとされている(参照 26)。

食肉中のシストは55°C 5分間の加熱で感染性が消失するとされている(参照 21)。また、オオシストの加熱処理に対する抵抗性は、50°C 30分間、55°C 15分間、60°C 15分間、70°C 2分間、80°C 1分間又は90°C 30秒間であるとされている(参照 129)。米国の National Pork Board のアクトショートでは、食肉中のトキソプラズマの不活化温度を、肉全体の温度として、49°C 336秒間 (5分6秒間)、55°C 44秒間又は pH の低下によって加熱抵抗性が下がるとされている。(参照 4)

2最初生存していた菌数を 1/10 に減少させるのに要する加熱時間を分単位で表したもの

61℃ 6秒間としている(参照 130)。

トキソプラズマに感染した豚肉及びトキソプラズマに感染したマウスの脳を混ぜてホモジナイズ(均質化)し、厚さ 2mm に成形した試料 20g (10^3 ~ 10^4 希釈液でマウスに感染性あり) をオーバーベース中で適々の条件で加熱した後に、マウスへの感染性を調べた結果、トキソプラズマは 58℃ 9.5 分で感染性が消失し、61℃では瞬時に死滅した(参照 131)。

(4) 蛭毛虫(トリヒナ)の不活性化条件としては、いくつかの報告があり、下記にまとめた。

実験的に旋毛虫(トリヒナ)に感染させたブタから、1g 当たり 100 又は 116 幼虫を含む筋肉を取り出し、ホモジネートした混合物(水分が約 70%) 20g を 2mm 単位の厚さに成形し、ウォーターベース中で加熱し、加熱後の試料のラットへの感染性を調べた。その結果、旋毛虫(トリヒナ) (*T. spiralis*) の死滅温度条件を 52℃ 47 分間、55℃ 6 分間、60℃ 30 分としている(参照 132)。

EFSA では、豚肉中の旋毛虫(トリヒナ) (*T. spiralis*) の死滅温度として、内部温度 49℃ 21 時間、55℃ 15 分間又は 6 分間、60℃ 1 分間又は 1 分以内、62.2℃ 1 分以内(瞬時) 等としている。(参照 133)

国際トリヒナ症委員会(ICT)では、旋毛虫(トリヒナ) (*T. spiralis*) の存在が確定される豚肉は、60℃ 1 分間及び 62.2℃ の加熱で解説時に処理できるとしているが、通常の加熱調理による虫体の不活性化条件は、肉の内部温度を 71℃ とする処理が必要であると考えられるとしている。(参照 134,145)

米国の National Pork Board のファクトシートでは、市販の豚肉製品の調理において、旋毛虫(トリヒナ) (*T. spiralis*) の不活性化温度は 62℃ (125.6°F) 47 分間、55℃ (131°F) 6 分間又は 60℃ (140°F) 1 分以内としている。(参照 135)

なお、Codex では、2014 年の食品衛生部会(CCFH)において、野生獣の狩猟者、小売業者及び消費者に対し、ICT の報告に基づき、豚肉の内部温度を少なくとも 71℃ まで加熱するよう勧告することを次回総会(2015 年)に譲ることとしている。(Step8 としての最終採択を次回総会に譲ることが合意された)

(5) 有鉤条虫

感染豚肉における有鉤条虫の不活性化条件として、内部温度 80℃ 又は 60℃ の加熱で滅菌されるという報告(参照 136)、ヒトに寄生する *Taenia* 属の糸虫及びブタを中心宿主とする有鉤条虫を不活性化するための最低温度として 60℃ が必要であるとするカナダの情報(参照 137)及び豚肉中の有鉤条虫及びアジア糸虫の不活性化温度として、肉全体を通じ 56℃ としている米国の報告(参照 138)がある。

4. 調理法・その他の失活条件等

(1) 調理法に開運した加熱条件等

豚の食肉を用いた加工食品については今回の評価の対象ではない。加熱食肉製品に

ついで、日本において、中心温度が 63℃ 30 分間又はそれと同等以上の加熱殺菌を行なうことが食品衛生法に基づく規格基準により定められており、事業者において、加熱殺菌による管理が行なわれている。これまでに加熱食肉製品による巨型肝炎患者の事例報告は確認されていない。

また、その他の微生物制御に影響を与える可能性のある食品の加工技術として高圧処理加工等の手法も存在するが、飲食店又は一般家庭においてそのような加工技術を用いて調理を行うことは現実的ではないことから、今回、評価は実施していない。

厚生労働省は、飲食店及び家庭等で食品を加熱調理する場合は、食品安全の原因となる腸管出血大腸菌、カンピロバクター・ジェジュニ/コリ等が死滅する条件として、食品の中心部を 75℃ で 1 分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理を行うことを推奨している。さらに、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」においては、加熱調理食品は、「中心部温度計を用いるなどにより、中心部が 75℃ で 1 分間以上又はこれと同等以上まで加熱されていることを確認する」と規定されている。

豚の食肉の調理時の温度を確認するには、中心部温度計を用いる他に、家庭等で調理する場合には、肉の色によって判断する場合が想定される。アイルランドの食品安全基準連局(FSAI)の食品中に於ける HEV についての Q&Aにおいては、例えば、ソーセージを調理する場合、ソーセージ内側のピンク色の部分が確認できず、茶色で覆くなるまで焼成又は揚げた場合には、通常は中心部が 85℃ に達していること考えられるとしている(参照 139)。しかしながら、米国の USDA が実施した実験においては、牛豚肉を安全に調理する目的として行われた実験において、病原体を死滅させることに十分である最低温度とされた結果を示している(参照 138,140)。このため、USDA は、ハンバーグを加熱調理する際に温度計を使おうように消費者に明言しており(参照 140)、FSAI も同様に、目標のみの確認ではなく、温度計の使用を推奨している(参照 139)。

食肉の中温度の温度変化については、高温の条件下で加熱する掛け物調理や焼き物調理では、加熱終了時の周辺部温度は中心部よりも高いため、加熱終了後に周辺部から中心部への熱の移動による温度上昇(余熱)がみられ、この現象を利用し余熱を有効に利用することで最終中心温度を 75℃ 1 分間以上としても、加熱終了後熟食までの間に中心温度は更に高くなるとする報告がある。余熱による温度上昇は、食材の大きさと種類、加熱温度及び放置時間の条件等が影響するので、以下の実験結果は一例に過ぎないが、厚さ 15mm、直徑約 50 mm 程度の豚ヒレ肉(約 30 g)を設定温度 270℃ 又は 280℃ のオーブン中で加熱し、オーブンから取り出して室温(18℃~28℃)に放置した時の余熱温度変化を測定した結果、内の中心温度が 70℃ に達してから 1 分間加熱した後にオーブンから取り出して室温に放置した時の余熱によって達する最高温度は 84.1℃ であった。また、オーブン庫内温度 270℃ 以上の温度設定で「75℃ 1 分間」については、余熱で十分に 75℃ 以上の温度を保つことが出来、到達最高温度は 90℃ 近くの高温になっていた。(参照 141)

また、豚塊肉(赤身が多い部分)を原料とした生地 100 g を球形に丸め、厚さ 20mm、直径 76~78 mm に成形したハンバーグを用いた実験では、230℃ のオーブン中で加熱

し、内部温度が 70°Cに達した時点でおーブンから取り出して内部温度を計測した結果では、76°Cに到達するまでの時間が 14.3±1.4 分、75°C以上の温度を保持する時間が 4.7±1.8 分及び余熱によって達する最高温度は 78.8±3.8°Cであることが認められた。(参照 142)

食内の菌数と調理温度の関係については、腸管出血性大腸菌 (*enterohemorrhagic Escherichia coli*, EHEC) を用い、牛肉の煮き物調理により、加熱温度及び時間をお測定し、それぞれの条件における EHEC の生残性について確認する試験が報告されている。EHEC O157 の菌液を牛の肝臓及び牛の大腸に塗布し、ホットプレートで調理を行い、菌数の変化を確認した。加熱温度を 200°Cとした場合に、牛レバー(約 5cm × 約 2cm × 厚さ約 0.5cm) は生焼けで 60 秒、中程度焼けで 120 秒、十分焼けで 180 秒、牛大腸(長さ約 6cm) は生焼けで 60 秒、中程度焼けで 90 秒、十分焼けで 120 秒であった。その結果、生焼け、中程度焼け、十分焼けのいずれかとも菌が検出されたが、焼成の程度が弱いほど菌数が減少しており、また、菌が検出される機体数が減少していることから、加熱の効果があるものと推測された。しかし、牛大腸においては、中程度焼け及び十分焼けにおいて、菌が検出された機体中の菌数は差がない、若しくは十分焼けの方が高いとの結果もあり、機体により加熱せらるべきがあることが示唆された。直火ガスコンロでの焼肉調理過程での機体の表面温度変化について、牛カルビ(約 6cm × 約 4cm × 厚さ約 1cm) では、加熱後 10 秒で約 140°Cとなり、生焼けで約 170°C、中程度焼けで約 190°C及び十分焼けで約 210°Cであった。牛ロース肉(約 6cm × 約 4cm × 厚さ約 0.3cm) では、加熱後 10 秒で約 210°Cから約 250°Cとなり、生焼けで約 260°C、中程度焼けで約 290°C、十分焼けで 300°Cに達した。牛大腸では、加熱後 10 秒で約 180°Cから約 230°Cとなり、いずれの焼成程度においても焼成終了まで 200°C前後で推移した。焼成度が強いほど EHEC が検出される機体数が減少し、また生焼する菌数の減少が大きかったが、牛カルビと肉では菌数の減少率が牛ロース肉及び牛大腸よりも低く、生焼では約 1/10 中程度焼けで約 1/3 200、十分焼けで 1/7,100 に菌数が減少した。本報告は牛肉及び EHEC による実験であるが、調理方法の違いにより、菌の生残性に違いが生じること、肉の部位により、加熱温度が同じでも、表面温度の推移、菌数の減少率及び加熱せらる生じ方に違いがあることが示唆されている。また、汚染菌数が多い場合でも十分に調理すれば本菌が死滅することができるが、十分に加熱が行われない場合は菌が生存する可能性があることが示された。(参照 143)

実験に、豚の食肉を調理する場合には、その温度、時間等により様々であることを考慮して、細菌やウイルス等の危険要因を人へのリスクのないレベルまで減少させる加熱時間や温度の組み合わせは様々となることが想定される。

調理時のリスクについては、牛肉の実験において、汚染牛肉により汚染された調理器具が非汚染牛肉を汚染するという報告がある。汚染牛肉を取扱調理器具でつかんだ際の器具の汚染結果としては、牛肉全体に付着している菌数の約 1/1,800 から約 1/120 の菌により器具が汚染することが明らかとなつた。逆に汚染された取扱調理器具で、焼成後の牛肉をつかんだ場合、器具に付着している菌数の約 1/170 から約 1/4 が牛肉

に移ることが認められたとされている。(参照 143) このため、調理器具を介した二次汚染にも注意が必要であるといえる。

(2) その他の生活条件等

今回の調査においては、加熱殺菌条件について評価を行っているが、その他改善因子を不活性化する方法もある。特に寄生虫の不活性化には、冷凍処理も有効であるとされ、旋毛虫(トリヒナ)は -23.3°Cで直ちに死滅するとされた。有钩虫は時間と温度の組合せとして、-15°Cで 76 分間又は -18°Cで 30 分間の冷凍処理により死滅するとされた。トキソプラズマは、-9.4°C以下で直ちに不活性化するとされている(参照 144)。しかしながら、旋毛虫(トリヒナ)の一卵の種類では、冷凍に対する耐性を示すものもあり、CODEX 及び ICT では、旋毛虫(トリヒナ)の不活性化には冷凍処理が有効ではない場合もあるとの見解を示している(参照 134, 145)。

5. 食食データ

(1) 豚肉及び豚の肝臓の 1 日当たりの摂取量

日本人の豚肉の 1 日当たりの摂取量の参考情報として、厚生労働省が行った平成 22 年度国民生活動向調査「食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務」報告がある。(2010) 年度豚事業、「食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務」報告がある。本調査は来夏秋冬季の季節における全国各地域の 40,394 人の個人に対する 1 日の調査であり、調査が行われた結果として、豚・肉の 1 日当たりの摂取量(調査対象の全ての人の平均値)は 41.5g、豚・肝臓の 1 日当たりの摂取量は 0.13g であるとされた。また、本調査では、高齢者、妊娠、小児及び全体会の各集団における平均値が求められており、その結果については以下の表 28 に示した。(参照 146)

表 28 日本人の豚肉の一 日当たりの摂取量

対象者数 (人)	対象食品群	総数	高齢者 (65 歳以上)		小児(1~6 歳)	
			年齢(歳)	体重(kg)	年齢(歳)	体重(kg)
409	豚・肉	41.5	45.4	72.5	27.4	3.8
410	豚・肝臓	0.13	56.1	58.5	16.5	

(参照 146)より引用、作成

(2) 豚肉料理及び豚の内臓肉料理の一度の喫食量及び喫食頻度

豚肉料理及び豚の内臓肉料理の一度の喫食量及び喫食頻度について、2006 年度に食品安全委員会が行った一般消費者を対象としたアンケート調査(全国の満 18 歳以上の一般個人 3,000 人に対するインターネット調査)結果を以下の①、②に示す。

①豚肉料理

豚肉料理については、喫食者率は98.2%、喫食頻度は「1週間に1回以上」と回答した人が70.3%であった。タ食のメインディッシュ等、たくさん食べるときの一度の喫食量について調査した結果、「100g位」であると回答した人が36.0%及び「150g位」であると回答した人が27.6%であった。一度の喫食量として「500g以上」であると回答した人も1%程度存在していた。なお、当該調査においては、厚食量(6g)の目安として、豚シチュー1枚であれば100g、生姜焼き(ロース)1枚であれば25gとして例示している。

豚肉の生・生焼けでの喫食機会は、「ある」と回答した人が全体の6.8%であった。また、「豚肉の中心部まで十分に火が通っていないかかった時はどうするか」という質問に対しては、「再加熱をしてもらう」と回答した人が84.7%、「食べない」と回答した人が12.8%及び「そのまま食べる」と回答した人が2.6%であった。

②豚の内臓肉料理

豚の内臓肉料理については、全く食べないと回答した人が47.3%であった。喫食頻度でみると、「年に数回」と回答した人が33.5%、「1ヶ月に1回以上」と回答した人が19.2%であった。一度の喫食量については「50g以下」と回答した人が36.5%であった。生・生焼けでの喫食機会が「ある」と回答した人は5.9%であり、加熱不十分の場合に「そのまま食べる」と回答した人は1.8%であった。(参照147)

VI. リスク特性解析

厚生労働省が示した規格基準によるリスク低減の度合いによる食中毒のリスク低減効果を推定する。規格基準によるリスク低減の度合いには、豚の食肉に係るリスクを確認した後、厚生労働省が示している「豚の食肉を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合には、中心部を63°C 30分間以上加熱又はそれと同等以上の殺菌効果のある加熱殺菌機が必要である旨」に焦点を置いて評価すればよいと考えた。HEVを除く細菌(サルモネラ属及びカンピロバクター・ジェヨニノコリ)及び寄生虫(トキソプラズマ、旋毛虫(トリヒナ)及び有鉤条虫)は、以下の表29のとおり、規格基準である中心部を63°C 30分間の加熱で殺菌又は不活性化できることが確認された。

したがって、本リスク特性解析においては、HEVに係る豚の食肉の生食のリスク及びHEVの加熱抵抗性に関する知見(図2)を踏まえ、特に規格基準のHEVに対する加熱殺菌条件としての妥当性に焦点を置いて評価を行った。HEVの加熱抵抗性に関する知見について入手可能な情報のうち、豚の肝臓を試料として用いた加熱温度及び加熱処理後の感染性的有無(図2a)及び業便懸濁液、又は培養上清等から分離したバイルス液を用いた加熱温度及び加熱处理後の感染性的有無(図2b)について整理した。HEVを含む試料の性状及び量、加熱方法、HEVが不活性化されたと判断する基準等、実験によって方法が異なることに留意する必要があるが、HEV懸濁液を加熱すると63°C 30分間の加熱でも不活性化される結果が示された(図2b)。一方、高脂肪のペテ接試料中では、63°C 30分間の加熱では不活性化されなかつた(図2a)。

表29 各危害要因のリスクを十分に低減することの可能な加熱条件一覧				
危害要因	サルモネラ属菌	カンピロバクターダー	トキソプラズマ	有鉤条虫
最高温度 最低温度 条件	60°C 15分で殺菌 (参照4)	50°C又はそれ 以上の温度によ り不活性化 (参照127)	・49°C(肉全体の 温度として) 6分 6秒で死滅(参照 130) ・50°C 30分で感 染性消失(参照 129)	・62°C(肉全 体の温度とし て)47分で死 滅(参照132) ・50°C 30分で感 染性消失(参照 129)

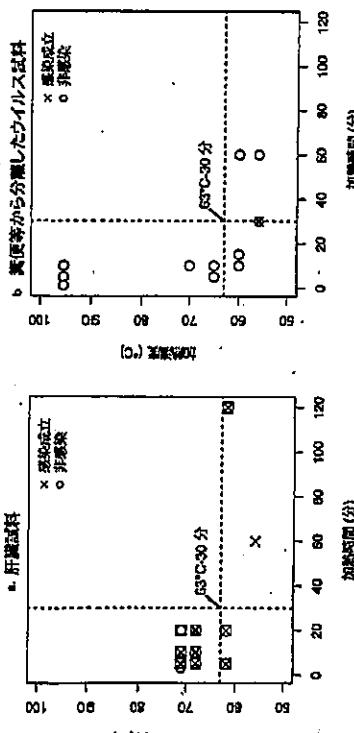


図 2 HEV の加熱抵抗性に関する実験結果のまとめ

a. 豚肝臓試料を形成して加熱後にブタ用いたバイオオッセイ。b. (□)あり：高脂肪バーベキュー材料(参照 102)、特なし：豚腰液又はサイコロ状試料(参照 38)。b. 美便等から抽出したウイルス試料を加熱後に培養細胞に接種(参照 115, 116, 117, 119, 120, 121, 122)。※25%アルブミン培液中では、60°C 5 時間の加熱でも純度性が確認された(参照 118)。

1 豚の食肉のリスクの確認

(1) ハザード特性解析

HEV のヒトへの感染発症に関する用意反応関係は不明である。

(2) 感染症発生動向調査等に基づく豚肉要食が示唆される E 型肝炎患者等の検討
感染症法に基づき実施された感染症発生動向調査によると、1999 年 4 月～2008 年第 26 週の E 型肝炎の患者報告 288 例のうち、感染経路として、飲食物が関与すると推定又は確定した報告数は 128 例であった。そのうち、豚肉を喫食していると報告されたのは 52 例 (38.5%) であり、その中で生食ありと回答した事例は、14 例であった。(参照 11)

同じく感染症発生動向調査のうち 2005 年～2013 年 11 月に報告された E 型肝炎事例の中で、推定感染経路の記載があつた国内 250 例中、推定感染経路が豚（肉や肝臓含む）と記載されていた事例が 88 例 (35%) であった。(参照 59)
2000 年から 2013 年までの人口動態統計において、基本死因分類が急性 E 型肝炎と報告された死者数は年間 0～2 名と報告されているが、豚の食肉の喫食との関連は不明である。

(3) 豚の食肉の HEV の汚染状況に基づくリスクの検討
と畜場へ出荷される月齢 (6 ヶ月齢) のブタ 386 頭のうち、326 頭 (84%) が HEV に対する抗体を持つおり、過去の HEV 感染が示唆されたが、このうち血液から HEV 遺伝子が検出された個体はなかったと報告されている(参照 92, 93)。一方、と畜場における検査では、と畜検査合格率 80 検体中 2 検体 (2.5%)、放棄肝臓 183

検体中 11 検体 (6.0%)、血液 1,371 検体中 2 検体 (0.1%) から HEV 遺伝子が検出されたとの報告がある(参照 94)。海外においても、と畜場で採取した健康な豚の肝臓及び筋肉それぞれ 112 検体から、肝臓 5 検体 (4%)、筋肉 3 検体 (3%) で HEV が検出されたとの報告がある(参照 97)。また、限られた地域における豚の肝臓 363 検体中 7 検体 (1.9%) から HEV が検出され、当該肝臓から分離された HEV 株には、同地域の豚の肝臓を喫食した経験のある E 型肝炎患者から分離された HEV 株と遺伝子配列が一致するものがあるとの報告がある(参照 16)。

ブタの体内で HEV が検出された組織としては、日本において、実験感染ブタ (静脈内投与後 18 日目) 及び自然感染ブタ (14 週齢) の各臓器を調べたところ、これら 3 項のブタのいずれか又は全頭の肝臓、胆囊、十二指腸、回腸、盲腸、結腸、直腸及び腸内容物から HEV の RNA が検出されたが、筋肉からは検出されなかつた。また、自然感染した豚の肝臓には、10⁻⁵ s コピー/g のウイルスゲノムが存在していたとされている(参照 99)。さらに、その他の報告の中では、実験感染ブタについて HEV を静脈内投与後 2 週目から筋肉からも HEV の RNA は検出されているが、RNA 量は肝臓との比較では、數十～数千分の一程度と少なかつたと報告されている(参照 100)。

(4) まとめ

HEV による用意反応関係が不明であること、豚の食肉の HEV のリスクを定量的に推定することとは現時点では困難である。しかしながら、豚の食肉の喫食との関連が疑われる E 型肝炎患者が報告されていること、市販の豚の肝臓においても、HEV 遺伝子が検出されていること、肝臓のみならず腸管、筋肉等からも HEV の RNA が検出されれていること等から、豚の食肉の生食又は加熱不十分な状態での喫食による、E 型肝炎のリスクは一定程度あると考えられる。

2 豚の食肉の加熱殺菌条件の検討

HEV による用意反応関係が不明であることから、豚の食肉の生食の HEV のリスクを定量的に推定することとは現時点では困難である。しかしながら、豚の食肉の喫食との関連が疑われる E 型肝炎患者が報告されていること、市販の豚の肝臓においても、HEV 遺伝子が検出されていること、肝臓のみならず腸管、筋肉等からも HEV の RNA が検出されれていること等から、豚の食肉の生食又は加熱不十分な状態での喫食による、E 型肝炎のリスクは一定程度あると考えられる。

食品由來の患者数等について、これらの仮定を支持する十分な知見が現状では得られない。

HVEV の加熱抵抗性について、知見は限定期であるが、数例の報告がある。HVEV を含む培養上清を、60°C 10 分間 (G3 HVEV) 又は 60°C 15 分間 (G4 HVEV) 加熱したところ、感染性を消失したとの知見があるが(参照 115 李天成 (2010) #100)、当該条件は培養上清中の HVEV に対するものであり、豚の食肉中における HVEV の加熱抵抗性は本条件とは異なるものと推測される。

一方、HVEV 感染の市販品の豚肝臓を一面が 0.5~1 cm² のサイコロ状に切り出し、191°C で 5 分間加熱する (内部温度が少なくとも 71°C) 又は沸騰水中で 5 分間加熱 (内部温度が少なくとも 71°C) といった条件で加熱試験を行った結果、感染性が確認されなかつたことが報告されている(参照 33)。この条件では、市販品の HVEV 感染豚肝臓を用いて、炒める又は煮るといった通常行われる調理手順であることから、現実に起こりうる状況に近い結果であると推測される。

また、HVEV 感染の豚の豚肝臓を用いて製造したベテ様試料を用いた加熱実験においては、内部温度 71°C、20 分間の加熱で HVEV が不活化される結果が得られている(参照 102)。内部温度 62°C、120 分間の加熱条件では、HVEV の感染性が確認されている。

ただし、この実験は、脂肪分を 50% 近く含む調理商品を試料としており、脂肪が多いため加熱に対して HVEV が抵抗性を示した可能性がある。

このように、今後の更なる調査が必要ではあるが、上記に示したとおり、中心部を 63°C 30 分の加熱条件で、HVEV の不活化を示唆する知見もあること、日本において、現時点において、中心温度が 63°C 30 分間又はそれと同等以上の加熱殺菌を行うことが食品衛生法に基づく規格基準により定められている加熱食肉製品による HVEV 感染者の事例報告は確認されていないことから、豚の食肉の中心温度を 63°C 30 分間又はそれと同等以上の加熱を行うことにより、HVEV は一定程度減少すると考えられる。しかしながら、その他の知見も含めて総合的に判断すると、HVEV が豚の食肉内で不活化される温度や時間条件については、実験の条件(不活化されたと判断する検査方法、加熱方法、検体の大きさ等を含む)、感染ウイルス量、実験に用いた食品の脂質含量等によって大きく変動すると推定される。すなわち、仮に PC を 2 log 減少させるとしても、それを Process criteria (工程規格 (ここでは加熱殺菌条件)) に変換する段階における不確実性が極めて大きく、現段階で一律の加熱殺菌条件を示すことは難しいと考えられる。

VI. 食品健康影響評価

上記のリスク特性解析を踏まえ、食品安全委員会は以下のように結論する。

- 1 豚の食肉には、ヒトへの健康影響が大きいとされる E 型肝炎ウイルス (HEV)、細菌 (サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリ)、寄生虫 (トキソプラズマ、旋毛虫 (トリヒナ) 及び有鉤糸虫) といった危険要因が存在する。日本において、B 型肝炎患者は毎年報告されており、豚の食肉に起因すると推定又は確定されたサルモネラ属菌又はカンピロバクター・ジェジュニ/コリによる食中毒事案も過去 10 年で延べ 10 件発生しており、その中に飲食店での豚の肝臓の生食が原因と推定された事例も報告されている。寄生虫については、近年、日本のと畜場での豚からの検出は非常に低いレベルであるが、海外では依然として、寄生虫の感染者が多く存在しており、FAO/WHO による「食品安全寄生虫に関するリスク管理のための指標基準に関するランク付け」においても、トキソプラズマ、旋毛虫 (トリヒナ) 及び有鉤糸虫はヒトに重大な危害を与える可能性がある寄生虫とされている。
- 2 豚の食肉についての危険要因とされている HEV は、豚の肝臓内部、血液、腸管及び筋肉から検出されており、寄生虫 (トキソプラズマ、旋毛虫 (トリヒナ) 及び有鉤糸虫) についても、豚の筋肉内に寄生している。
- 牛の食肉 (内臓を除く) については、微生物汚染は主に表面汚染によるものであると過去に断簡されており、表面の加熱により食中毒発症のリスクが低減されるが、豚の食肉については、上述のように、食肉内部が HEV や寄生虫などの危険要因に汚染されていると考えられることから、豚の食肉は、牛の食肉 (内臓を除く) と比較して、肉の内部まで危険要因が存在する確率が高く、従ってリスクが高いものと推定され、特に注意が必要であると考えられる。
- 3 豚の食肉の生食に起因すると推定される E 型肝炎患者及び細菌による食中毒事例が発生していることから、規格基準のうち、「豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供さなければならない」との規制を導入することにより、豚の食肉の生食に起因する E 型肝炎発症及び食中毒発症のリスクは低減するものと推定され、当該規制の導入は妥当である。
- 4 別格基準にある「販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、豚の食肉を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合には、中心部を 63°C 30 分間に加熱又はそれと同等以上の殺菌効果のある加熱殺菌が必要である旨」の基準に関して、細菌 (サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリ) 及び寄生虫 (トキソプラズマ、旋毛虫 (トリヒナ) 及び有鉤糸虫) についても、63°C 30 分間以上の加熱で十分に不活化されることが確認された。危険要因の中でも最も加熱抵抗性が高い HVEV に係る知見は限定期であることに留意する必要がある。限られた知

見の中では、HEV を含む培養上清を、60°C 10 分間 (G3 HEV) 又は 60°C 15 分間 (G4 HEV) で加熱をしたところ、感染性を消失したとの知見がある。また、実験の調理法に近い条件、すなわち HEV 陽性的豚の肝臓について内部温度 71°C 以上 5 分間の加熱を行うことで、豚の肝臓中の HEV が不活化されるとの報告がある。一方で、高密度に脂肪を含有したバテ様試料に対し内部温度 62°C 120 分間の加熱を行っても、HEV の感染性が検出されたとの報告があり、中心部を 68°C 30 分間以上加熱では、HEV を不活化するには十分でない場合も想定される。ただし、今後の更なる調査が必要ではあるが、上記のとおり、中心部を 65°C 30 分間の加熱条件で HEV の不活化を示唆する知見もあること、さらに日本において、現在、中心部を 65°C 30 分間又はそれと同等以上の加熱殺菌を行いうことが食品衛生法の規格基準において定められている加熱食肉製品による E 型肝炎患者の事例報告は確認されていないので、豚の食肉の中心部を 65°C 30 分間又はそれと同等以上の加熱殺菌を行うことにより、豚の食肉の中心部を 65°C 30 分間又はそれと同等以上の加熱殺菌を行なうと考えられる。

5 HEV を確實に不活化するには、より高い加熱温度が必要とされると考えられる。豚の食肉を HEV の不活化が確認された条件(内部温度が少なくとも 71°C 5 分間)又はこれと同等以上の条件で加熱することは、実際の調理法に近い条件でもあり、不確実性はあるものの、豚の食肉による HEV のリスクは相当低いレベルになると考えられる。また、厚生労働省が、飲食店、家庭等で食品を加熱調理する場合に推奨している、食品の中心部を 75°C で 1 分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法による加熱調理については、内部温度 71°C での加熱より高温であり、71°C 6 分間以上の加熱調理と同様にリスクを低減する効果があると推定される。しかしながら、危害要因の中で最も加熱抵抗性が高い HEV に係る知見が限定期的であることに加え、加熱条件と内部温度との関係は、調理法、食肉の部位や大きさ等により変わってくるため、一律の加熱殺菌条件を示すことは現時点では困難である。このため、現在、豚の食肉の生食に和因すると推定される E 型肝炎患者及び細菌による食中毒事例が発生している中、生で要食しないこと、現実的ないしは、加熱を行うことの重要性を示すことが優先される。豚の食肉をより高い温度で加熱することにより、HEV 以外の危害要因を原因とする食中毒については、リスクは無視できる程度まで減少すると考えられ、HEV についてもリスクの低減効果が期待できる。豚の食肉を用いて調理する場合には、中心部の温度及び時間で測定することは一部の食品事業者にとって現実的には困難であることが予想される。調理の際は肉の色等を確認しつつ、焼成、蒸煮等の調理により十分に加熱を行うことにより、これらの危害要因による豚の食肉のリスクを低減することが可能になると考えられる。

6 また、消費者が豚の食肉を喫食する際は、中心部まで十分によく加熱する必要がある。さらに、生肉を扱ったまな板、包丁、トング等で、焼きあがった肉を扱わない、サラダを調理するとき等に生肉を扱った器具等を使用しない等の喫食時に生の豚の食肉から他の食品への交差汚染を防ぐことが更なるリスク低減のために必要

である。

7 なお、EIEV については、野生鳥獣である猪及び鹿の食肉が原因とされる E 型肝炎の食中毒事例が報告されており、猪又は鹿の食肉の喫食との関連が疑われた E 型肝炎患者の事例も報告されている。このことから、これらの猪及び鹿の食肉についても、喫食の際には、豚の食肉と同様に生食のリスクがが高いことから、中心部まで十分加熱することが必須であり、リスク管理機関においては、十分な加熱を徹底することについて、適切な対応を行うことが必要である。また、バーベキュー等では、食肉を薄くスライスした上で中心部まで加熱を行うことが重要であり、火の通りにくい肉塊(かたまり肉)のまま調理する場合には、中心部まで十分加熱を行うよう、さらに注意する必要がある。

8 日本人の E 型肝炎発症者のうち、高齢者における劇症化事例が多く報告されており、海外では妊娠の E 型肝炎の劇症化事例の報告もあることから、高齢者、小児、妊娠等の一般的に抵抗力の弱い方に於いては、より一層の注意が必要である。

9 今回の評価においては、本案件が緊急性が高いものと解されたため、現在入手できる知見に基づき、評価を行ったものである。このため、リスク管理機関等は今後、新たな知見を蓄積することに努め、新たなる見解が蓄積された際には、リスク管理機関は、改めて評価を求めるべきである。

四、今後の課題

今回の評価においては、特に HEV に係る知見が限られたことから、一律の加熱殺菌条件の設定が困難であった。今後、より詳細なリスク評価を行うためには、以下のような知見及びデータの収集が必要と考えられる。

- ・ヒトの E 型肝炎感染及び発症に係る HEV の用薬反応関係
- ・豚の肉内中(特に筋肉と肝臓)の HEV の汚染率及び汚染濃度(感染箇)
- ・E 型肝炎感染及び発症の原因となる食品及び感染経路の解明に向けたデータの収集及び解析
- ・HEV の加熱抵抗性に関するデータの収集及び解析(特に豚の食肉中における加熱抵抗性又は種々の調理法における不活性化に係るデータ)
- ・ノシシやシカを始めとした野生鳥獣における病原体保有状況等の知見について
- ・適切なリスク管理を推進する上で収集することが望まれる。

<略語一覧>

略語	名称
ALOP	Appropriate Level of Protection (適切な衛生健康保護水準)
ALT	alanine aminotransferase (アラニンアミノトランスフェラーゼ)
ANSES	French Agency for Food, Environmental and Occupational Health & Safety (フランス食品安全環境衛生安全庁)
CFS	Centre for Food Safety, Food and Environmental Hygiene Department (香港食品安全署 食物安全センター)
EFSA	European Food Safety Authority (欧洲食品安全局)
ELISA	Enzyme-Linked Immunosorbent Assay (エライザ)
ESR	*酵素活性測定法 The Institute of Environmental Science and Research (= ニュージーランド環境科学研究所)
FAO	Food and Agriculture Organization (国際連合食糧農業機関)
FSA	Food Standards Agency (英國食品基準局)
FSAI	Food Safety Authority of Ireland (アイルランド食品安全局)
FSIS	Food Safety and Inspection Service (米国農務省食品安全検査局)
FSO	Food Safety Objectives (食品安全目標値)
ICT	International Commission on Trichinellosis (国際トリヒナ症委員会)
IgA	Immunoglobulin A (免疫グロブリンA)
IgG	Immunoglobulin G (免疫グロブリンG)
IgM	Immunoglobulin M (免疫グロブリンM)
PBS	Phosphate Buffered Saline (リン酸緩衝生理食塩水)
PC	Performance Criteria (達成基準)
PO	Performance Objectives (達成目標値)
RTPCR	Reverse Transcription Polymerase Chain Reaction (逆転写 PCR) リバーストランскレバク
USDA	United States Department of Agriculture (米国農務省)
WHO	World Health Organization (世界保健機関)

<参考文献>

- 1 厚生労働省. 平成 26 年 8 月 18 日開催 葉事・食品安全審議会 食品衛生分科会 利肉水産食品部会 資料. 2014
- 2 食品安全委員会. 食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～アタ内におけるE型肝炎ウイルス～ (改訂版) . 2012
- 3 食品安全委員会. 食品 健康 影響 評価 のためのリスクプロファイル～ 猪肉を主とする畜産物中のカンピロベクター・ジェジュニノコリ . 2006
- 4 食品安全委員会. 微生物・ウィルス評価書 生食用食肉 (牛肉) における腸出血性大腸菌及びサルモネラ属菌. 2011
- 5 食品安全委員会. 微生物・ウィルス評価書 猪肉中のカンピロバクター・ジェジュニノコリ. 2009
- 6 李天成. 食中毒予防ソーチ 第 2 版 3. E 型肝炎ウイルス. 杜國法. 人日本食品衛生協会. 2007; 227-231
- 7 N. Pavio, X. J. Meng and C. Renou. Zoonotic hepatitis E: animal reservoirs and emerging risks. *Vet Res.* 2010; 41: 46
- 8 国立感染症研究所. 特集 E 型肝炎 2005～2013 年. *IASR*. 2014; 35: 1
- 9 岡本宏明. E 型肝炎ウイルスについての最近の話題. 日本臨事新報. 2005; 4236: 247-250
- 10 WHO. Hepatitis E Fact sheet N°280. 2014
- 11 厚生労働省/国立感染症研究所. E 型肝炎 1999 年 4 月～2008 年第 26 週. IDWR 感染症情報. 2008; 10: 14-19
- 12 高橋雅泰, 冈本宏明. 人獣共通感染症としてのE型肝炎 (1) ブタにおけるE型肝炎ウイルス. 臨牀消化器内科. 2006; 21: 241-248
- 13 X. J. Meng, P. G. Halbur, M. S. Shapiro, S. Govindarajan, J. D. Bruna, I. K. Mushiawar, R. H. Purcell and S. U. Emerson. Genetic and experimental evidence for cross-species infection by swine hepatitis E virus. *J Virol.* 1998; 72: 9714-9721
- 14 S. Tei, N. Kitajima, K. Takahashi and S. Mishiroyo. Zoonotic transmission of hepatitis E virus from deer to human beings. *Lancet.* 2003; 362: 371-373
- 15 T. C. Li, K. Chijiwa, N. Sera, T. Ishibashi, Y. Etob, Y. Shinohara, Y. Kurata, M. Ishida, S. Sakamoto, N. Takeita and T. Miyazura. Hepatitis E virus transmission from wild boar meat. *Emerg Infect Dis.* 2005; 11: 1958-1960
- 16 Y. Yazaki, H. Mizuo, M. Takahashi, T. Nishizawa, N. Sasaki, Y. Gotanda and H. Okamoto. Sporadic acute or fulminant hepatitis E in Hokkaido, Japan, may be food-borne, as suggested by the presence of hepatitis E virus in pig liver as food. *J Gen Virol.* 2003; 84: 2851-2857
- 17 P. Colson, P. Borelain, B. Queyriaux, M. Kaba, V. Moal, P. Gallian, L. Heyries, D. Raoult and R. Gerolami. Pig liver sausage as a source of hepatitis E virus transmission to humans. *J Infect Dis.* 2010; 202: 832-834
- 18 A. Berto, S. Grierson, R. Hakze-van der Horning, F. Martelli, R. John, J. Compte 33
- 19 Reetz, R. G., Ulrich, N., Pavio, W. H., Van der Poel and M. Banks. Hepatitis E virus in pork liver sausage, France. *Emerg Infect Dis.* 2013; 19: 264-266
- 20 A. A. Baer, M. J. Miller and A. C. Dilger. Pathogens of Interest to the Pork Industry: A Review of Research on Interventions to Assure Food Safety. *Comprehensive Reviews in Food Science and Food Safety.* 2013; 12: 183-217
- 21 食品安全委員会. 平成 21 年度食品安全確保総合調査 「食品により媒介される感染症等に関する文献調査報告書」11. カンピロバクター. 2010
- 22 新版獣医臨床寄生虫学編集委員会編. 新版 獣医臨床寄生虫学: 産業動物編. 文永堂出版. 1995
- 23 小俣吉志. トキソプラズマ症: 寄虫病シリーズ 8. *Small Animal Clinic.* 2007; 147: 10-17
- 24 厚生労働省監修. 食品衛生検査指針 微生物編 厚生労働省監修 2004
- 25 紫禁病治療研究会. 寄生虫症薬理学研究会. 寄生虫症薬物治療の手引き. - 2014 -. 改訂第 8.1 版.
- 26 今泉清. 人畜共通伝染病と食品衛生 食肉および乳に起因する人畜共通伝染病. *食品衛生学雑誌*. 1967; 8: 299-306
- 27 E. Porio. Searching for *Trichinella*; not all pigs are created equal. *Trends Parasitol.* 2014; 30: 4-11
- 28 B. Devleeschauter, N. Praet, N. Speybroeck, P. R. Torgerson, J. A. Haagsma, K. De Smet, K. D. Murrell, E. Pozzo and P. Dorny. The low global burden of trichinellosis: evidence and implications. *Int J Parasitol.* 2014; 44: 29 食品安全委員会. 平成 22 年度食品安全確保総合調査 「食品により媒介される感染症等に関する文献調査報告書」. 2011
- 30 E. B. Haagsma, A. P. van den Berg, R. J. Porte, C. A. Benne, H. Vennema, J. H. J. Reimerink and M. P. G. Koopmans. Chronic hepatitis E virus infection in liver transplant recipients. *Liver Transpl.* 2008; 14: 547-553
- 31 A. Kerfak-Fogaina, F. Schön-Affalter, P. Bulysser, A. Wittek, K. E. A. Darling, H. Kovari, L. Kaiser, J. M. Evison, L. Elzi, V. Gurter-De La Fuente, J. Jost, D. Moradpour, R. Abravanel, J. Lopez, M. Cavassini and L. S. Data Center of the Swiss HIV Cohort Study. Hepatitis E Virus seroprevalence and chronic infections in patients with HIV, Switzerland. *Emerg Infect Dis.* 2011; 17: 1074-1078
- 32 A. Gauss, J. J. Wenzel, C. Flechtenmacher, M. H. Navid, G. Eisenbach, W. Jilg, W. Stremmel and P. Schnitzler. Chronic hepatitis E virus infection in a patient with leukemia and elevated transaminases: a case report. *J Med Case Rep.* 2012; 6: 334

- 33 A. R. Feagins, T. Opriessnig, D. K. Guenette, P. G. Halbur and X. J. Meng. Inactivation of infectious hepatitis E virus present in commercial pig livers sold in local grocery stores in the United States. *Int J Food Microbiol.* 2008; 123: 32-37
- 34 WHO. Global Alert and Response (GAR) Hepatitis E.
- 35 D. Bocca, J. P. Gubermann, H. Klovstad, N. Hamid, M. Tatay, I. Ciglenecki, J. Y. Nizou, E. Nicard and P. J. Guerin. High mortality associated with an outbreak of hepatitis E among displaced persons in Darfur, Sudan. *Clin Infect Dis.* 2006; 42: 1679-1684
- 36 Y. V. Irene and K. Vanseet. HEV infection in pregnancy. *J Obstet Gynecol India.* 2006; 56: 146-148
- 37 熊谷一郎, 関本法男. 五型肝炎の重症例. 肝胆脾. 2005; 51: 61-67
- 38 R. Gerolami, P. Borantain, F. Raissonni, A. Motte, C. Solas and P. Colson. Treatment of severe acute hepatitis E by ribavirin. *J Clin Virol.* 2011; 52: 60-62
- 39 岡本宏明. 経口感染する肝炎ウイルス(A型、E型) の感染防止、遺伝的多様性、および治療に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服緊急対策研究事業. 2012; 平成21年度～平成23年度 総合研究报告書
- 40 D. M. Xing and X. J. Meng. Hepatitis E virus: foodborne, waterborne and zoonotic transmission. *Int J Environ Res Public Health.* 2013; 10: 4507-4533
- 41 M. Bouwknegt, S. A. Rutjes and A. M. de Roda Husman. Hepatitis E virus risk profile: Identifying potential animal, food and water sources for human infection. 2009; RIVM Report 3020291001/2009
- 42 M. Bouwknegt, P. F. Taunis, K. Franken, M. C. M. de Jong and A. M. de Roda Husman. Estimation of the likelihood of fecal/oral HEV transmission among pigs. *Risk Anal.* 2011; 31: 940-950
- 43 S. A. Tsarev, T. S. Tsareva, S. U. Emerson, P. O. Yarbrough, L. J. Legters, T. Moskal and R. H. Purcell. Infectivity titration of a prototype strain of Hepatitis E virus in Cynomolgus monkeys. *J Med Virol.* 1994; 43: 135-142
- 44 FAO/WHO. Risk assessments of *Salmonella* in eggs and broiler chickens. Microbiological risk assessment series 2. 2002
- 45 食品安全委員会. ガミスママイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクラン)の承認に係る審査評議書. 2014
- 46 R. E. Black, M. M. Levine, M. L. Clements, T. P. Hughes and M. J. Blaser. Experimental *Campylobacter jejuni* infection in humans. *J Infect Dis.* 1988; 157: 472-479
- 47 D. A. Robinson. Infective dose of *Campylobacter jejuni* in milk. *Br Med J (Clin Res Ed)*. 1981; 282: 1584
- 48 R. Lake, A. Hudson and P. Cresssey. NFESEA Risk Profile: *Toxoplasma gondii* in red meat and meat products. 2002
- 49 J. B. W. J. Cornelissen, J. W. B. van der Giessen, K. Takumi, P. F. M. Teunis and H. J. V. Wijselink. An experimental *Toxoplasma gondii* dose response challenge model to study therapeutic or vaccine efficacy in cats. *PLoS One.* 2014; 9: e104740
- 50 EFSA. Risk assessment of a revised inspection of slaughter animals in areas with low prevalence of *Trichinella*. The EFSA Journal. 2005; 200: 1-41
- 51 P. F. M. Teunis, M. Koningsstein, K. Takumi and J. W. B. van der Giessen. Human beings are highly susceptible to low doses of *Trichinella* spp. *Epidemiol Infect.* 2011; 140: 210-218
- 52 IASR. 26. 2005; 10
- 53 厚生労働省／国立感染症研究所. 感染症発生動向調査事業. 2009
- 54 厚生労働省／国立感染症研究所. 感染症発生動向調査事業. 2010
- 55 厚生労働省／国立感染症研究所. 感染症発生動向調査事業. 2011
- 56 厚生労働省／国立感染症研究所. 感染症発生動向調査事業. 2012
- 57 厚生労働省／国立感染症研究所. 感染症発生動向調査事業. 2008
- 58 阿部敏紀, 相川達也, 赤羽賀浩, 新井雅裕, 朝比奈靖浩, 新斉吉成, 茅山一彰他. 本邦におけるE型肝炎ワイルス感染の統計学的・疫学的・ウイルス学的特徴 : 全国集計 254例に基づく解析. 肝臓. 2006; 47: 384-391
- 59 国立感染症研究所. 特集関連情報. 人獣共通感染症としてのE型肝炎. IASR. 2014; 35: 4
- 60 新井雅裕, 橋本直明, 宮川裕, 阿部敏紀, 山中太郎, 宗田実, 阿部夏生, 高橋和明, 三代俊治. 京浜地区E型肝炎国内感染例 10例の疫学的特徴と HEV 分離株基配列. 肝臓. 2005; 46: 224-225
- 61 加藤将, 竹市孝二, 松林圭二. 烧肉店での食後に発生したE型肝炎ウイルス集団感染 : うち1例は創傷研炎で死亡. 肝臓. 2004年. 第45巻 12号. 2004; 45: 688
- 62 相川達也, 山縣邦彦, 宮本久仁子, 渡田文男, 高橋雅泰, 関本宏明. 本邦初の妊娠に於ける3型土着株によるE型肝炎. 肝臓. 2009; 50: 163-165
- 63 小閑至, 姜貞憲, 水尾仁志, 赤池淳, 大村卓味, 寺尾吉康, 松居剛志. 他. 2009年秋に札幌圏で発生したE型肝炎小流行の臨床的・ウイルス学的・分子疫学的解析. 肝臓. 2012; 53: 78-89
- 64 H. Matsuda, K. Okada, K. Takahashi and S. Mishiro. Severe hepatitis E virus infection after ingestion of uncooked liver from a wild boar. *J Infect Dis.* 2003; 188: 944
- 65 J. Matsuda, K. Yano, Y. Tamada, Y. Takai, M. Ito, K. Omagari and S. Kohno. Acute hepatitis E of a man who consumed wild boar meat prior to the onset of illness in Nagasaki, Japan. *Hepatol Res.* 2005; 31: 178-183

- 66 上平孝史, 矢野公士, 松本武浩, 宮里 輝, 長岡透矢 他. 著明な血小板減少を呈したE型急性肝炎の1例. 日本消化器病学会雑誌. 2008; 105: 841-846
- 67 江藤良樹, 石橋哲也, 世良暢之, 千々和勝己, 倉田賢生, 旗原裕治, 李天成 他. 野生イノシシ肉からのE型肝炎ウイルス (HEV) 感染事例—福岡県. IASR. 2005; 26: 285-286
- 68 川村欣也, 小林良正, 高橋和明, 早田謙一, 住吉信一, 川田一仁, 他. 静岡県西部地区で発生したシカ生肉またはイノシシ生肉によるE型急性肝炎3例. 肝臓. 2010; 51: 418-424
- 69 北崎直人, 游尾靖, 矢野嘉彦, 林洋剛, 安倍夏生, 新井雅裕, 高橋和明, 三代後治. 兵庫県におけるHEV感染実態調査 (最終報告). 神経会学術誌. 2011; 27:210-212
- 70 Y. Tamada, K. Yano, H. Yatsushashi, O. Inoue, F. Mawatari and H. Ishibashi. Consumption of wild boar linked to cases of hepatitis E. J Hepatol. 2004; 40: 869-870
- 71 三代後治. E型肝炎ウイルスに関する最近の話題: 我国において近頃目覚ましき動物から人への感染 ウィルス. 2004; 54: 243-248
- 72 寺田修三, 国立裕之, 高橋和明. イノシシ肝の喫食による重症E型肝炎の一例. 治療学. 2010; 44: 1046-1049
- 73 木村宏. 日本小児感染症学会若手会員研修会第4回安曇野セミナー—先天性・周産期感染症の実態調査 小児感染免疫. 2013; 25: 471-472
- 74 FAO/WHO. MULTICRITERIA-BASED RANKING FOR RISK MANAGEMENT OF FOODBORNE PARASITES. Report of a Joint FAO/WHO Expert Meeting, 3-7 September 2012. 2014
- 75 P. S. Mead, L. Slutsker, V. Dietz, L. F. McCaig, J. S. Bresee, C. Shapiro, P. M. Griffin and R. V. Tauxe. Food-related illness and death in the United States. Emerg Infect Dis. 1999; 5: 607-625
- 76 E. Scallan, R. M. Hoekstra, F. J. Angulo, R. V. Tauxe, M. A. Widdowson, S. L. Roy, J. L. Jones and P. M. Griffin. Foodborne illness acquired in the United States-major pathogens. Emerg Infect Dis. 2011; 17: 7-15
- 77 山口富雄. 旋毛虫症の感染に関する最近の知見. 日検会誌. 1984; 37: 73-78
- 78 杉山明. ツキノワグマ生食によるトリヒナ症の集団発生事例. 三重県科学技術振興センター衛生研究所. 1982
- 79 戸谷惟造, 前野芳正, 長瀬清三, 佐野温子. 我国におけるアダ生食採取による旋毛虫症の輸入第1例. 藤田学園医学会誌. 1985; 9: 369-372
- 80 加来啓器. 緊虫感染症. AIRS. 2013; 12月
- 81 佐々木博, 堂上慎也, 佐々木博敏, 中川博, 熊本隆, 中村三千男, 中村玄. 旋毛虫症と思われる1症例. 広島医学. 1987; 40: 192
- 82 塩田恒三, 有苗直樹, 吉岡徹郎, 石川和弘, 廣竹純子, 藤井透人, 立岡良久, 川見祥代, 柚木幹弘, 山口照英, 生田和良, 舟原克郎. 出荷幹臓におけるE型肝炎ウイルスの体内分布. 日本獣医学会学術集会 2011年9月. 2011
- 83 金龍起. 強い筋炎症状を呈した輸入旋毛虫症の1例. 感染症学雑誌. 1999; 73: 76-81
- 84 中村哲也, 三浦稔之, 中岡隆志, 長野功, 高橋優二, 岩本愛吉. 自然通過で検出した旋毛虫症の1例. 感染症学会誌. 2003; 77: 839-843
- 85 前田卓哉, 藤井義, 岩本愛吉, 長野功, 吳志良, 高橋優三. スッポンを感染源とする旋毛虫症の集団発生. Clinical Parasitology. 2009; 20: 87-99
- 86 J. Kennedy, I. S. Blair, D. A. McDowell and D. J. Bolton. An investigation of the thermal inactivation of *Staphylococcus aureus* and the potential for increased thermostolerance as a result of chilled storage. J Appl Microbiol. 2005; 99: 1229-1235
- 87 A. Moorhead, P. E. Grunenwald, V. J. Dietz and P. M. Schantz. Trichinellosis in the United States, 1991-1996: declining but not gone. Am J Trop Med Hyg. 1999; 60: 66-69
- 88 P. Dorny, N. Praet, N. Deckers and S. Gabriel. Emerging food-borne parasites. Vet Parasitol. 2009; 163: 196-206
- 89 H. Yamasaki. Current status and perspectives of cysticercosis and taeniasis in Japan. Korean J Parasitol. 2013; 51: 19-29
- 90 F. J. Sorvillo, C. DeGiorgio and S. H. Waterman. Deaths from cysticercosis, United States. Emerg Infect Dis. 2007; 13: 280-285
- 91 R. Lozano, M. Naghavi, K. Foreman, S. Lim, K. Shibuya, V. Aboyans et al. Global and regional mortality from 235 causes of death for 20 age groups in 1990 and 2010: a systematic analysis for the Global Burden of Disease Study 2010. Lancet. 2010; 380: 2095-2128
- 92 M. Takahashi, T. Nishizawa, H. Miyajima, Y. Gotanda, T. Itaya, F. Tsuda and H. Okamoto. Swine hepatitis E virus strains in Japan form four phylogenetic clusters comparable with those of Japanese isolates of human hepatitis E virus. J Gen Virol. 2003; 84: 861-862
- 93 M. Takahashi, T. Nishizawa, T. Tanaka, B. Tsatsralt-Od, J. Inoue and H. Okamoto. Correlation between positivity for immunoglobulin A antibodies and viraemia of swine hepatitis E virus observed among farm pigs in Japan. J Gen Virol. 2005; 86: 1807-1818
- 94 原田誠也, 田中智之, 西村幸一, 大迫赳夫, 吉岡健太, 石井孝司, 李天成, 熊本県におけるイノシシ、シカ及びブタのE型肝炎ウイルス汚染実態調査. 「食品中の病原ウイルスのリスク管理」田中智之, 西村幸一, 大迫赳夫, 吉岡健太, 石井孝司, 李天成, 熊本県におけるイノシシ、シカ及びブタのE型肝炎ウイルス汚染実態調査. 「食品中の病原ウイルスのリスク管理に関する研究」総合研究能力強化プログラム 2013
- 95 田村著, 広川智香, 渡邊香奈子, 尾美也子, 後藤こず恵, 藤田慶一郎, 西川真. 新潟県の畜産場出荷臓及び農場における豚のE型肝炎ウイルスの保有状況. 新潟県保健環境科学研究所年報. 2008; 23: 103-106

- 97 I. Di Bartolo, M. Díez-Valecicos, P. Vasickova, P. Kralik, M. Hernandez, G. Angeloni, F. Ostanelli, M. Bouwknegt, D. Rodriguez-Jázoar, I. Pavlik and F.M. Ruggeri. Hepatitis E virus in pork production chain in Czech Republic, Italy, and Spain. *Emerg Infect Dis.* 2012; 18: 1282-1289.
- 98 Y. Kanai, M. Tsujikawa, M. Yunoki, S. Nishiyama, K. Ikuta and K. Hagiwara. Long-term shedding of hepatitis E virus in the feces of pigs infected naturally, born to sows with and without maternal antibodies. *J Med Virol.* 2010; 82: 69-76
- 99 K. Hagiwara, Y. Iwabu, Y. Kanai, T. Miyasho, T. Daitoji, M. Yunoki, M. Tsujikawa et al. Distribution and Propagation of Hepatitis E Virus in Experimentally Infected Swine. *The Open Veterinary Science Journal.* 2007; 1: 1-6
- 100 恒光裕・E型肝炎ウイルス実験感染装置器中のウイルス量. 平成16年度厚生労働科学研究費補助金（食品安全高度化推進研究事業）分担研究報告書. 2004: 33-36
- 101 M. Bouwknegt, S. A. Rutjes, C. B. Reusken, N. Stockhofe-Zurwieden, K. Frankena, M. C. de Jong, A. M. de Roode, Husman and W. H. van der Poel. The course of hepatitis E virus infection in pigs after contact-infection and intravenous inoculation. *BMC Vet Res.* 2009; 5: 7
- 102 E. Barnaud, S. Rose, P. Garry, N. Rose and N. Pavio. Thermal inactivation of infectious hepatitis E virus in experimentally contaminated food. *Appl Environ Microbiol.* 2012; 78: 5153-5159
- 103 A. Schieck, M. Filter, B. Appel and R. Johnne. Thermal stability of hepatitis E virus assessed by a molecular biological approach. *Virology.* 2011; 3: 487
- 104 池田徹也,森本洋,玉手直人,清水後一,熊田洋行,駒込理佳,久保亜希子,山口敬治. 食品の食中毒汚染実態調査. 北海道立衛生研究所報. 2007; 57:73-75
- 105 木藤志保子,八柳禪,今野貴之. 秋田県における食中毒起因菌の侵淫実態と分離株の性状に関する検討研究. 秋田県健康環境センター年報. 2006; 2:49-56
- 106 C. L. Little, J. F. Richardson, R. J. Owen, E. de Pinna and E. J. Threlfall. *Campylobacter* and *Salmonella* in raw red meats in the United Kingdom: prevalence, characterization and antimicrobial resistance patterns, 2003-2005. *Food Microbiol.* 2008; 25: 538-543
- 107 星野麻衣子,仲村直美,吉沢麗子,新井礼子. と畜場搬入豚のサルモネラ属菌およびカンピロベクター属菌保菌状況調査. 新潟県長岡市衛生検査センター. 2013
- 108 龍山芳彦,佐藤裕平,野崎恵子,後藤判友. *Campylobacter*による豚の胆汁汚染の検討について. 岐阜県食肉衛生研究所. 2014
- 109 金子麻里. 大内敏,小笠原徹. どちらく揚げ inser 困におけるトキソプラズマ抗体調査. 北海道獣医師会雑誌. 2004; 48
- 110 K. Matsuo, R. Kamai, H. Uetau, H. Goto, Y. Takashima and K. Nagamune. Seroprevalence of *Thoracica gondii* infection in cattle, horses, pigs and chickens in Japan. *Parasitol Int.* 2014; 63: 638-639
- 111 全国食肉衛生検査所協議会. II検査対象疾病 20 トキソプラズマ病 新・食肉検査マニュアル. 中央法規出版. 2011; 209-216
- 112 山崎浩. 食品の衛生虫汚染の実態調査と疫学情報に基づくリスク評価手法の開発. 食品安全委員会 食品健康影響評価 技術研究報告書. 2014
- 113 FSA. A critical review of the effects of heat, pH, and water activity on the survival of hepatitis A and E viruses. A Report to the United Kingdom Food Standards Agency. 2014
- 114 ANSES. Request to assess the risks related to contamination of delicatessen meats products derived from raw pork liver with hepatitis E virus (HEV). ANSES Opinion Request No. 2012-SA-0012. 2013
- 115 李天成. 「食品中のウイルスの制御に関する研究」(主任研究者:野田敏) : 分担研究「E型肝炎ウイルス遺伝子型間の安定性の比較」. 平成21年度厚生労働科学研究費補助金(食品安全・安全管理推進研究事業). 2010; 平成21年度総括・分担研究報告書: 75-77
- 116 S. U. Emerson, V. A. Arankalle and R. H. Purcell. Thermal stability of hepatitis E virus. *J Infect Dis.* 2005; 192: 930-933
- 117 S. Rogée, N. Talbot, T. Caperna, J. Bouquet, E. Barnaud and N. Pavio. New models of hepatitis E virus replication in human and porcine hepatocyte cell lines. *J Gen Virol.* 2013; 94: 549-558
- 118 M. Yanoki, S. Yamamoto, H. Tanaka, H. Nishigaki, Y. Tanaka, A. Nishida, J. Adan-Kutlo, M. Tajikawa, S. Hattoni, T. Urayama, M. Yoshikawa, I. Yamamoto, K. Hagiwara and K. Ikuta. Extent of hepatitis E virus elimination is affected by stabilizers present in plasma products and pore size of nanofilters. *Vox Sang.* 2008; 95: 94-100
- 119 T. Tanaka, M. Takahashi, E. Kusano and H. Okamoto. Development and evaluation of an efficient cell-culture system for Hepatitis E virus. *J Gen Virol.* 2007; 88: 903-911
- 120 李天成. 「食品中のウイルスの制御に関する研究」(主任研究者:武田直和) : 分担研究「E型肝炎ウイルスの安定性の検討」. 平成20年度厚生労働科学研究費補助金(食品安全・安全管理推進研究事業). 2009; 平成20年度総括・分担研究報告書: 65-67
- 121 R. Huang, D. Li, S. Wei, Q. Li, X. Yuan, L. Geng, X. Li and M. Liu. Cell culture of sporadic hepatitis E virus in China. *Clin Diagn Lab Immunol.* 1999; 6: 729-733
- 122 T. H. Jones and V. Muehlhauser. Effect of handling and storage conditions and stabilizing agent on the recovery of viral RNA from oral fluid of pigs. *J Virol Methods.* 2014; 198: 26-31

- 123 EFSA. Scientific Opinion on an update on the present knowledge on the occurrence and control of foodborne viruses. The EFSA Journal. 2011; 9: 1-96
- 124 Centre for Food Safety, Food and Environmental Hygiene Department The Government of the Hong Kong Special Administrative Region. HEPATITIS E VIRUS IN FRESH PIG LIVERS. Risk Assessment Studies Report No. 44. 2010
- 125 USDA. Cooking Temperature for Ground Pork, Beef, Veal, Lamb remains at 160 °F. 2011
- 126 ICMSF. Microorganisms in Foods 5. Kluwer academic/plenum publishers. 1996; 240
- 127 C. O. Gill and I. M. Harris. Survival and growth of *Campylobacter fetus* subsp. *jejuni* on meat and in cooked foods. Appl Environ Microbiol. 1982; 44: 269-263
- 128 ICMSF. Microorganisms in Foods 5. Kluwer academic/plenum publishers 1996; 52-53
- 129 小林昭夫. 10. トキソプラズマ症・大腸正満・龜谷 丁・林 法生 監修, 日本における寄生虫学の研究 第6巻. 1999
- 130 National pork Board. Pork Safety Fact Sheet : Toxoplasma.
- 131 J. P. Dubey, A. W. Kotula, A. Sharar, C. D. Andrews and D. S. Lindsay. Effect of high temperature on infectivity of *Toxoplasma gondii* tissue cysts in pork. J Parasitol. 1990; 76: 201-204
- 132 A. W. Kotula, K. D. Murrell, L. Acosta-Schair, L. Lamb and L. Douglass. *Trichinella spiralis*: Effect of high temperature on infectivity in pork. Exp Parasitol. 1983; 56: 15-19
- 133 EFSA. Opinion of the Scientific Panel on Biological Hazards on the suitability and details of freezing methods to allow human consumption of meat infected with *Trichinella* or *Cysticercus*. The EFSA Journal. 2004; 142: 1-61
- 134 ICT Standards for Control Guidelines Committee. Recommendations on methods for the control of *Trichinella* in domestic and wild animals Intended for human consumption. 2007
- 135 National pork Board. Pork Safety Fact Sheet : *Trichinella*.
- 136 ICMSF. Microorganisms in Foods 5. Kluwer academic/plenum publishers. 1996; 193-197
- 137 Public Health Agency of Canada. Pathogen safety data sheet - Infectious substances - TAENIA SOLIUM. 2012
- 138 The Center for Food Security and Public Health. *Taenia* Infections. 2005; 1-8
- 139 Food Safety Authority of Ireland FAQs. Hepatitis E Virus and Food. 2014
- 140 USDA. Food thermometers are key to food safety. 2006
- 141 日本国際調理学会加熱調理研究委員会 余熱研究グループ、肉類の加熱における余熱の有効利用. 日本国際調理科学会誌. 2011; 44: 72-78
- 142 日本国際調理学会近畿支部 烧く分科会、ハンバーグステーキ焼成時の内部温度(調理出血性大腸菌O157)に関する(第2報) 材料および混合方法の違いが内部温度に及ぼす影響. 日本国際調理科学会誌. 1999; 32: 946-951
- 143 大塚佳代子, 小林直樹, 森田幸雄, 宮坂次郎, 和栗教, 楠原一, 工藤由起子. 猪肉調理における腸管出血性大腸菌の生残の解析. 食品衛生学生雑誌. 2014; 55: 79-87
- 144 H. R. Gamble. Parasites associated with pork and pork products. Rev Sci Tech. Off. Int. Epiz. 1997; 16: 496-506
- 145 Joint FAO/WHO Food Standards Programme. CODEX Alimentarius Commission. Report of the Forty-Fifth session of the CODEX committee on food hygiene. Ha Noi, Viet Nam, 11-15 November 2013. Appendix III proposed draft guidelines for the control of *Trichinella* spp. in meat of suidae (At Step 5/8)
- 146 厚生労働省. 「食品接觸頻度 接取量調査の特別集計業務」 報告書. 平成22年度 受託事業 (厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課). 2011
- 147 食品安全委員会. 平成18年度食品安全確保総合調査「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価に係る情報収集調査」 報告書. 2007

別添 2

豚の食肉の生食に係る食品安全影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成27年1月8日～平成27年2月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 御意見及びそれに対する食品安全委員会の回答

	御意見	食品安全委員会の回答
1	<p>豚肉の生食に係る食品安全影響評価に対する審議結果については、一般に消費する肉類の中では豚肉への依存度は高く、消費量も多いことから国民全般に大変重要な事で、承知すべきことだと思います。生食自体は少ないものと思われますが、しゃぶしゃぶでもハンバーグなどでも半生状態で、殺菌等の効果に深問が生じる可能性もあり、広く一般に審議結果を公表すべきかと思います。</p> <p>また、最近はジビエ料理も増えつつあり一層徹底すべきかと。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>今回の評価結果については、いただいた御意見も参考としつつ、Q&Aにおいて適切に記述するとともに、関係省庁と連携しながらリスクコミュニケーションや注意喚起に努めてまいります。</p>
2	<p>SPP 豚を無菌豚等と称して非加熱で喫食している事例があるようですが、SPP 豚の作成方法から考へても HEV 感染リスクは存在するため（地方自治体および業界団体の日本SPP豚協会もwebサイトで注意喚起をしている）Q&A等でSPP を含む安全に生食できる豚肉はない旨注意喚起を行ってはどうでしょうか。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘を踏まえて修正しました。</p>
3	<p>26頁に「(上記表10の事例②について)」とあるが、表1.1ではないのか。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。</p>

(写)

食安監発1004第1号
平成24年10月4日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課長

豚レバーの提供に関する指導等について

標記については、平成24年5月17日付け食安企発0517第1号及び食安監発0517第1号並びに平成24年6月25日付け食安発0625第1号により、牛を含めた獣畜及び家きんの内臓について、食中毒の原因となる菌等が付着している可能性があるため、食中毒の発生防止の観点から、必要な加熱をして喫食するよう情報提供することをお願いしているところです。

今般、一部の報道等において、豚レバーを生食用として提供している飲食店があるとされていますが、豚レバーを加熱せず喫食すると、E型肝炎のほか、サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ／コリ等の食中毒のリスクがあります。

このため、豚レバーを生食することの危険性について周知し、関係事業者に対して必要な加熱を行うよう指導するとともに、消費者に対しても加熱して喫食するよう注意喚起をお願いします。

(別添)

1. 豚の生食が原因と推定された食中毒事例（過去10年間）

発生月日	発生場所	原因食品	病因物質	原因施設	摂食者数	患者数	死者数
平成15年 10月28日	宮城県	豚レバ刺	細菌 -サルモネラ属菌	飲食店	3	1	0
平成17年 4月21日	愛知県	豚肝臓刺し	細菌 -サルモネラ属菌	飲食店	13	9	0
平成19年 9月2日	群馬県	豚レバ刺し (推定)	細菌 -カンピロバクタ -・ジェジュニ /コリ	飲食店	6	5	0
平成20年 5月25日	神奈川県	豚レバ刺し (推定)	その他	飲食店	30	15	0
平成22年 2月9日	岐阜県	豚生レバー (2月8日に提供)	細菌 -カンピロバクタ -・ジェジュニ /コリ	飲食店	2	2	0

2. 食肉を介するE型肝炎ウイルス感染事例について

(E型肝炎Q & A)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/08/h0819-2a.html>

食品、添加物等の夏期・年末一斉取締り 豚レバー等の提供に関する監視指導結果

自治体名	H25年度夏期		H24年度年末	
	指導数	改善数	指導数	改善数
北海道	0	0	1	1
札幌市	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0
岩手県	1	1	0	0
盛岡市	0	0	1	0
宮城県	0	0	1	1
仙台市	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
秋田市	2	0	1	0
山形県	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0
群馬県	2	2	0	0
前橋市	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0
埼玉県	18	2	9	1
川越市	0	0	0	0
さいたま市	10	0	12	0
千葉県	1	1	0	0
千葉市	4	0	0	0
船橋市	0	0	0	0
柏市	0	0	1	1
東京都	97	19	39	4
神奈川県	1	0	0	0
横浜市	2	0	3	0
川崎市	5	1	1	0
横須賀市	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0
富山市	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0
長野市	1	1	0	0
岐阜県	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0
名古屋市	6	0	4	0
豊田市	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0

「豚レバーの提供に関する指導等について」(平成24年10月4日付
け食安監発1004第7号)を受けて指導を行った件数。
件数には豚レバーの他、豚肉や他の内臓も含まれる。

自治体名	H25年度夏期		H24年度年末	
	指導数	改善数	指導数	改善数
三重県	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0
京都市	2	0	0	0
大阪府	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0
堺市	3	0	3	0
東大阪市	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0
神戸市	7	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0
岡山市	1	0	1	0
倉敷市	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0
広島市	1	1	0	0
呉市	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0
下関市	0	0	1	1
徳島県	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0
北九州市	0	0	1	0
大牟田市	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0
佐世保市	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0
大分県	26	0	0	0
大分市	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	1	1
鹿児島市	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0
合計	190	28	80	10

食肉等の生食に関する対応について

平成 26 年 6 月 20 日
食肉等の生食に関する調査会

1. 経緯

厚生労働省は、食肉等の生食は食中毒の危険性が高いことから基本的に避けるべきであると普及啓発に取り組んできたところであるが、生食用食肉（牛肉）及び牛肝臓に関する規格基準の策定後、今まで生食用として提供されていなかった食肉等が提供されるようになった実態がある。このため、現在、食品衛生法に基づく規格基準やガイドラインの対象となっていない食肉等について、科学的見地に加えて、消費者の認識や食肉等の関連事業者の取組等も踏まえつつ、公衆衛生上のリスクの大きさに応じた規制のあり方等について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会のもとに、幅広い関係者が参加する調査会を設置し、検討を行うこととした。

2. 基本的な考え方

(1) 検討趣旨

これまでに既に検討がなされた牛の食肉・肝臓や馬肉以外の豚、鶏、その他鹿、猪といった野生動物の食肉等について、牛及び馬の食肉・肝臓の場合と同様に、食肉等の種別ごとの危害要因等を踏まえた公衆衛生上のリスクの大きさを考慮しつつ、検討を行う。

なお、調査会においては、食肉等の種別ごとに公衆衛生上のリスクの大きさに応じた規制のあり方等について検討するが、一般的に食肉等の生食は食中毒の危険性が高いため、食肉等の種別にかかわらず控えるべきことについて引き続き周知することが必要である。

(2) 公衆衛生上のリスクの大きさに応じた規制の必要性

○ 食品の安全性確保のためには、その提供者である食品等事業者による自主的な取組が、第一義的に重要である。食品安全基本法においては、その基本として、食品等事業者が、食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、必要な措置を適切に講ずる責務を有することが明記されている。また、食品衛生法においても、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るため、食品等事業者は食品の安全性確保のために自主的に取り組むこととされている。

関係業界においては、生食用食肉（牛肉）の規格基準を遵守するための衛生マニュアルの作成や会員に対する講習会の実施など、食品衛生水準の向上のための取組がなされてきたところである。また、生食用食肉（牛肉）の規格基準に適合した牛タタキの販売に関する講習会の開催などにも取り組んでいる。

◎食品安全基本法
(食品関連事業者の責務)

第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2・3 (略)

◎食品衛生法

第三条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 (略)

- あわせて、食の安全の確保のためには、消費者である国民の理解の向上も重要である。食品安全基本法においては、消費者は食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める等、食品の安全性の確保のための役割を果たすとされている。食品には栄養面で期待されるメリットも多くある一方で、ゼロリスクではなく、様々な食品にそれぞれのリスクがあるものであり、リスクの大きさ、感染経路、対処の仕方等について、子供たちも含めたリスクコミュニケーションが必要である。

食肉等の生食については、これまでも、自治体による食品等事業者に対する監視指導とあわせて、食中毒の危険性が高いことから野生鳥獣肉（ジビエ）を含め食肉等の生食を避けるよう広く周知するとともに、特に牛及び豚の食肉・肝臓の衛生管理については、ホームページ、パンフレットを作成するなど内容を充実させるなどの取組を行ってきたところである。

◎食品安全基本法
(消費者の役割)

第九条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 一方、食品衛生法においては、公衆衛生の確保のために必要な場合には、食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法や成分について、規格基準を定めることができ、その違反は、刑事罰（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）の対象となる（通常は、行政処分により改善を図ることとされている）。

食肉等の生食については、生食用の牛及び馬の食肉と肝臓については、平成10年に衛生基準目標（ガイドライン）を定め、都道府県を通じ、夏期一斉取締りなどの機会において指導を行うとともに、政府広報等を通じて食肉の生食を控えるよう周知を図ってきたが、平成23年4月に飲食チェーン店でのニッケによる食中毒事件が発生し、5人の死亡者と多数の重症者が出てことから、生食用食肉（牛肉）や牛肝臓に関して、規格基準が設定されている。

◎食品衛生法

第十一條 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

◎食品衛生法第11条第1項に基づく食品、添加物等の基準（規格基準）

○生食用食肉（いわゆるニッケ）については、

① 加工は、専用の設備を有した衛生的な場所で、専用の器具で行うこと。

② 牛肉表面から1cm以上の深さを60℃で2分間以上加熱する方法又は同等以上の方法で加熱殺菌すること。
等を規定（平成23年9月12日公布、同年10月1日施行）。

○牛肝臓（レバー）については、

中心部を63℃で30分間以上加熱する方法又は同等以上の方法で加熱殺菌すること等を規定（平成24年6月25日公布、同年7月1日施行）。

- 以上を踏まえれば、食肉等の生食については、一般的に食中毒のリスクを伴うものであり推奨されるものではないが、食の安全は、食品等事業者における自主的な取組によることが基本であり、また、消費者がリスクを認識することや食品等事業者がリスクに対処する取組を進めることができ食中毒の発生の防止に有効であることを鑑み、食中毒のリスクがあるものについて一律に法的規制をするのではなく、そのリスクの大きさによって様々な対応を検討することが必要である。
- これらを踏まえれば、食の選択は基本的には消費者による食品の栄養面でのメリットも踏まえた選択の自由が認められるべきものであり、公衆衛生上のリスクが高くないと考えられる場合には、食品等事業者による衛生水準の向上とともに、消費者による自主的なリスク回避が可能となるよう、リスクコミュニケーションを充実させることが望まれる。
- 一方で、自治体においては、食品等事業者に対する食肉等の生食に関する監視指導を行っているが、食品衛生法に基づく規格基準がないものについては、監視指導の効果にも限界があるとの指摘もなされている。また、消費者にとって飲食店で提供されるものは安全という認識もあり、牛肝臓の生食用としての提供が禁止となる直前に駆け込み需要が増えたとの指摘もあり、消費者が食肉等の生食によるリスクについて必ずしも正しく認識しているとは言えず、関係業界の会員企業以外の食品等事業者も含めたアプローチが必要である。

このため、飲食に起因する危害が生命そのものに関わるような公衆衛生上のリスクが高いものについては、消費者によるリスク回避のみに食中毒の発生防止を委ねることは適切ではなく、重大な事故を未然に防止するために、食品衛生法に基づく規制を検討することが必要であると考えられる。これらを踏まえ、牛の食肉・肝臓及び馬肉の場合と同様に、食肉等の種別ごとの公衆衛生上のリスクの大きさを考慮しつつ、公衆衛生上のリスクが大きいと評価されるものについては、加熱義務や加工基準等の策定を検討する。

(3) 公衆衛生上のリスクの大きさの考え方

① 危害要因の性質等

まず、公衆衛生は、国民の健康の保護を図ることであることから、公衆衛生上のリスクの大きさを検討する上でまず考慮すべきことは、食肉等を汚染しうる病原体（危害要因）が引き起こす症状の重篤性や二次感染の有無であると考えられる。生命に関わるような重篤な症状を起こさない病原体であれば、一定のリスクは承知の上で自ら選択して飲食したいという消費者がいることも踏まえ、注意喚起等の対応で可能かを含めて検討すべきである。一方で、消費者には飲食店で提供されるものは基本的に安全であるとの認識や、食肉等の生食によるリスクについて必ずしも正しく認識しているとは限らないこと、さらに食品事業者の中には、例えば、新鮮だから食肉等を生食しても問題ないといった誤った情報を提供している場合もあるとの指摘があること等の実態を踏まえれば、飲食することで生命に関わる重篤な症状を起こすものについて、消費者の選択に全てを委ねることは適切ではないと考えられる。

② 流通量

次に、消費者がどれだけその病原体に暴露されうるのか、ということによってもリスクの大きさは変わってくる。飲食店等による提供実態について調査し、生食用として提供されている食肉等の流通状況について把握する必要がある。危害要因が認められるものの流通量が極めて限定的であるものについては、法的に規制するのではなく、自治体による監視指導や、食中毒の発生防止の観点からは基本的に食肉等の生食をすべきではないことを国民に周知徹底すること等により対応することも考えられる。

③ リスク低減策

最後に、危害要因を低減させる加工処理方法等があれば、公衆衛生上のリスクは低減される（例：生食用食肉（牛肉）の規格基準の加工基準）。危害要因、流通実態が認められることをもって直ちに生食用としての提供禁止とするのではなく、リスク低減策として加工処理方法等に反映できる方法があるかどうかについて検討し、その上で対策が見いだせるものについては、その方法を規格基準やガイドラインに規定することを検討すべきである。その検討にあたっては、と畜段階から、食肉処理、飲食店等に提供されるまでのHACCPの取組等も含め、フードチェーン全体で必要な対策を考えていくことが重要である。

また、消費者や事業者が食肉等の生食に関する危害要因の性質等を理解できるよう、リスクコミュニケーションの推進が期待される。

（4）既存の規制手法以外の手法も含めた対応策の検討

○ 上記（2）及び（3）のとおり、公衆衛生上のリスクが高いと考えられるものについては、国民の健康被害を未然に防止する観点から、加熱義務や加工基準等を規定するなどの措置を検討する必要がある。

○ 一方で、相対的に公衆衛生上のリスクが高くないと考えられるものについては、提供にあたって必要となるリスク低減措置を検討し、それを徹底するとともに、対象となる食肉等のリスクや消費者の認識、行動等を勘案した上で、食品自体のリスク低減措置以外に有効な新たな行政手法についても、検討すべきである。

具体的には、食肉等が生食用として提供されることを前提として、例えば、

① 監視指導を適切に行うために生食用として食肉等を提供している事業者をあらかじめ把握する方策

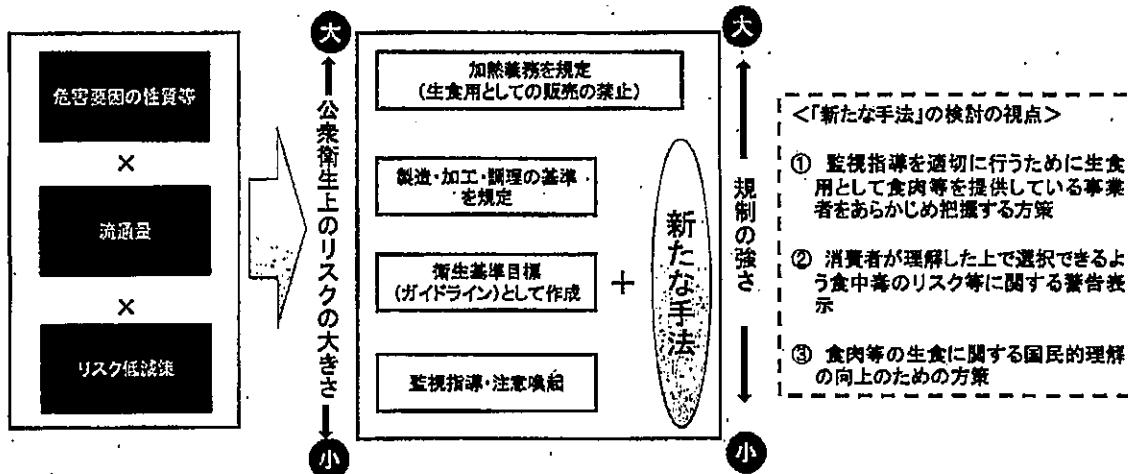
② 消費者が理解した上で選択できるよう食中毒のリスク等に関する警告表示

③ 食肉等の生食に関する国民的理解の向上のための方策

を検討することが考えられる。

このうち、国民的理解の向上のためのリスクコミュニケーションのあり方については、消費者、食品等事業者の間の共通理解をつくりあげるために、どのような手法が考えられるかについて、さらに検討が必要であるとともに、食品等事業者においても、どの程度の危険性があるかについて知識を持つことが必要である。

<リスクの大きさに応じた規制のあり方のイメージ>



3. 食肉等の種別ごとの公衆衛生上のリスクの大きさの分析

食肉等の種別ごとの公衆衛生上のリスクの大きさについて、食肉等を汚染しうる危害要因の性質、飲食店等での提供実態を踏まえた流通量及びリスク低減策の有無によって検討した。なお、検討対象が多岐に渡ることから、食肉等のリスクの大きさによって、検討の優先順位を決定することとした。

(1) 食肉等の種別ごとの危害要因の整理

食肉等の生食による食中毒等の原因となる危害要因（病原体：細菌、ウイルス及び寄生虫）は様々であるが、畜種によって検出率の高い細菌やウイルスがあり、また寄生虫は宿主特異的であることから、畜種また部位等によって主な危害要因は異なる。そのため、食肉等の種別ごとに特に注意すべき危害要因を選別し、その危害要因による危害の重篤さを分析した。

① 病原体の性質等

- 病原体の性質等について、表1（細菌/ウイルス）及び表2（寄生虫）をとりまとめた。
- 病原体によって、ヒトへ感染した場合の症状の重篤性、ヒト→ヒト感染の可能性、病原体の増殖抑制による効果等、公衆衛生上考慮する必要のある性質が異なる。各病原体の性質を整理し、それらを踏まえ注意を要する順に分類した。細菌/ウイルスと寄生虫はそもそも特性が大きく異なることから、同じ分類方法を用いて精緻に比較することは困難であるが、ここでは可能な範囲で比較を試みる観点から同じ分類を用いることとした。

② 食肉等の種別ごとの危害要因

- 畜種ごとの危害要因分析の対象について、表3をとりまとめた。
- 畜種によって病原体の検出状況は異なることから、文献等の汚染実態調査及び食中毒の発生状況を踏まえ、畜種ごとに危害要因の特定について検討を行った。なお、使用したデータについては、潜在的な危険性を比較するため生食用として販売されていないものも含むものであることに留意する必要がある。

- 畜種によっては様々な病原体が危害要因となり得るが、危害要因となる全ての病原体を検討するのではなく、特に①の病原体の性質の分類を考慮し、より注意を要する病原体について検討の対象とした。

(2) 食肉等の生食用としての流通実態調査

食肉等の種別ごとの生食に係る公衆衛生上のリスクの大きさに関して、行政が積極的に関与する必要性が認められる程度の流通量があるかどうかを検討するため、食肉等の種別ごとに、自治体が監視指導の中で把握している飲食店等における提供実態に関する調査と、関係業界団体からのヒアリングを行った。

- ① 生食用として食肉等の流通実態（小売り、飲食店での提供）について、自治体が監視指導の中で把握している状況についてとりまとめた。

- 馬及び鶏は、全国的に一定量が飲食店で提供されている。特に、筋肉以外でも、胃、心臓、肝臓及びその他の部位（筋肉、胃、心臓、腸、脳、肝臓以外の部位、以下同じ。）の提供があることがわかった。
- 牛は胃や心臓を中心に飲食店で全国的に提供されている。また、その他の部位についても提供されている。
- 豚は肝臓や胃を中心、主に関東地方の飲食店で提供されている。
- 羊・山羊、その他の獣畜・食鳥の流通等は少ないが、生食用として提供されているのは主として鹿、ダチョウである。
- 小売店で販売されているのは、主に馬と鶏であり、馬については全国的に、鶏については九州で販売されている。

- ② 食肉等の流通に関する有識者から、関係業界として把握している状況について聴取した。

- 関係業界団体としては、食肉等の生食は推奨していない。現時点で、生食できるほど病原体を制御するような特別な処理を行っているわけではないが、衛生管理マニュアルの作成や会員向けの講習会の実施などを通じて、衛生管理の向上を図るなどの取組がなされている。
- 関係業界団体の会員でない事業者も存在している。また、基本的に加熱用として流通している食肉等が、流通段階を経て消費者に渡る際に生食用として提供されているのではないか。
- 一部地域においては、鶏肉の生食が定着しているが、関係業界団体としては、生食すべきでないことを呼びかけている。

(3) 食肉等の種別ごとのリスク低減策等

危害要因に対する十分なリスク低減策が存在するかどうかを確認するため、現在進められている食肉等に関する研究について聴取した。

- ① 牛の内臓肉の衛生管理に関する研究

平成24年度から厚生労働科学研究により実施されている研究においては、牛の腸管内に存在する菌による2次汚染を防ぐための牛内臓処理施設の牛の内臓肉（白物及び赤物）について、衛生管理向上に資すると思われる工程について汚染指標細菌の調査を行われた。食用として処理される内臓は第1胃から結腸まで、平均して 10^4 ～ 10^5 cfu/gであり、対米と畜場では他の施設と比べると菌数が1/10であった。現

状の処理方法では内臓の細菌汚染は一定程度認められ、洗浄により、約 1/10 の菌数の減少が見込まれるが、細菌汚染を低減するには洗浄水の量や洗浄用水槽の水替えの回数を増やすことなどについて考慮する必要があると指摘がされている。

② 猪、鹿及び豚の E 型肝炎ウイルス (HEV) に関する調査

平成 22~24 年度厚生労働科学研究により実施された研究においては、猪、鹿及び豚の筋肉、肝臓及び血液の HEV 汚染実態及び分子疫学解析を行ったところ、鹿からは検出されなかつたが熊本県で解体処理された猪の肝臓、血液及び筋肉、豚の肝臓及び血液（筋肉は未検査）から HEV 遺伝子が検出された。また、豚の抗 HEV IgG 抗体の保有率は、豚舎間で 0~100% と大きな差があった。肝臓以外に筋肉部分も HEV に汚染されている可能性があり、筋肉部分の生食等により、HEV に感染する危険性が示唆されている。

③ 食鳥処理段階及び流通段階における鶏肉のカンピロバクターの制御

平成 24 年度から厚生労働科学研究により実施された研究においては、食鳥処理・流通の各段階において、カンピロバクターの有効な対策を検証するため、食鳥処理の脱羽後の盲腸便、中抜き後及びチラー水への浸漬後のと体を拭き取り検査に供し、交差汚染の発生を確認すると共に、食鳥処理段階前にカンピロバクター保菌・非保菌鶏群の選別を行い区分処理することで、交差汚染を低減できること、また、流通段階では冷凍処理がカンピロバクター菌数低減に有効であることが示唆されている。

④ 腸管出血性大腸菌 0157 散発例のリスク推定及び発生状況

国立感染症研究所感染症疫学センターによる報告においては、マッチングした症例対照研究や腸管出血性大腸菌感染症の発生動向調査を解析したところ、2011 年の生食用食肉の規格基準の適用及び 2012 年の牛肝臓の規制後、0157 を原因とする腸管出血性大腸菌感染症の患者（有症状者）報告数は減少したことを示す結果が示されている。

⑤ 野生鳥獣食肉の汚染実態調査

平成 23~25 年度厚生労働科学研究により実施された研究においては、HEV についてイノシシ血清中の抗体保有状況を調査したところ、近畿地方ではすべて陰性となつた一方で、関東地方、中国地方、九州地方では 8~42% が陽性となり、中国地方の 4% からは遺伝子も検出された。シカについては、209 頭中 1 頭が抗体陽性となった。寄生虫については、糞便からの虫卵検出率は 11~100% と高く、病理検索においても全身の筋肉に住肉胞子虫、肺気管支内に線虫、肝臓に肝蛭が認められ、加熱不十分な食肉等による HEV や寄生虫感染の危険性が改めて明らかになった。

4. 生食に係る食肉等の種別ごとの対応方針

- (1) 公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえた検討の優先順位及び対応の方向性
- 危害要因の性質、流通実態及びリスク低減策等の有無により公衆衛生上のリスクの大きさを食肉等の種別ごとに検討し、検討の優先順位について、表 4 をとりまとめた。

- 対応の方向性としては、
 - ・ 公衆衛生上のリスクが高く、検討の優先順位が高いと考えられるものについては、加熱義務や加工基準等を設ける。
 - ・ 一方、公衆衛生上のリスクを踏まえ、検討の優先順位が相対的に高くないと考えられるものについては、食中毒の発生を防止しつつ生食用として提供できるようリスク低減策の検討や、既存の規制手法以外の新たな手法の検討を進めることとする。

[既存の規制手法以外の新たな手法の例]

- ① 監視指導を適切に行うために生食用として食肉等を提供している事業者をあらかじめ把握する方策
- ② 消費者が理解した上で選択できるよう食中毒のリスク等に関する警告表示
- ③ 食肉等の生食に関する国民的理解の向上の方策

(2) 食肉等の種別ごとの対応方針

- ① 生食による公衆衛生上のリスクが高く、検討の優先順位が高いもの

- 豚の食肉・内臓については、

- ・ 危害要因がE型肝炎ウイルスであり、危害要因による健康被害の重篤性等が大きく、HEVが血液や筋肉から検出されており内部汚染であること
- ・ これまで社会的通念として生食すべきではないことは認識されていたが、飲食店等において提供実態があること
- ・ 豚は、E型肝炎ウイルスに加えて寄生虫による危害も考えられるが、内部までの加熱以外のリスク低減策が考えられないこと

を踏まえ、法的に生食用としての提供を禁止する（具体的には、豚の食肉・内臓は中心部加熱が必要である旨の規格基準を設定する）。

- 牛の内臓（肝臓を除く。）については、

- ・ 危害要因が腸管出血性大腸菌であり、危害要因による健康被害の重篤性等が大きいが表面汚染であると考えられること
- ・ 飲食店等において提供実態があること（胃や腸などは一般的には湯引き処理等がされているが、いわゆるハラミなどの内臓に分類されるものがユッケとして提供されている実態があること）
- ・ 現時点では、腸管出血性大腸菌について、生食できるほど安全なレベルにまでリスク低減する手法が認められないこと

を踏まえ、内臓表面からの腸管出血性大腸菌の内部浸潤に係る研究を行い、研究の結果、内部までの加熱が必要であることが明らかになれば内部までの加熱、表面付近の加熱等により十分にリスクが低減されることが明らかになればそれを踏まえたリスク低減策を検討し、牛内臓の部位のリスクに応じた衛生管理方法を策定する。

なお、組織学的には枝肉と同様のもの（ハラミなど）が、いわゆるユッケとして提供されている実態があることから、研究結果を踏まえ、これらについて生食用食肉（牛肉）の規格基準の対象となることを明確にすることを検討する。

- 羊・山羊の食肉・内臓、野生鳥獣（猪、鹿、他の鳥獣）の食肉・内臓については、流通は限定的で公衆衛生全体に与える影響は潜在的であるが、食中毒菌や寄生虫感

染の危険性は高い。特に、野生鳥獣は、狩猟前にどのような病原体等を保有しているか不明であること等から生食はするべきでない。このため、これらの食肉等については、食品等事業者に対して監視指導とともに、生食するべきではない旨を改めて周知徹底すべきである。なお、現在流通実態が認められない食肉等について、今後さらに需要が増える可能性も考えられ、その動向について留意する必要がある。

② 引き続き、リスク低減策について検討を行うもの

- 食肉等の生食は食中毒の危険性があり推奨されるものではないが、今後、公衆衛生上のリスクを踏まえた検討の優先順位が低～中程度の食肉等について、
 - ・ まず、鶏の食肉・内臓について、現在検討されているリスク低減策に関する研究結果等を踏まえ、具体的な対応策を検討することとする。
 - ・ 次に、馬の内臓について、検討対象とすべき危害要因も含め、対応策について検討することとする。
- これらの食肉等に関する対応策の検討にあたっては、上記2(4)で述べた既存の規制手法以外の方策についても併せて検討することとする。

5. 今後行うべきリスクコミュニケーション、その他留意すべき事項

食肉等の生食については、食中毒を起こす危険性が高いため、生食を避けるようこれまでも注意喚起を行ってきたところである。今後とも、本調査会で整理した食肉等の種別ごとの危害要因等の情報を含め、食肉等の生食は基本的に避けるべきであることを周知していくべきである。特に、子供や高齢者、免疫の低下している方は生食を避けるべきであることについて、引き続き広く周知徹底が必要である。

また、一部の食肉等に関する法的規制の導入により、逆に規制されていないものはリスクが小さいとのメッセージを与えてしまわないように注意が必要である。

なお、既に制定されている生食用食肉（牛肉）等に関する規格基準についても、食肉等の関連事業者の今後の取組状況に留意しつつ、食肉の衛生管理に関する新たな科学的知見に応じて必要な見直しについての検討を行う。また、牛肝臓については、現在実施されている牛肝臓に対する放射線照射に関する研究を実施し、有効性及び安全性の検討を引き続き実施することが重要である。

また、食肉等の生食に係る対応に加えて、食肉等の調理の段階で人や調理器具を介して食品・食器が汚染され食中毒が発生することがないよう、引き続き、取組が必要である。

さらに、食肉等の生食による食中毒の発生防止のためには、飲食店等の食品等事業者及び消費者がそのリスクについて十分理解することが重要であることから、本調査会においてとりまとめた生食に係る食肉等の危害要因の性質等に関して、厚生労働省のホームページにおける周知を図るほか、食品等事業者だけでなく一般消費者にも分かりやすいリーフレットを作成するなど、自治体や関係団体等とともに、幅広くリスクコミュニケーションを推進することが重要である。

○ 概要

・食肉等の生食により食中毒の原因となり得る主な細菌・ウイルスの性質等についてとりまとめた。(表1)
 ・それぞれについてヒトの主な症状等を踏まえ、ヒトに対する影響の大きさを分類した(一般集団に対する重篤性(後遺症や重症化して死に至るかどうか)、感染性及び最小発症菌数を考慮し、注意を要するものから順にA～Dの4種類に分類した)。
 表中の病原体は全て注意を要するものであるが、腸管出血性大腸菌及び巨型肝炎ウイルスが特に留意すべき危害要因として考えられる。

表1 危害要因の性質等について(細菌・ウイルス)

病原体	主な 病原菌	病原体の性質等	最少発症 菌数	ヒトの主な症状	危害要因の 影響の大きさ
腸管出血性 大腸菌	牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ乳動物、鳥類の腸管内に生息。特に牛の腸管や糞便から分離が多い。 ・ヒトの腸管内でベロ毒素を産生。 ・三類感染症^{*2} ・ICMSF の分類^{*3}：I. A 一般集団に対して深刻なハザード（生命に脅威、重大な慢性後遺症、持続時間が長い） 	極少ない菌量 (2~9個)	<ul style="list-style-type: none"> ・下痢、腹痛。 ・重症になると、溶血性尿毒症候群(HUS)や脳症を併発し、死に至ることがある。感染者の10~15%にHUSが発症し、HUS発症者の1~5%が死亡するとされている。 	A
病原性 大腸菌	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・病原性大腸菌のうち、下痢原性大腸菌（腸管出血性大腸菌を除く）。 ・保菌動物は明確ではない。水を介した感染が多い。 ・腸管病原性大腸菌(EPEC)：細胞接着性あり。 ・腸管侵入性大腸菌(EIEC)：細胞侵入性あり。 ・毒素原性大腸菌(ETEC)：易熱性、耐熱性毒素を產生。 ・その他の下痢原性大腸菌(EAEC)、分散付着性大腸菌(DPEC)等) 	10 ⁶ ~10 ⁸ 個以上	<ul style="list-style-type: none"> ・EPEC：発熱、倦怠感、嘔吐、粘液便を伴った下痢。乳幼児ではコレラ様の脱水症状。 ・EIEC：下痢、発熱、腹痛。重症例では赤痢様の血便または粘血便、しづら腹。 ・ETEC：下痢、嘔吐。重症化すると脱水症状(小児)。 	B
サルモネラ サ属菌	牛豚羊鶏 (卵)	<ul style="list-style-type: none"> ・<i>Salmonella</i> Typhi, S. Paratyphi A 血清型以外。 ・動物を宿主とし、環境中にも存在。 ・乾燥に強い。低温保存は菌数低減に有効（凍結過程で菌数が大きく低減(-10~0°C)。 ・ICMSF の分類^{*3}：II. 重大なハザード（耐えられないが生命に脅威ではない、統発症はまれ、持続期間は中程度） 	少ない菌量 (100~1000個)	<ul style="list-style-type: none"> ・下痢、腹痛、発熱、嘔吐。 ・重症の場合は粘血便や血中に菌が侵入し、基礎疾患のある場合は死に至ることがある。 	B

病原体	主な 動物	病原体の性質等	最少発症 菌数	ヒトの主な症状	危害要因の 影響の大きさ
リステリア ・モノサイト ・ゲネス	牛 豚 鳥	<ul style="list-style-type: none"> <i>Listeria monocytogenes</i> 環境中に広く分布（動物、環境中）。主に食品を介してヒトに感染する。 4°C以下で増殖可能。（調理済みで低温で保存する食品が原因となる） ICMSF の分類※3: II. 重大なハザード（耐えられないが生命に脅威ではない、続発症はまれ、持続期間は中程度） 	$10^1\text{--}10^6$ 個 (健常者と高リスクグループに差がある)	<ul style="list-style-type: none"> 非侵襲性疾患（悪寒、発熱、下痢、筋肉痛等） 侵襲性疾患（菌血症、膿膜炎、中枢神経系症状） 妊娠、高齢者、基礎疾患のある人が感染するに至ることがある。 	B
カンピロバ クター・ジエ ジュニ/コリ	牛 豚 鳥	<ul style="list-style-type: none"> <i>Campylobacter jejuni/coli</i> 牛、豚、鶏等の腸管内に生息。 食品中では増殖しない（微好気性で、30°C以下では増殖できない）。乾燥に比較的弱い。凍結・解凍によって菌数が低減。 	少ない菌量 (500 個)	<ul style="list-style-type: none"> 下痢、腹痛、発熱、頭痛、全身倦怠感。 合併症として敗血症、肝炎、胆管炎、膿膜炎、などを起すことがある。 	C
エルシニア ・エンテロ ・コリチカ	豚	<ul style="list-style-type: none"> <i>Yersinia enterocolitica</i> 家畜（特に豚）、ネズミ等が保菌。 4°C以下で増殖可能。 ICMSF の分類※3: II. 重大なハザード（耐えられないが生命に脅威ではない、続発症はまれ、持続期間は中程度） 	10^9 個	<ul style="list-style-type: none"> 発熱、下痢、腹痛。 2～3歳の幼児に多く、成人ではまれ。（年齢によって症状が異なり、年齢が高くなると腸膜リンパ節炎など示すことがある。） 	D
E型肝炎 ウイルス (HEV)	豚 猪 鹿	<ul style="list-style-type: none"> 自然界における感染のサイクルは不明。我が国でも豚、猪及び鹿などから HEV遺伝子や抗体が検出。 信主動物の肝臓で増殖し糞便中に排泄される。媒介食品中では増殖しない。ヒトからヒトへの感染は稀である。 四類感染症※2 	不明	<ul style="list-style-type: none"> 急性肝炎。慢性化やキャリア化することはない。大半は安静臥床で治癒するが、劇症化し、死に至ることがある。 死亡率：1～3%（妊娠は15～25%） 不顕性感染例も認められる。 	A

※1 Microorganisms in Foods 6 及び 8 (国際食品微生物規格委員会 (ICMSF) 上り抽出した。
 ※2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 ※3 Microorganisms in Foods 7 (ICMSF)

○ 概要

・食肉等の生食により、ヒトへ障害を及ぼす主な寄生虫について取りまとめた。(表2)
 ・細菌、ウイルスと同様に、一般集団に対する重篤性を考慮し、ヒトに対する影響の大きさを分類した。

表2 危害要因の性質等について(寄生虫)

病原体	病原体の性質等		ヒトへの感染源等			ヒトの主な症状	危害要因の大きさ 影響の大きさ	
	中間宿主	終宿主	豚	猪	筋肉			
有鉤条虫 (虫卵を採取すると、糞虫症になる。)	豚等 (成虫は小腸に寄生)	ヒト			虫卵や糞虫 (=幼虫) 寄生の肉。	・糞虫を有する豚肉を摂取すると有鉤条虫症(成虫が小腸に寄生)：症状は軽微。腹部膨満感、悪心、下痢、便秘。 ・虫卵を摂取すると有鉤条虫症(眼、心臓、肝臓等に囊胞を形成)。脳に寄生すると致死率60~90%。	A	
トキソプラズマ (オーシストが採取されると、無性生殖し、筋肉、脳、主要臓器にシストとして存在。)	猫以外の動物 (成虫は腸管内に寄生。糞便中にオーシストを排泄)	猫 (成虫は腸管内に寄生。糞便中にオーシストを排泄)	豚 羊 山羊	筋肉 脳	・オーシストを含む中間宿主の食肉等。 ・シストは加熱処理で感染性消失。	・ほとんど不顕性。重篤な場合は、リンパ節炎、肺炎などを起こし、死に至ることがある。 ・妊娠に感染すると胎児が先天性トキソプラズマ症(水頭症、視力障害、脳内石灰化、精神運動機能障害)	B	
旋毛虫 (トリヒナ)	・主寄生は広く、陸棲・海棲の ・母乳類や鳥類等に寄生 ・同一宿主に成虫(小腸)、幼虫(筋細胞)に寄生(宿主は終宿主であり、中間宿主でもある)	牛 (虫卵を採取すると、糞虫症になる)	ヒト (成虫は小腸に寄生)	豚 猪 熊 牛 羊 山羊	筋肉	・幼虫寄生の食肉。	・筋肉痛、筋弛、悪寒、浮腫、好酸球增多。重症の場合は心不全、肺炎を併發し死に至ることがある。 ・致死率0.2% (重篤性は採取した幼虫の数に依存)	C
無鉤条虫	草食動物 (筋肉中に虫体を内包するサルコシストを形成)	牛 (成虫は小腸に寄生)	ヒト (成虫は小腸に寄生)	牛 豚 馬	肉	・糞虫寄生の食肉。	・一般的に無症状、食欲不振、腹痛など。 ・糞虫症は起こさない。	D
肉胞子虫	豚 (虫卵を採取すると、糞虫が肝臓に寄生)	ヒト (成虫は小腸に寄生)			・オーシスト・サルコシストを含む食肉。	・消化管サルコシスティス症：下痢や嘔吐等。 ・筋肉サルコシスティス症：発熱や筋肉痛。 ・症状は一過性、自然覚解する。重症化事例の報告はない。		
アジア条虫 (虫卵が肝臓に寄生)	淡水産の方二 (幼虫が寄生)	ヒト (成虫は小腸に寄生)	豚	肝	・糞虫寄生の肝臓。	・下痢と不快感。 ・虫卵を摂取しても糞虫症を引き起こすことはない。		
ウエヌステルマン肺吸虫 (幼虫を有する中間宿主を採取すると待機宿主となる。)	イヌ・ネコ科の食肉物、ヒト (成虫は肺に寄生)	イヌ・ネコ科の食肉物、ヒト (成虫は肺に寄生)	猪	筋肉	・幼虫寄生の肉。 (幼虫寄生のサワガニやモクズガニも人への感染源として重要)	・発疹・血痰 ・皮膚や脳の異所寄生もあり、虫の異動に伴い腫脹がみられる。(脳では頭痛、嘔吐、てんかん発作を起こす)	C	

*環境中にいるのはオーシスト、食肉中にいるのはシストやサルコシスト。

表3 危害要因の性質等について（まとめ）

- 病原体の種類及びその検出状況は畜種ごとに異なることから、畜種ごとの危害要因分析の対象を検討した。畜種ごとの危害となり得る病原体については、食中毒の報告がされているものを整理した。
- 「危害要因の影響の大きさが「A」又は「B」又は「C」以上で、市販品での検出状況が「少ない」以上で、食中毒事例があるもの】又は【危害要因の影響の大きさが「C」であり、市販品での検出状況が「中程度」以上で、食中毒事例があるもの】を検討対象とすべき危害要因とし、”●”を付した。また、汚染状況等のデータが少なく、その危害要因については個別に検討する必要がある畜種について、”△”を付した。
- 今後、畜種ごとに、「流通量」や、「検討の優先順位」を分析した上で、リスクの大きさ、検討の優先順位を決定する。

畜種	危害となり得る病原体 ^{*1}	病原体の検出状況			食中毒統計報告（平成15～24年）		
		生体	市販品	事例	備考（原因として考慮される食品の一つとして報告された料理等）	危害要因分析の対象	
牛（内臓）	腸管出血性大腸菌	A 少ない	少ない	中程度	有（1桁）	ハツ刺し ユッケで死亡（5名）	●
	サルモネラ属菌	B 少ない	—	（少ない）	有（1桁）	生センマイ	●
	リストリア・モノサイトグロブ	B —	—	—	無		
	カンピロバクター・ジェジュニコリ	C 中程度	—	（少ない）	有（1桁）	ハツ刺し、ミノ刺し、生センマイ、ホルモン	
	腸管出血性大腸菌	A —	少ない	極めて少ない	無		
	サルモネラ属菌	B —	少ない	少ない	有（1桁）	レバ刺し	●
豚	リストリア・モノサイトグロブ	B —	—	中程度	無		
	カンピロバクター・ジェジュニコリ	C —	（極めて少ない）	少ない	有（1桁）	レバ刺し	
	エルシニア・エンテロコリチカ	D —	—	中程度	無		
	E型肝炎ウイルス	A 少ない	少ない	少ない	有（1桁）	レバ刺し 死亡（1名） *4	●
	腸管出血性大腸菌	A —	極めて少ない	極めて少ない	有（1桁）	鳥刺し	
	サルモネラ属菌	B 多い	多い	多い	有（2桁）	鳥刺し、さみ、心臓	●
鶏	リストリア・モノサイトグロブ	B —	—	中程度	無		
	カンピロバクター・ジェジュニコリ	C 多い	少ない	多い	有（3桁）	鳥刺し、レバ刺し、エッグ、たたき、砂肝刺し、湯引き等	
	腸管出血性大腸菌	A 極めて少ない	—	—	無		
	サルモネラ属菌	B —	—	—	無		
	羊・山羊 サルモネラ属菌	B —	—	少ない	有（1桁）	猪肉 死亡（1名） *4	△ (※2)
	猪 E型肝炎ウイルス	A —	—	—	有（1桁）	鹿肉	△ (※2)
鹿	腸管出血性大腸菌	A —	—	（極めて少ない）	有（1桁）	鹿肉	△ (※2)
	E型肝炎ウイルス	A —	—				
他の鳥獣	不明（食中毒報告は無いが、感染症として熊肉を原因とするトリヒナ（旋毛虫）症、ウサギを原因とする野兔病の報告がある。）						△ (※2)

^{*1} 健康への影響等を考慮した上で注意を要するものから順にA～Dとした^{*2} 分離の程度表記 <1%：極めて少ない、1～10%：少ない、11～30%：中程度、30%～：多い、—：データ無し、（ ）は合計検体数100検体未満^{*3} 食中毒報告事例の（ ）内は厚生労働省食中毒統計（平成15～24年）の食品安全報告件数の枚数。^{*4} 食中毒品目で食中毒事例は稀で、汚染実態から見てヒトへの影響は大きくないと考えられるが、ほ乳類や鳥類の生体に広く寄生する種類のものもある。

- ※1 寄生虫は、上記品目で食中毒事例は稀で、汚染実態から見てヒトへの影響は大きくないと考えられるが、ほ乳類や鳥類の生体に広く寄生する種類のものもある。
 ※2 野生鳥獣は、一般的に生食されることがないと考えられ食中毒事例がほとんどないが、狩猟前にどのようないか不明であり、と査検査又は食鳥検査での疾病対策も経ていない。なお、野生の猪、鹿が寄生虫やE型肝炎ウイルスを保有している状況等が明らかになっている。

表4 食肉等の生食の公衆衛生上のリスクの大きさについて

- 食肉等の種別ごとの危害要因の影響の大きさ、流通実態及びリスク低減策の有無により、生食に係る公衆衛生上のリスクを決定した。
- 牛(内臓(肝臓以外)及び豚は、危害要因による影響が大きい(牛:腸管出血性大腸菌、豚:巨型肝炎ウイルス)であり、流通実態も無いことから、生食に係る公衆衛生上のリスクが高いと考えられる。
- 羊・山羊、猪、鹿、他の鳥類は、公衆衛生全体に与える影響は限定的であるが、リスク低減策も有ることから、生食に係る公衆衛生上のリスクは中程度と考えられる。
- 鶏は、危害要因による影響はあるが、流通量は多いものの、リスク低減策(肝臓)があり、生食に係る公衆衛生上のリスクは低いと考えられる。
- 馬は、危害要因の個別の検討が必要であるが、流通量は多いものの、リスク低減策も無いと考へられる。

食肉等	主な食肉中の危害要因の影響の大きさ				公衆衛生上のリスクの大きさ	公衆衛生上の流通実態	公衆衛生上のリスク低減策の有無
	牛	内臓(肝臓以外)	腸管出血性大腸菌 サルモネラ属菌 (無鉤条虫、肉胞子虫)	A (D)	B (D)		
豚	肉 内臓	肉 内臓	巨型肝炎ウイルス サルモネラ属菌 (有鉤条虫、トキソプラズマ、トリヒナ) (肉胞子虫)	A (B) (D)	B (B) (D)	一般に有り 少々有り	一般に有り 少々有り
羊・山羊	肉 内臓	△サルモネラ属菌 (トキソプラズマ) (無鉤条虫)	△サルモネラ属菌 (有鉤条虫、トリヒナ)	B (B) (D)	B (B) (D)	一般に有り 少々有り	一般に有り 少々有り
猪	肉 内臓	△巨型肝炎ウイルス (エヌテルマン肺吸虫) (有鉤条虫、トリヒナ)	△腸管出血性大腸菌、巨型肝炎ウイルス (トキソプラズマ、トリヒナ)	A (B) (C)	A (B) (C)	一般に有り 少々有り	一般に有り 少々有り
鹿	肉 内臓	△腸管出血性大腸菌、巨型肝炎ウイルス (トキソプラズマ、トリヒナ)	△飼料管理等がされていないためどのような病原体等を保有しているか不明 (野生鳥獣の粪便保有状況調査(平成23~25年度厚生労働省研究)において、野生の鳥、鹿が寄生虫や巨大型肝炎ウイルスを保有している。)	A (B)	一般に有り 少々有り	一般に有り 少々有り	一般に有り 少々有り
他の鳥類	肉 内臓	サルモネラ属菌 カンピロバクター・ジェジュニコリ	サルモネラ属菌 △サルモネラ属菌 (肉胞子虫)	C (C)	C (D)	一般に有り 少々有り	一般に有り 少々有り
馬	肉 内臓 内臓(肝臓以外)					一般に有り 少々有り	一般に有り 少々有り

※1：特に注意を要するものから順にA~Dに分類した。
(右の凡例を参照。)

※2：自治体による流通調査の結果を示している。

※3：△は、病原体等の保有状況のデータ等は少ないものの、食中毒事例は少ない。注：表中の()は寄生虫であるが、食中毒事例は稀であり、日本の汚染実態としてヒトへの影響は大きくないと考えられる。

A: 重篤化し、死に至るおそれがあるもの
B: 基礎疾患等のある場合は重篤化し、死に至るおそれがあるもの
C: 重篤化することはまれのもの
D: 重篤化事例はほとんどないもの

※感染者の健康状態や原因微生物の感染頻度等によっては、上記分類に該当するとは限らないことに留意が必要

病原微生物検出情報

Infectious Agents Surveillance Report (IASR)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr.html>

月報

Vol.35 No. 1 (No.407)
2014年1月発行

国立感染症研究所
厚生労働省健康局
結核感染症課

事務局 感染研感染症疫学センター
〒162-8640 新宿区戸山1-23-1
Tel 03(5285) 1111

(無断転載)

E型肝炎の概要と検査法3、人間共通感染症としてのE型肝炎4、E型肝炎、北海道札幌地区での報告5、北海道内献血者におけるHEV感染の状況7、都内一般病院で経験した急性肝炎症例と市販食品からの多様なHEV RNA検出8、イノシン、シカおよびブタのHEV感度状況調査9、熊本県9、動物由来E型肝炎ウイルス10、韓国と台湾におけるE型肝炎の状況12、E型肝炎の慢性化、肝外病変13、日本脳炎患者の発生：三重県14、2013年沖縄県西表島で発生したレブトスピラ症14、トライアスロン参加後に感染したと推定されたレブトスピラ症1例：静岡県16、野菜サラダを原因食品としたYersinia enterocolitica O8食中毒調査：東京都17、医療の流行状況および対策：鹿児島県17、2013年エコーウイルス9型による無菌性腎炎の地域流行：東京都18、南北球における2013年インフルエンザシーズン概要20、チフス菌・パラチフスA菌のアントラジ型別成績21

本誌に掲載された統計資料は、1)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症発生動向調査によって報告された、患者発生および病原体検出に関するデータ、2) 感染症に関する前記以外のデータに由来する。データは次の諸機関の協力により提供された：保健所、地方衛生研究所、厚生労働省食品安全部、検査所。

<特集> E型肝炎 2005～2013年

E型肝炎は、ヘルペス科 (*Herpesviridae*) ヘルペス属 (*Herpesvirus*) のE型肝炎ウイルス (HEV) の感染による急性肝炎である。潜伏期は平均6週間といわれている。臨床症状は発熱、全身倦怠感、恶心、嘔吐、食欲不振、腹痛等の消化器症状を伴い、黄疸が認められるが、不顕性感染もある。臨床症状はA型肝炎との共通点が多い。致死率(1～2%)はA型肝炎より10倍ほど高い。従来は慢性化しないとされてきたが、免疫不全状態にある患者のE型肝炎感染が慢性感染を引き起こすことがある(本号3&13ページ)。感染経路は、いわゆる途上国では患者の糞便中に排泄されたウイルスによる経口感染が主で、當時散発的に発生しており、時に飲料水を介する大規模集団発生が報告されている。一方、日本をはじめ世界各地で、E型肝炎は動物由来感染症(本号4ページ)として注目されている。

HEVの血清型は1つと考えられ、遺伝型は現在4つ(G1～G4)が知られている。途上国でヒトの地域流行を起こすウイルスは主にG1である。先進国では主に

G3とG4の散発的な報告があるが、大規模集団発生の報告はない。またG3およびG4は、ブタやイノシシにも感染することが明らかになっている。

わが国ではE型肝炎は、1999年4月から感染症法に基づく全数把握の4類感染症「急性ウイルス性肝炎」として全医師に診断後7日以内の届出が義務付けられた。その後2003年11月の同法改正に伴い、「E型肝炎」として独立した4類感染症となり、診断後直ちに届出が必要な疾患となった(届出基準は<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekka-kansenshou11/01-04-01.html>)。

経時的発生状況：感染症発生動向調査において2005年1月～2013年11月にE型肝炎と届出された患者は626例であった(2013年11月27日現在、表1)。2005～2011年は年間42～71例の報告であったが、2012年以降は年間100例を超えており(図1)。国内で感染したと推定された患者(国内例)の割合は2005～2008年には71～79%であったが、2009年以降は86～94%に増加している(図1)。

性別年齢分布：男性502例(推定感染地：国内425例、国外68例、不明9例)、女性124例(国内107例、国外13例、不明4例)と、国内例、国外例とも圧倒的に男性が多い(IASR 26: 261～262, 2005)。国内例は男女ともに

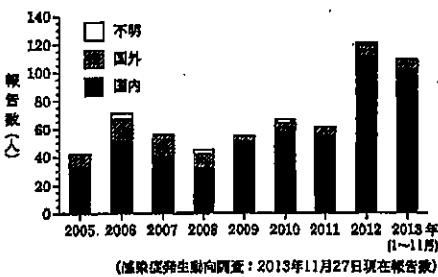
表1. E型肝炎患者届出に記載された診断検査法*

診断年	遺伝子検出		抗体検出		報告数
	PCR	IgM	IgA	報告数	
2005	18 (81%)	33 (79%)	-	-	42
2006	26 (37%)	59 (83%)	-	-	71
2007	13 (23%)	50 (89%)	-	-	56
2008	28 (62%)	25 (56%)	-	-	45
2009	51 (99%)	9 (16%)	-	-	55
2010	62 (94%)	13 (20%)	1 (2%)	-	66
2011	52 (85%)	10 (16%)	5 (8%)	-	61
2012	45 (37%)	23 (19%)	69 (57%)	-	121
2013	13 (12%)	6 (6%)	98 (88%)	-	109
合計	303 (48%)	228 (36%)	171 (27%)	-	626

*複数の診断方法が記載された例を含む

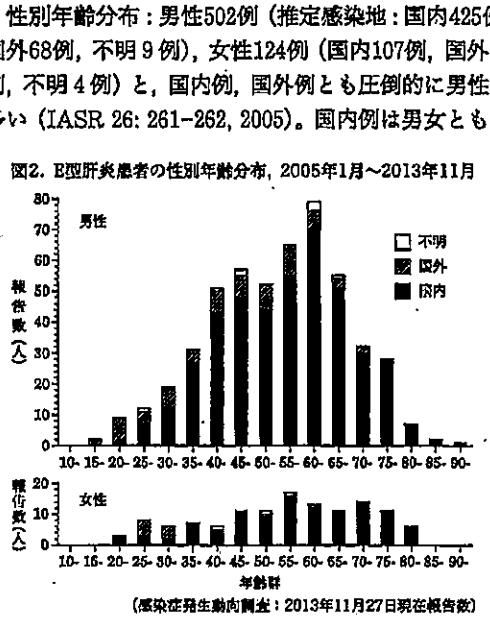
(感染症発生動向調査：2013年11月27日現在)

図1. E型肝炎患者報告数、2005年1月～2013年11月



1 (1)

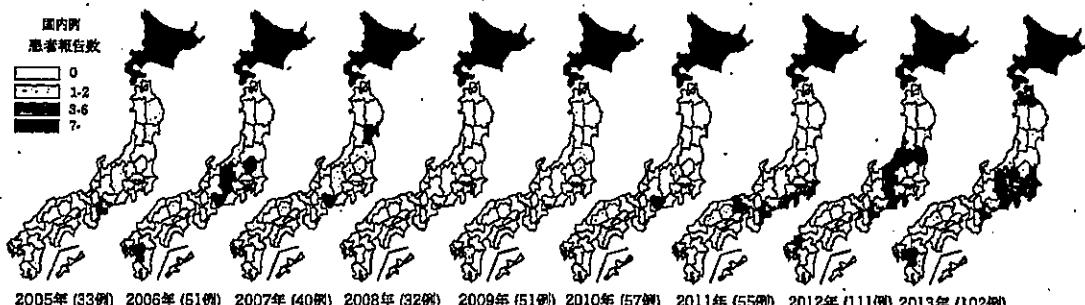
図2. E型肝炎患者の性別年齢分布、2005年1月～2013年11月



(2ページにつづく)

(特集つづき)

図3. 都道府県別E型肝炎患者報告状況、2005年1月～2013年11月（感染症発生動向調査：2013年11月27日現在報告数）



2005年(33例) 2006年(51例) 2007年(40例) 2008年(32例) 2009年(51例) 2010年(57例) 2011年(55例) 2012年(111例) 2013年(102例)

表2. E型肝炎の推定感染地、2005～2013年

国 内	582
國 外	81
中国	34
インド	14
ネパール	8
バングラデシュ	7
タイ	5
香港	3
ベトナム	3
ミャンマー	1
韓国	1
パキスタン	1
米国	1
スペイン	1
2カ国以上	2
不明	13
計	626

*国内・国外を特定できない3例を含む

(感染症発生動向調査：2013年11月27日現在)

中高年が多いのに対し、国外例は幅広い年齢から報告されている（前ページ図2）。

診断検査法と遺伝子型（本号3ページ）：確定診断した検査法は、2005～2013年はRT-PCR法による遺伝子検出が626例中303例（48%）、ELISA法によるIgM抗体検出が228例（36%）、IgA抗体検出が171例（27%）であった（重複を含む）（前ページ表1）。2011年10月にE型肝炎のIgA抗体検出キットが保険適用となり、2012年以降IgAによる診断が大きく増加している。2013年には感染症発生動向調査の届出基準の検査方法にIgAが追加された。

遺伝子型が報告された86例の内訳は、G1が2例（国内1例、国外1例）、G3が39例（国内36例、不明3例）、G4が45例（国内40例、国外5例）で、G2の報告はなかった。

推定感染地：国内582例について都道府県別報告状況を図3に示す。2005年～2013年11月までに42都道府県から報告されている。北海道では毎年報告があり（本号5 & 7ページ）、国内例の34%と最も多く、次いで東京都からの報告が多い（14%）。国外81例の主な推定感染地はアジアで、中国が最も多く（42%）、インド（17%）、ネパール（9.9%）と続く（表2）。

推定された感染経路：2005年～2013年11月に報告された626例のうち、推定感染経路の記載があった国内250例中、肉類の喫食が大部分であった。ブタ（肉やレバーを含む）が88例（35%）、イノシシ60例（24%）、シカ33例（13%）、ウマ10例（4.0%）、貝（牡蠣など）11例（4.4%）などで、その他に動物種不明の肉（生肉、焼肉

など）あるいはレバーがそれぞれ37例（15%）、24例（9.6%）であった（重複を含む）。それ以外に、動物の調理・解体・処理などが感染原因と推定されたものが4例あった。国外17例中では、生水・井戸水などの飲料水6例（35%）、ブタあるいは動物種不明の肉の喫食が各4例（24%）記載されていた。

動物でのHEV感染状況：ブタのHEV感染が世界各地で報告されている。日本国内の調査でも2～3カ月齢のブタの糞便からHEV遺伝子が高率に検出され、出荷時のブタ（6カ月齢）の抗体保有率は90%以上であった。HEV遺伝子は、出荷されているブタレバーからも検出されていた（本号4 & 8ページ）。また、日本の野生イノシシの抗体保有率（34%）はブタより低いが、HEVが広く侵淫していることが明らかにされている。

一方、日本では感染源の1つと考えられているシカからはHEV遺伝子の検出報告はなく、熊本県で実施された調査でも、シカ（肝臓・血液・筋肉）からはHEVは検出されなかった（本号9ページ）。また、ウシ、ヒツジ、ヤギなどの動物からも、HEV遺伝子の検出報告はない（本号10ページ）。

最近、ヒトへの感染性についてはまだ明らかでないものの、HEVと同じくヘパウィルス科に属すると考えられるウイルスが、ラット、ウサギ、コウモリ、フェレットなどからも検出されている（本号10ページ）。

HEV感染予防：厚生労働省は、平成16（2004）年には通知を発出し注意喚起している（平成16年11月29日食安監第1129001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知 <http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/041129-1.html>）。ホームページに「食肉を介するE型肝炎ウイルス感染事例について（E型肝炎Q & A）」を掲載し、ブタならびに野生动物の肝臓・生肉喫食を避け、十分加熱調理して喫食することの必要性を狩猟者、食肉関係者および消費者向けに訴えてきた。国民全体に感染のリスクについてより一層の周知徹底が重要であると思われる。また、流行地へ渡航する際のE型肝炎予防には、A型肝炎同様、飲み水に注意し、加熱不十分な食品の喫食を避けることが必要である。なお、E型肝炎ワクチンは日本においては基礎研究段階である。

<特集関連情報>

E型肝炎の概要および検査法

はじめに

E型肝炎はE型肝炎ウイルス (*hepatitis E virus, HEV*) によって引き起こされる急性肝炎である。A型肝炎ウイルスと同じく経口伝播型であり、臨床症状もA型肝炎と類似しており、免疫不全など特殊な場合を除き、慢性化することなく一過性に経過する。E型肝炎は発展途上国で常時散発的に発生している疾患であるが、ときとして飲料水などを介し大規模な流行を引き起こすことが知られている。E型肝炎はこれまでアジア、アフリカなどの衛生環境が整っていない地域の疾患と考えられており、先進国では輸入感染症とみなされてきた。しかし近年、米国、ヨーロッパ、さらに日本において海外旅行歴のないE型肝炎症例が報告され、それぞれの国や地域に土着した固有株が存在することが判明してきた。また、HEVはブタ、イノシシなどの動物にも感染する人獣共通感染症であることが判明し、これらの肉や内臓を生、あるいは加熱不十分なままで摂食することによって感染することも明らかになってきた。さらに、最近では輸血によるHEVの感染例も報告されている。HEVの感染状況を把握するには確実な診断法を用いることが重要である。

E型肝炎ウイルス

HEVはヘペウイルス科 (*Hepeviridae*)、ヘペウイルス属 (*Hepevirus*) に分類され、単独の種を構成するウイルスである。HEVは粒子の直径が約30~40nmの小型球形のウイルスであり、そのゲノムは約7.2kbのプラス1本鎖RNAで5'末端にはcap構造が、3'末端にはポリアデニル酸が付加されている。HEVの遺伝子上には3つのopen reading frame (ORF1, ORF3およびORF2) が5'末端から一部重複しながら配列している。約5,000塩基のORF1は非構造蛋白をコードし、ORF2は72 kDaの構造蛋白をコードする。ORF3はORF1とORF2の間に位置する。ヒトから検出されたHEVには少なくとも4つの遺伝子型 (Genotype, G1 ~G4) が存在することが明らかになっている。HEVの血清型は单一であると考えられている。我々の実験結果では、HEVの完全な不活化には65°C、10分の加熱が必要である。E型肝炎は感染症法による分類では4類感染症に定められており、診断後直ちに届出の義務がある。国立感染症研究所感染症疫学センターのまとめでは、報告されている患者数は年間50例前後であったが、2012年は暫定報告数で121例とかなり増加した。これは最近、国内初のHEV感染に対する体外診断用医薬品が発売され、診断が容易になったことによるものと推定される。近年、同じ科に属すると考えられる近縁のウイルスがトリだけでなくウサギ、ラット、フェレット、コウモリなどからもHEVと遺伝子構

造が類似するウイルスが検出されている（本号10ページ参照）。

E型肝炎の臨床的な特徴

E型肝炎の臨床症状はA型肝炎と類似している。大部分のE型肝炎は急性肝炎あるいは劇症肝炎であり、ほとんど慢性化しない。潜伏期間は15~50日、平均6週間で、平均4週間といわれるA型肝炎の潜伏期に比べやや長い。E型肝炎の典型的な症状である黄疸は発症後0~10日目に顕著になる。この時期にAST値とALT値は著しく上昇し、IgG抗体とIgM抗体がともに検出される。稀にIgM抗体が長期間持続し、便中のウイルス排泄を伴って長期間ウイルス血症状態が続く例もみられる。発症前後の短期間ではあるが、血液と糞便からウイルスRNAをRT-PCRで検出することができる。注意すべきは、発症前から便中にウイルスが排泄されていることで、これはすなわちまだ無症状の感染者がHEVを伝搬させる危険が存在することを意味する。黄疸以外の臨床症状は、発熱、嘔吐、食欲不振、腹痛、全身倦怠感などである。E型肝炎の一つの特徴は感染妊婦の致死率が高いことである。2004年、スーダンの難民キャンプで発生したE型肝炎の流行では、患者数は2,621名、発症率は3.3%、死亡率は1.7%に及んだ。特に妊娠の感染者の致死率は31.1%と高かった。

E型肝炎の検査法

1. 電子顕微鏡を利用するウイルス粒子の検出

電子顕微鏡を利用したネガティブ染色法と免疫電子顕微鏡法が急性期の患者糞便からウイルス粒子を検出するために使用できる。しかし、糞便へのウイルス排泄量は少なく、またその期間も短いため、検出感度は満足できるものではない。免疫電子顕微鏡法を利用すれば検査の感度をあげることも可能はあるが、いずれも高価な機器と高度な実験テクニックが要求されるため、一般的な臨床検査法として用いることは難しい。現在、臨床診断によく使われるのはRT-PCRと抗体ELISAである。

2. RT-PCRによるHEV遺伝子検出

各遺伝子型間でよく保存される領域の塩基配列に基づいて共通のプライマーを設計し、これを用いたRT-PCRによる遺伝子増幅が可能になっている。使われるプライマー、増幅領域は各研究グループ間で異なっているが、よく使われる領域はORF1のN末端付近の約500塩基、およびORF2の中間部分の約500塩基である。通常、血清と糞便が検査材料として使われる。サンプルの採取時期によって、RNAの検出率は異なるが、ヒトでは発症前後の2週間で高い。個別のケースでは発症1ヶ月後にも検出したとする報告がある。増幅される領域の塩基配列を系統解析することによって遺伝子型の同定が可能であるので、ウイルスの感染源を推測する上で手がかりにもなる。ただ、HEVの遺伝

子はRNAであるため、検出感度はサンプルの保存条件などによっても左右される。また、操作中の汚染にも十分な注意を払うべきである。また最近、real-time RT-PCRによる遺伝子定量法も報告されている。

3. ELISAによるIgM, IgGおよびIgA抗体検出

RNAの検出と比べ、抗体検出はサンプルの保存条件等の影響が少ない。操作も簡単であり、大量のサンプルを同時に取り扱うこともできる。筆者らは組換えバキュロウイルス発現システムを用い、ネイティブなウイルス粒子に近い構造、抗原性、および免疫原性をもつ直径約23~24nmのウイルス様中空粒子(virus-like particles, VLP)を作成することに成功している。このVLPを用いた抗体ELISAはE型肝炎急性期の患者血清中、ならびに感染サルの血清中に誘導されるHEV特異的IgM, IgAおよびIgG抗体を容易に、迅速、かつ高感度に検出することができ、E型肝炎の臨床診断や感染状況の調査などに非常に有用である。また、二次抗体を替えることによって多種の動物のIgG, IgAおよびIgM抗体の検出に対応することも可能である。また、上述のVLPに対するポリクローナル抗体あるいはモノクローナル抗体を用いて、HEV抗原検出を目的とするELISA法も樹立されている。検出感度はRT-PCRには及ばないが、操作が簡単なので大量検体を検査する場合、利用価値は高い。なお、最近国内では抗HEV IgAを検出する検査キット(イムニス[®] IgA anti-HEV EIA、株式会社特殊免疫研究所)が市販されており、臨床現場での原因特定に有用である。ただし、IgA抗体だけでは急性E型肝炎と診断できないので、遺伝子検査による確認が必要である。

4. ウエスタンプロットによるIgMおよびIgG抗体検出

MIKROGEN社より recomBlot HEV IgG/IgMが市販されており、4種類のHEV特異抗原が塗布されたストリップを血清と反応させ、バンドの出現を確認することで簡便にヒトIgMおよびIgG抗体を測定することができる。

上記の遺伝子検出法およびELISAによる抗体検出法の詳細は、病原体検出マニュアルに記載されているのでご参照いただきたい。また、VLPは原則的に分与可能である。ただし、前提条件として、国立感染症研究所で2日間ほどの研修を受けて頂き、検査のノウハウを把握した上で使ってもらっている。

日本人の抗体保有率は低く、E型肝炎が流行している地域で感染する危険性は高い。E型肝炎はこれまでアジア、アフリカなどの衛生環境が整っていない地域の疾患と考えられており、先進国では輸入感染症とみなされてきた。しかし近年、米国、ヨーロッパ、さらに日本において海外旅行歴のないE型肝炎症例が報告され、それぞれの国や地域に土着した固有株が存在することが判明してきた。また、HEVはブタ、イノシ

シなどの動物にも感染することが明らかになり、これらの肉や内臓を生、あるいは加熱不十分なままで摂食することによって感染することも明らかになってきた。HEVの注目度が増すとともに、今後多くのHEV株が検出、解析されることが予想される。HEVの検査法も研究の進展に伴い改良されているが、より正確、かつ迅速な検査法にしていくことが肝要である。

国立感染症研究所ウイルス第二部
石井孝司 李 天成

<特集関連情報>

人獣共通感染症としてのE型肝炎

E型肝炎は東アジアから東南アジア、南アジア、中東、アフリカ、北アメリカで広く報告されており、これらの地域の散発性肝炎の主要な原因の1つであると考えられている。E型肝炎は主に糞口経路によって伝播するが、中でも飲料水の汚染が原因である場合が多い。E型肝炎ウイルス(HEV)の血清型は1種類であるが、遺伝子配列は多様性が高く、現在までヒトに感染するHEVは4種類の遺伝子型(G1~G4)が存在する。その分布には地域特異性があり、G1はアジア、アフリカに広く分布し、G2はメキシコおよびナイジェリア、チャドなど一部のアフリカに分布している。G3はアフリカ以外の世界に広く分布し、G4は東、東南、南アジアに比較的限局している。日本ではG3、G4が多い。G1は海外からの輸入感染が報告されている。また、北海道で発生数が多い傾向がある。

1997年、Mengらによって初めてブタからS1株が分離され、この研究がきっかけとなってブタをはじめ種々の動物についてHEVの感染状況の調査が行われた。これまでの報告によると、日本をはじめとして数多くの国々のブタから抗HEV抗体とHEV遺伝子が検出されている。ブタの抗体保有率は各国間で差があり、20~96%であった。日本でのブタの抗HEV抗体保有率は月齢とともに上昇し、出荷ブタの抗体保有率は90%以上であるが、HEV遺伝子は2、3カ月齢のブタからの検出率が高く、6カ月齢のブタからは低い。北海道で市販されているブタレバーからのHEV遺伝子検出率が1.9%であることとこの結果と一致している。動物衛生研究所の調査では、ブタ糞便中のHEV遺伝子は2~3カ月齢のブタから高率に検出され、特に、3カ月齢では検査した半数以上のブタが陽性を示した。また、検出率は低いが、出荷時である6カ月齢の糞便からも陽性例が確認された。抗体検査では調査した31農場中30農場でHEVの侵淫が確認され、HEV陽性農場にはSPF農場も含まれていた。一方、抗体陰性であった農場はSPFブタ供給のためのSPF原々種ブタ農場と、極めて特別なブタ群であった。また、1980~1990年代に採取されたブタ血清も高率に抗体陽性を示し

た。これらのことから、ブタのHEV感染は近年広まつたのではなく、日本のブタ集団にはすでに広く侵淫しており、SPFブタも例外ではないこと、HEVの感染は1～3カ月齢の子ブタに集中して起こっていることが明らかとなつた。一般的なブタの飼養管理方法として、出生子ブタは1カ月齢までに離乳し、離乳子ブタは育成豚舎に移動して数十頭規模で群飼される。この群飼段階でHEVは水平感染していると考えられる。

野生イノシシの抗体保有率はブタより低いが、保有率が50%に達する地域もある。動物衛生研究所の調査でも、東日本3県から採取された血清581例中196例(34%)が抗体陽性であった。以上のように、日本のイノシシではHEVは広く侵淫していることが明らかにされている。また、これら捕獲されたイノシシからのHEV遺伝子の検出率は出荷時期のブタに比べて非常に高いことが注目される。ブタにおいては1～3カ月齢に集中してHEVの水平感染が起こっており、このような感染時期の集中化は群飼養という管理方法に起因すると考えられる。一方、イノシシ社会は単独個体から母子グループまで様々なパターンがあるとされるが、当然ながら養豚のような大きな集団としての生活様相ではない。このため、HEVの感染時期はブタに比べて多様であることが想定される。また、ブタの出荷月齢はほぼ一定であるのに対し、捕獲されるイノシシの年齢は様々である。これらのことがイノシシにおけるHEV遺伝子の検出率が高い要因となっていると考えられる。HEV遺伝子はブタ、イノシシ以外ではシカ、マングース等からも検出されている。

G3とG4のヒト由来HEVをブタに静脈注射すると、臨床的には無症状に経過し、ALTなどの肝機能マークターの上昇も観察されないが、肝組織は明らかな肝炎を呈し、ウイルス遺伝子は肝臓、胆汁、糞便や血清などから感染後約1週より数週間検出される。HEV遺伝子の定量成績から、HEVは肝臓以外に腸管でも増殖すると考えられる。しかしながら、現在ブタから検出される株はすべてG3かG4であり、G1あるいはG2がブタから検出されたという報告はない。このデータは、遺伝子型によってHEVの宿主に対する感受性が異なる可能性を示すものである。2004年に北海道の焼肉店での会食後に発生した集団感染事例は食物(ブタ肉)を介した感染様式が存在することが明らかになつた例で、この感染事例では劇症肝炎による死亡者がでている(IASR 26: 266-267, 2005)。また、フランスではブタのレバーソーセージが好まれているが、このソーセージの生食によりE型肝炎を発症した例が複数報告されており、これらの例ではソーセージからもHEVが検出されている。一方、イノシシに関しては、鳥取でイノシシの生レバーの摂食が原因とみられる急性E型肝炎の発症例と死亡例があり、長崎ではイノシシ肉の摂食に伴う集団感染例が報告されている。また、

福岡での感染例では、冷凍保存されていたイノシシ肉と患者血清中からほぼ遺伝学的に同一のHEV遺伝子が増幅され、因果関係が証明されている(IASR 26: 265-266, 2005)。これらはHEVが野生動物からヒトに伝播したことを見積る重要な症例で、E型肝炎が人獣共通感染症であることが明らかになった。

日本人の抗体保有率は低く、E型肝炎が流行している地域で感染する危険性は高い。E型肝炎はこれまでアジア、アフリカなどの衛生環境が整っていない地域の疾患と考えられており、先進国では輸入感染症とみなされてきた。しかし近年、米国、ヨーロッパ、さらに日本において海外旅行歴のないE型肝炎症例が報告され、それぞれの国や地域に土着した固有株が存在することが明らかになってきた。また、HEVはブタ、イノシシなどの動物にも感染することが明らかになり、これらの肉や内臓を生、あるいは加熱不十分なまま摂食することによって感染することも明らかになってきた。わが国の食習慣から生肉を介して感染する危険性も高いと考えられる。E型肝炎が流行している地域では、清潔の保証がない飲料水、非調理あるいは加熱不十分な肉類、貝類を摂らないことなどがHEV感染を防止する上で重要である。また、日本においてもシカ、イノシシなどの野生動物の肉やブタレバーなどは生での摂取を避け、中までよく火を通るように加熱することが感染を防ぐ上で重要である。一方、HEVはSPFブタを含めたブタ集団に高率に侵淫しているが、養豚従事者に肝炎発症者が多いという事実は現在まで確認されていないことから、感染動物との接触によるHEV感染の可能性は低いものと推定される。ブタにおけるHEVの主な感染時期は育成期であり、多数のブタは出荷時には既に感染耐過してHEVは体内から消失している。しかし、現状の感染時期はブタの飼育方法や飼育環境が大きく影響していると考えられ、これらが変化すると感染時期が変わる可能性は残されている。感染時期が肥育後期に移動した場合、出荷時のHEV保有率は現状よりはるかに高くなる可能性も考えられ、各養豚場での感染状況を定期的にモニターすることが今後重要になってくると思われる。

国立感染症研究所ウイルス第二部

石井孝司 李 天成

(独)農業・食品産業技術総合研究機構・

動物衛生研究所 恒光 裕

<特集関連情報>

E型肝炎：北海道・札幌地区での観察

1. はじめに

E型急性肝炎は、日本国内でウイルス(HEV)に感染し発症する疾患という理解が広く定着している。しかし、2000年頃迄はアジア・アフリカなどの流行国か

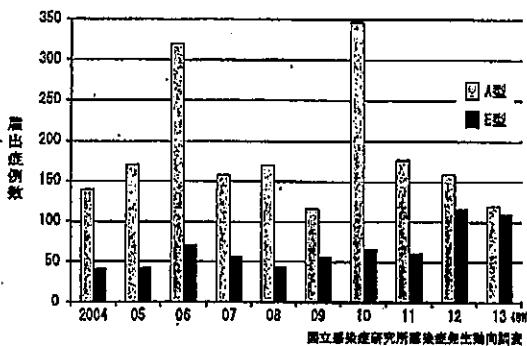


図1. 4類感染症として届出されたE型肝炎症例数の年次推移

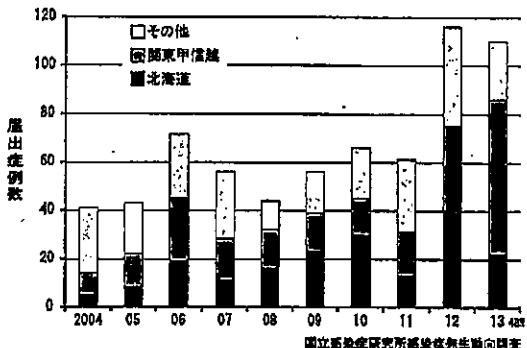


図2. 北海道および関東甲信越からのE型肝炎届出数の推移

ら帰国した者に発症する輸入感染症として捉えられていた。

HEV 感染に関する我々の知見の深化には、国立感染症研究所による「感染症発生動向調査」等の編纂と公開に拵るところが少なくない。ここに謝意を記し、北海道で観察する HEV 感染の知見について簡単に記すこととした。

2. E型肝炎は増えている？

E型肝炎は、日本を含む非流行地域においては、概ね人獣共通感染を背景に発症する孤発性急性肝炎であり、HEV RNA の遺伝子型は G3 または G4 である。感染経路の共通性から A型肝炎ウイルス (HAV) とともに「経口感染する肝炎ウイルス」として扱われる。しかし、HEV 感染が日本の日常臨床においてどれほどの意義を持つのかは不明な時期が続いた。

図1に、感染症発生動向調査のデータをもとに、最近10年間のE型肝炎届出数の推移をまとめた。2013年は、12月初旬まで（第48週）の届出症例数の累計によるが、2012年と2013年の両年では、E型の症例数が増加し、A型に匹敵した。

北海道は以前から日本国内においては HEV 感染例の報告が多い地域とされ、「国内最大の高侵淫地域」とみなされている。しかしながら、同じデータから地方別の届出数をまとめてみると興味深い事実が判明する。2012年、2013年では、関東甲信越からそれぞれ36、64例が届けられているが、2012年は北海道の39例にほぼ匹敵し、2013年は症例数が減少した北海道（22例）

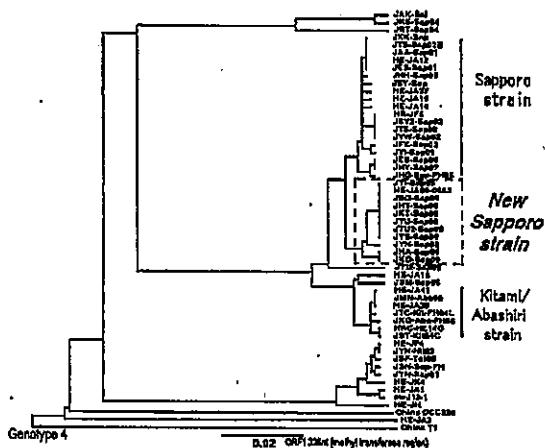


図3. 2009年秋に観察された札幌型E型肝炎ウイルス

の3倍近い症例数であった（図2）。関東（1都6県）に限っても2013年第48週時の累計症例数は54例に達した。

これらの集計事実から、最近2年間のE型肝炎症例数増加には、関東甲信越での増加が寄与していると推測される。2012年以降の症例数増加の理由の一つには、2011年末から HEV 感染検査が保険収載され、日常臨床で HAV 等と同様に検査が可能になった事情が関係すると思われる。

3. 札幌圏における小流行

E型肝炎症例数は非流行年のA型肝炎に肩を並べ、関東、北海道で多く発症していることが示されたが、これらはおよそ孤発例である。

しかし、札幌圏では2009年秋および2011～2012年の冬に同時多発的に孤発例が発生した^{1,2)}。これら HEV 感染11例の連続的発生は、患者初期血清から分離同定された HEV RNA genotype 4 に属する HEV 株に起因することがつき止められた（図3）。2009年秋に発症した11例から分離された11株は、ORF1 326nt に対する遺伝子系統解析により、札幌地区における既報例由来の Sapporo strain や北見・網走地区の症例から分離された Kitami/Abashiri strain に比較的近接するも、それらとは区別される単独の compact な cluster を形成したため、“New Sapporo strain”と命名された。日本を含む非流行国において、HEV 感染孤発例が連続発生し、分子疫学的手法により单一 HEV 株の感染による小流行を呈したことが証明されたのは初めてであった。

2009年秋に続き2011～2012年冬にも同一株の小流行による患者発生が確認された。各症例に共通する感染源は不明であり、感染源の確認とその予防的措置がなされなければ3度目の小流行も不可避と推測される。本事例の解析によって、遺伝子系統解析による疫学的検討の有用性が示されたといふことができる。

4. 終わりに

北海道におけるHEV感染を全国的な推移との関連で検討し、札幌圏で発生したHEV感染小流行について言及した。今後は全国的範囲においてHEV感染例の集積が行われ、発症メカニズム、重症化因子、重症例に対する至適治療法と感染源に対する検討が進歩することを期待する。

参考文献

- 1) 姜 貞憲, 他, 肝臓 51: 51-53, 2010
- 2) 小関 至, 他, 肝臓 53: 78-89, 2012

手稻渓仁会病院消化器病センター
姜 貞憲(かんじょんほん)

<特集関連情報>

北海道内献血者におけるHEV感染の状況

北海道においては、ALT値が500 IU/lを超える献血者から高い頻度でHEV RNAが検出され、2001年には国内初となる輸血後E型肝炎が確認された¹⁾。また、2004年には道内の飲食店でブタレバーやホルモンを食した家族13名のうち7名がHEVに感染し、1人が劇症肝炎で死亡するという事例が発生した(LASR 26: 266-267, 2005)。その後家族の1人が献血し、その血液を輸血された患者が急性肝炎を発症するという2例目の輸血後E型肝炎が確認された²⁾。この他にも、道内では原因不明肝炎患者の多くからHEV RNAが検出され、北海道はE型肝炎の侵淫地区と考えられている³⁾。これらの状況を踏まえ、日本赤十字社では献血者のHEV感染実態調査として、2005年から試行的に20本プール検体を用いたリアルタイムRT-PCR法によるHEV RNAスクリーニング調査(HEV NAT)を北海道で開始した。本稿では北海道内献血者のHEV感染状況の概要を紹介する。

2005年1月～2006年2月まではすべての献血者を対象に、それ以降は血清学的スクリーニングで陰性かつALTが60 IU/l以下の献血者のみを対象にHEV NATを実施した。調査対象となった献血者は2013年10月までに延べ約240万人となった。陽性検体につい

ては、HEV特異抗体検査、RNA定量、分子系統解析を行い、また陽性者には献血前の観察歴調査を実施した。

陽性者は道央、道北地区の都市部を中心として全道各地からみつかっているが、道東地区は比較的少ない。9年間の平均陽性率は0.011% (1/8,737) で、年間陽性率については、2006～2008年にかけて月に8名以上の散発的な小規模集団発生が起こったため若干上昇したもの、その後大きな変動は見られていない(図1)。また、月別陽性率にも大きな変動はなく、顕著な季節性は認められず、1年を通して感染者が確認されている(図2)。また、2005年には陽性率に男女間の違いは見られなかったが、その後男性優位の傾向が続いている(図1)。陽性者の多くは中高年だが、献血者数もこの年代に多く、年代別陽性率には有意差は認められていない。

HEVは少なくとも4つの遺伝子型に大きく分類されるが、このうち国内でヒトから検出されるHEV遺伝子型は、輸入感染例を除いて3型と4型である。北海道内の急性E型肝炎患者の約半数は4型株である。一方、HEV NAT陽性献血者においては4型が占める割合は全体のわずか約7%に過ぎず、大多数は3型である。この比率の差は遺伝子型による病態の違いを反映していると考えられる。すなわち従来から指摘されているように、3型株より4型株のほうが顕性化・重症化しやすいためと考えられる³⁾。遺伝子型についてさらに詳細に解析すると、3型、4型とともに複数のサブタイプに分類される。この中には北海道士着株と考えられるクラスターも存在し、これらが優占種となっている。また、各サブタイプの出現頻度は地域で異なっているため、感染源・感染経路は地域で密着したものと推測される。さらに、献血者から得られたHEV株の一部は、そのゲノム配列が北海道産あるいは国内産のブタ由来株と非常に高い類似性を示し、加えて、陽性者の約7割は献血前にブタレバーやホルモンなどの動物内臓肉の摂取歴があることから、zoonotic food-borne感染が主要な感染経路であると示唆される。しかしながら、明らかに摂取歴のない感染者も存在するため、未知の感染源・感染経路が存在する可能性も依

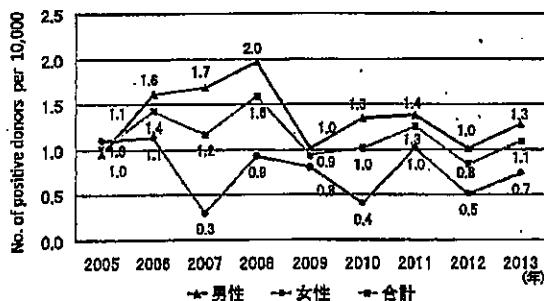


図1. HEV NAT陽性率の年次推移

Jan. 2005 - Nov. 2013, 北海道

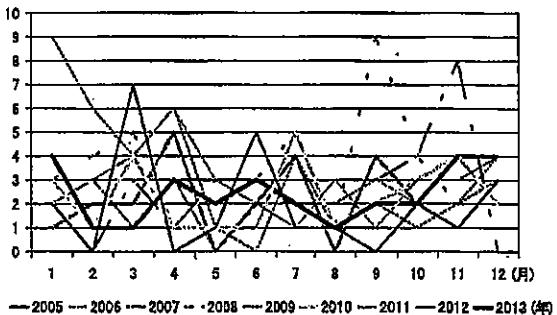


図2. HEV NAT陽性者の月別発生数

Jan. 2005 - Nov. 2013, 北海道

然として残っている。

陽性者の約8割は、献血時にはIgM型、IgG型のいずれの抗HEV特異抗体も検出されないため、HEVに感染して間もない時期に献血したと考えられる。また、陽性献血者を詳細にフォローすると、HEV RNAは約2週間～最長2カ月間にわたって検出された。HEV感染は免疫抑制状態にある患者を除いては慢性化することはないが、HEVは比較的長期にわたって感染者の血中に存在すると考えられる。さらに、約4割のHEV感染者は、経過観察中にALTが100 IU/lを超えて軽度から重度の肝炎を発症することが確認された。逆に約6割は不顕性感染で経過した。

北海道内献血者においては約9年間にわたってHEV感染が広く定着している実態が明らかとなった。HEVの主要な感染経路は経口感染と考えられるが、感染に気付かないまま献血する者も存在し、稀ではあるが、輸血によってHEVが伝播する可能性もある。輸血後に原因不明の肝炎を発症した場合はHEV感染も考慮する必要がある。

参考文献

- 1) Matsubayashi K, et al., Transfusion 44: 934-940, 2004
- 2) Matsubayashi K, et al., Transfusion 48: 1368-1375, 2008
- 3) 阿部敏紀, 他, 肝臓 47: 384-391, 2006
日本赤十字社
北海道ブロック血液センター品質部 松林圭二

<特集関連情報>

都内一般病院で経験した急性肝炎症例および市販食品からの多様なHEV RNAの検出

はじめに

E型肝炎はE型肝炎ウイルス(HEV)の感染によって生じる急性肝炎であり、多くは自然軽快するが、時に劇症化するため注意を要する。これまで当院では、散発的に急性E型肝炎症例を経験してきたが、2009年4月からの20カ月には7例を数えた。当院は東京都23区の南部に位置する中規模一般病院であり、同様の発生が他院にも生じていれば、都内発生数として決して無視できぬ数になると考えられ、これら症例の背景などを分析するとともに、一般家庭の食卓に供せられる食品からのHEV感染を想定して、市販のブタレバーおよび大腸におけるHEV RNAの検出を試みた。

急性E型肝炎症例の検討

2009年4月からの20カ月において当院に入院した急性肝障害29例のうち、7例が急性E型肝炎と診断された。診断は、急性期血清からのHEV RNAの検出に基づいた。急性肝障害の原因として、他にA型肝炎ウイルス、B型肝炎ウイルス、EBウイルス、サイトメガ

ロウイルス、アルコール、薬物、原因不明が存在したが、HEVは最も高頻度であった。全例男性、年齢は41～70歳、中央値43歳であった。いずれも近隣に居住ないし勤務している者であり、当院を選択した理由に特定のものはなかった。5例では全身倦怠感、発熱などの症状が受診動機であったが、他の2例は脂質異常症治療薬投与開始後の経過観察および健診での肝障害指摘による受診であった。感染経路を推定可能であった症例は2例で、いずれも発症3週前にイノシシ鍋もしくは動物種不明のレバーを食していた。ALTのピーク値は327～4,501 IU、プロトロンビン活性の最低値は68～110%であり、重症化例は無く、全例自然軽快した。検出されたHEVはすべてgenotype 3であり、系統樹解析の結果、近縁株は存在しなかった。

市販食品での検討

当院の位置する品川区および隣接する港区内のスーパー・マーケットおよび精肉店あわせて22店舗から計260個の非加熱国産ブタレバーおよび、22店舗中1店舗のみから53個の非加熱国産ブタ大腸を購入し、HEV RNAの検出を試みた。その結果(表1)、ブタレバー260個のうち7個(2.7%)、ブタ大腸53個のうち1個(1.9%)からHEV RNAが検出された。これら8株のHEV株はすべてgenotype 3であったが、相互ホモジジーは90%程度に留まり、出自は多岐にわたると考えられた。上記、臨床例と合わせた系統樹解析結果を次ページ図1に示す。

考察

東京都内のいわゆる急性期一般病院において、20カ月に7例もの散発性急性E型肝炎症例を経験した。これは入院を要した急性肝障害症例の24%を占め、各種原因中、HEVは最も高頻度であった。これらの背景、居住地等に共通性は認められず、ウイルスの系統樹解析結果も出自多様なウイルスの感染を意味した。また同時に提示した、市販食品からのHEV RNAの検出状況、その検出ウイルスの多様性からも、すでに様々

表1. 店舗別HEV RNA検出状況

店舗	肝臓		大腸	
	陽性検体数/全検体数	陽性率(%)	陽性検体数/全検体数	陽性率(%)
1	0/8	0.0	-	-
2	1/24	4.2	-	-
3	0/5	0.0	-	-
4	0/2	0.0	-	-
5	0/2	0.0	-	-
6	0/2	0.0	-	-
7	0/13	0.0	-	-
8	0/3	0.0	-	-
9	0/3	0.0	-	-
10	0/31	0.0	-	-
11	0/1	0.0	-	-
12	0/11	0.0	-	-
13	3/79	3.8	1/53	1.9
14	0/7	0.0	-	-
15	0/1	0.0	-	-
16	0/8	0.0	-	-
17	2/11	18.2	-	-
18	1/16	6.3	-	-
19	0/1	0.0	-	-
20	0/5	0.0	-	-
21	0/19	0.0	-	-
22	0/8	0.0	-	-
合計	7/260	2.7	1/53	1.9

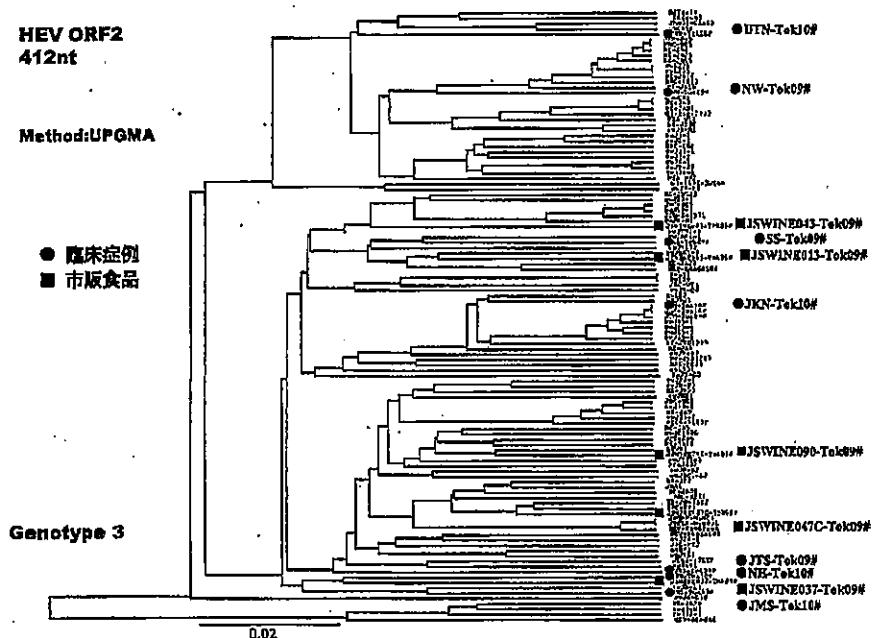


図1. 臨床症例および市販食品から検出されたHEVの系統樹解析

なHEVが都内に流入していることが明らかとなつた。当院で経験したE型肝炎症例が、当院を選択した理由に特別なものは無かつたことから、都内いずこの病院においても、同様の症例集積は生じうる。身体所見や臨床経過上、急性E型肝炎に特徴的なものは存在せず、唯一E型を示唆する情報である感染源動物肉の喫食歴は、一部の症例にしか明らかでないこと、今回E型と診断された症例には、薬物性肝障害、アルコール性肝障害、伝染性単核球症などと診断しても矛盾は無い症例が含まれることなどを考慮すると、急性肝障害全例を対象として、HEV感染を念頭においていた検査実施が必要である。当院では研究部において、急性肝障害全例に保険適用外のHEV RNAの検出を実施しており、これが症例の発掘に益していることは否めないが、現在、IgA-HEV抗体が保険適用となっており、実臨床において測定可能である。本疾患の感染経路の特定、予防法の確立のためにも、症例の蓄積は重要な課題であり、より多くの医療機関において、E型を想定した急性肝障害の原因検索が実施されることが望まれる。

東芝病院消化器内科・研究部 新井雅裕
東芝病院消化器内科 手島一陽 金原 猛
東芝病院研究部 高橋和明 安倍夏生 三代俊治

<特集関連情報>

イノシシ、シカおよびブタのE型肝炎ウイルス感染状況調査—熊本県

E型肝炎は、主にE型肝炎ウイルス(HEV)に汚染された食肉や水などの飲食により感染する経口感染症で、近年、イノシシ、シカおよびブタなどの肉や肝臓の生食あるいは加熱不十分な状態での喫食による国内感染事例が複数報告されており、動物由来感染症として注目されている。そこで、HEVによる健康被害の発生防止に資するため、イノシシ、シカおよびブタのHEV感染状況調査を行った。

2006~2013(平成18~25)年の間に、熊本県内でと畜されたイノシシ253頭(肝臓233件、血液145件、筋肉210件)、シカ63頭(肝臓55件、血液26件、筋肉43件)およびブタ1,634頭(と畜検査合格肝臓80件、廃棄肝臓183件および血清1,371件)を検査材料とした。国立感染症研究所編のE型肝炎検出マニュアルに準じたRT-PCR法でHEV遺伝子を検出し、ダイレクトシーキング後、MEGA5.2を用いて系統樹解析を行った。また、ブタ血清の一部、26養豚場由来966件(養豚場ごとの件数は不同)については、HEVウイルス様中空粒子(G1-sHEV-LPs)を抗原としたELISA法により、抗HEV-IgG抗体を測定した。

表1. イノシシ、シカおよびブタのHEV遺伝子検査結果(検体別)

イノシシ				シカ				ブタ				
頭数	肝臓	血液	筋肉	頭数	肝臓	血液	筋肉	頭数	合格肝臓	廃棄肝臓	血清	
検査数	253	233	145	210	63	55	26	43	1,634	80	183	1,371
検出数	17	16	4	2	0	0	0	0	15	2	11	2
検出率	6.7%	6.9%	2.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	2.5%	6.0%	0.1%

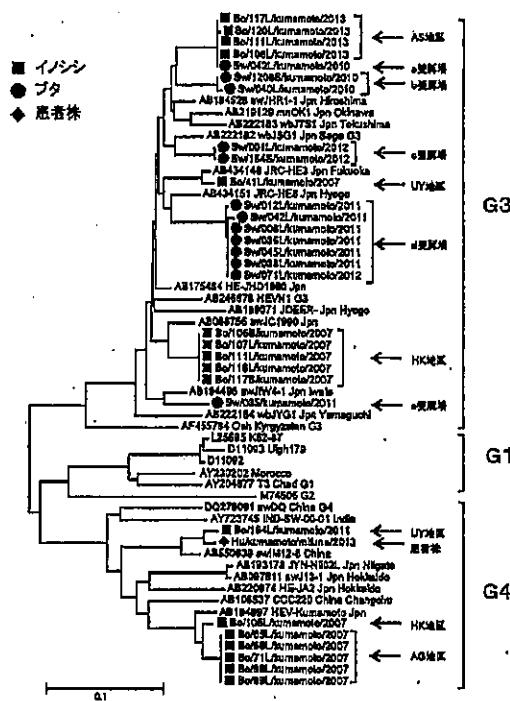


図1. イノシシおよびブタから検出されたHEVの系統樹

表2. ブタ血清の抗HEV-IgG抗体保有率

	検査数	保有数	保有率
SPF豚 (5養豚場)	101	12	11.9%
通常豚 (21養豚場)	865	683	79.0%
合計	966	695	71.9%

その結果、イノシシ253頭中17頭(6.7%)からHEV遺伝子が検出された。検体別の内訳は、肝臓233件中16件(6.9%)および血液145件中4件(2.8%)、筋肉210件中2件(1.0%)であった(前ページ表1)。検出されたHEVの遺伝子型は3型(G3)および4型(G4)で、イノシシの捕獲地域ごとに異なるクラスターを形成する傾向がみられた(図)。一方、シカ63頭からは全く検出されなかつた(前ページ表1)。ブタは、1,634頭中15頭(0.9%)からHEV遺伝子が検出された。内訳は、と畜検査合格肝臓80件中2件(2.5%), 廃棄肝臓183件中11件(6.0%)および血清1,371件中2件(0.1%)で(前ページ表1)、調査した60カ所以上の養豚場のうち5カ所からHEV遺伝子が検出された。なお、HEV遺伝子陽性の廃棄肝臓11件中8件は同一養豚場由来であった。ブタから検出されたHEVの遺伝子型はG3のみであったが、養豚場ごとに異なるクラスターを形成した(図)。また、ブタ血清の抗HEV-IgG抗体保有率は71.9%であり、養豚場間で0~100%と大きな開きがみられた。飼育対象別にみると、specific pathogen free(SPF)ブタを飼育している5養豚場の平均抗体保有率は11.9%と低かった。しかし、通常ブタの養豚場の平均抗体保有率は79.0%で、SPFブタの

養豚場より明らかに高かった(表2)。

本調査により、イノシシおよびブタのHEV感染が確認され、少数ではあるが、と畜検査に合格したブタの肝臓からも検出された。2012(平成24)年7月1日から生食用牛肝臓の販売が禁止されたことで、牛肝臓の代わりにブタ肝臓を生食用として提供している飲食店があるとの報道もあり、厚生労働省から豚レバーの提供に関する注意喚起(平成24年10月4日付け食安監発1004第1号)も行われている。しかし、まだまだ消費者に十分周知されているとは言い難い状況であり、イノシシやブタの生食の危険性を繰り返し周知徹底する必要がある。

熊本県保健環境科学研究所

原田誠也 大迫英夫 吉岡健太

熊本県健康福祉部農務衛生課 西村浩一

NPO法人中部獣蹄会西日本 清田政憲

国立感染症研究所ウイルス第二部

李天成 石井孝司

堺市衛生研究所 田中智之

国立医薬品食品衛生研究所

食品衛生管理部 野田 衛

<特集関連情報>

動物由来E型肝炎ウイルス; E型肝炎ウイルスの多様性

はじめに

E型肝炎ウイルス(hepatitis E virus, HEV)はエンベロープを持たないプラス1本鎖のRNAウイルスであり、ヘペウイルス科(Hepviridae)、ヘペウイルス属(Hepivirus)に分類される。ヒトから検出された遺伝子型が異なる4つのHEV(G1~G4 HEV)はE型肝炎の原因ウイルスである。G3およびG4 HEVはブタやイノシシなどの動物にも感染するのでE型肝炎は人獣共通感染症でもある。最近、ヒト以外の多種動物から遺伝子構造上ではヒト由来HEVと非常に類似するHEVあるいはHEV-like virusが続々検出されている。これらのウイルスでは培養系が樹立されておらず、抗原性、血清型、宿主、ヒトへの感染性および病原性が不明である。本文では現在報告されている動物HEVの研究状況について概説する。

人獣共通感染症と関連する動物およびHEVの遺伝子型

1. ブタとイノシシ

1997年、米国で初めてブタからHEV(S1株)が検出された。この株の塩基配列は、米国でその後に全く海外渡航歴のない急性E型肝炎患者から検出されたUS1, US2株と非常に類似していた。これらの株に対するブタの抗体保有率は非常に高く、出荷ブタにおける抗体保有率は100%に近い。HEV遺伝子は2~3ヶ月齢のブタから高率に検出される。フランスではフィガデー

ルの摂食によるHEVの感染事例が報告されている。フィガデールはフランスのコルシカで生産される伝統的なブタレバーソーセージであり、ブタの生肝臓を短時間煮製処理して作られるフランスの伝統的な肉加工品である。マルセイユで市販されていたフィガデールからのHEV遺伝子検出率は58% (7/12) である。患者から検出されたHEV遺伝子配列はフィガデールからのそれと非常に類似すること、フィガデールを食べたヒトのE型肝炎発生率が高いことから、フィガデールがE型肝炎の重要な感染源であると推測されている。

イノシシ肉喫食が原因となったE型肝炎症例では、患者血清と残存したイノシシ肉から同じ配列を持つG3 HEVの遺伝子が検出されており、HEVが野生動物からヒトに伝播したことが明らかになっている。G4 HEVもヒト以外のブタやイノシシなどの動物にも感染し、G3 HEVと共に人獣共通感染症の原因ウイルスである。

最近、日本では岡山と静岡のイノシシからそれぞれ新しい遺伝子型だと思われるHEVが検出された。両方のウイルスの遺伝子構造はG4 HEVと類似するが、遺伝子の塩基の相同性は80%以下である。遺伝子型はまだ正式に国際ウイルス分類委員会 (ICTV) の承認を得ていない。ヒトに感染するかどうかも不明である。

2. シカ

シカ肉が原因と考えられるE型肝炎がわが国で報告され、シカもHEVのリザーバーと思われた。その後、日本で捕獲された約1,000頭のシカ血清を調べた結果、IgG抗体保有率は2.6%で陽性検体のOD値も低いものであった。シカの糞便、肝臓組織、血清からもHEV遺伝子は検出されなかった。米国でも155頭のシカ血清を調べた結果、HEV IgG抗体が検出されなかつたと報告されており、シカはHEVのリザーバーとしての可能性が非常に低いと考えられる。

3. マングース

沖縄に棲息しているマングースからG3 HEV遺伝子が検出され、マングースにおける抗体保有率は8.8~21%である。他のHEVがマングースに感染するか、またG3 HEVがマングースに対して病原性を有するか否かは不明である。

4. サル

昨年、燈長類のニホンザルから初めてG3 HEVが検出された。疫学調査によりこの野外飼育されたサル集団でHEVの流行があったことを判明した。ただし、検出されたG3 HEVはサル社会で伝播していたウイルスであるのか、それとも人やイノシシなどから伝播したウイルスであるのかは不明である。

最近発見が相次ぐ動物由来HEV

1. トリHEV

トリHEVは鳥類のHEVとして、2001年に米国で肝炎脾腫(HS)症候群を呈する鶏から初めて検出された。オーストラリアのBig liver and spleen disease virus

(BLSV)もこれとおよそ80%の塩基配列の相同性を有するので、トリHEVに分類されている。ニワトリにおけるトリHEV感染率は年齢依存的であり、生後18週間未満のニワトリの抗体保有率は17%，成鶏におけるそれは36%である。

感染実験でトリHEVは、種の壁を超えて七面鳥に感染するが、アカゲザルとマウスへの感染は成立しなかった。トリHEVが人間あるいは他の哺乳動物に感染するかどうかははつきりされていないが、その可能性は低いと考えられている。

2. コウモリHEV

2012年に5つの大陸から85種、計3,869のコウモリの糞便および血清サンプルを用いてHEV RNAの検出が試みられ、アフリカ、中米およびヨーロッパのコウモリからコウモリHEVが発見された。現在このウイルスはヘベウイルス科 (*Hepeviridae*) に分類されると考えられているが、ウイルスが由来した動物種によって少なくとも3つ(ヒト、齧歯類、鳥類)の属に分けるべきだと提言がある。一方、90,000以上のヒト血液が調べられたが、ヒトへのコウモリHEVの感染証拠は見つかっていない。コウモリはいくつかの人獣共通ウイルス感染症と関連しており、ヒトHEVはコウモリHEVから進化したものかもしれない。

3. ラットHEV

ラットHEVは野生ラットから検出されたHEV-like virusである。野生ラットではヒト由来HEVに対する抗体保有率が高いことから、ラットはHEVの宿主ではないかと疑われていたが、感染実験によってラットはヒト由来のHEVに感受性を持たないことが証明された。また、ラットHEVは燈長類のサルに感染しないことも明らかになっている。

4. フェレットHEV

フェレットHEVは2012年にオランダのフェレットから検出された新型HEVである。2株のウイルス全長遺伝子配列が登録されている。オランダ株以外では、米国でペットや実験動物として飼育されているフェレットからこのウイルスが検出されている。遺伝子構造は既知のHEVと類似する。構造蛋白を組換えバキュロウイルスで発現することによってウイルス様粒子が作られ、これを用いた抗体検出法が樹立された。フェレットHEVはG1, G3, G4およびラットHEVとELISAでは交叉反応があるにもかかわらず、G3 HEVに対する中和活性を示さずG1~G4 HEVと血清型が異なる可能性が示唆された。本ウイルスに感染したフェレットではALTが上昇するケースがあり、肝炎を引き起こしている可能性がある。フェレットHEVに対する他の動物の感受性はまだ明確になっていないが、実験動物の管理に当たってはフェレットHEVの感染を十分考慮する必要がある。

5. ミンク HEV

ミンク HEV は2013年にデンマークのミンク糞便から検出されたウイルスである。ヒト由来 HEV (G3 と G4), ラット HEV およびフェレット HEV とのポリメラーゼ領域の塩基配列の相同性はそれぞれ 65%, 69%, 76% である。抗体の保有率は不明である。HEV が検出されたミンクでは明らかな肝炎症状がみられず病原性も不明である。

6. ヘラジカ HEV

ヘラジカ HEV はスウェーデンのヘラジカ (*Alces alces*) から検出された新しい HEV である。Moose HEV の全長配列はまだ明らかではないが、C 末端の 5,100 塩基配列の解析によれば、既知の HEV との塩基配列の相同性は 37~63% であり、既知の HEV と異なる遺伝子型である。興味深いことにヘラジカ HEV とヒト由来 HEV の遺伝子相同性は 60% 以上であり、ラット HEV やフェレット HEV などとのそれより高い。

7. 赤キツネ HEV

赤キツネ HEV はオランダの赤キツネ (*Vulpes vulpes*) の糞便から検出された新種 HEV である。全長遺伝子がまだ明らかにされていない。部分塩基配列の解析の結果は既知の HEV の中ではラット HEV と一番近く、構造蛋白の相同性は 83% である。ウイルスの病原性は不明である。

8. ウサギ HEV

ウサギ HEV は最初は中国のウサギ飼育場から、その後、アメリカ、フランスなどからも検出されている。ウサギ飼育場における抗体保有率は中国の甘肃省では 57%, ヴァージニアでは 36.5% である。フランスの野生ウサギの抗体保有率は 23.0% であった。塩基配列は G3 HEV とは一番近縁である。ヒトへの感染性は不明である。

9. その他

ウシ、ヒツジ、ヤギ、ネコ、イヌ、マウスなどの動物から HEV 抗体が検出されたとの報告はあるが、ウイルス遺伝子が検出されていない。

次世代シーケンス解析の普及にしたがって、未知のウイルスの発見の可能性が高くなり、新型 HEV がさらに検出されると推測される。これに伴い、HEV 感染の全貌の解明が期待できる。一方、最近発見された HEV では細胞培養系が樹立されておらず、また宿主の範囲や病原性の情報が欠けている。今後、これらのウイルスの培養方法、検査法の樹立、さらに病原性等の研究も必要である。

国立感染症研究所ウイルス第二部 李 天成

<特集関連情報>

韓国と台湾における E 型肝炎の疫学的状況—文献レビュー

WHO によると、毎年、世界全体では 2,000 万人の E

型肝炎の感染があり、300 万人を超える急性患者の発症、5 万 7 千人の関連死亡があると推定されている¹⁾。分かっているところでは G1~G4 までの 4 つの主要な遺伝子型 (genotype) があり、血清学的には単一とされる。通常、G1 は途上国にみられ、地域レベルのアウトブレイクを起こすものの、先進国でみられる G3 はアウトブレイクを起こさない。世界的には急性感染や死亡の大半が G1 あるいは G2 で占めているとされる。最近では、タンザニアで 3 か月間で 690 例に達する急性熱性疾患のアウトブレイクがあり、46 検体中 15 検体から E 型肝炎ウイルスが検出され、遺伝子型の検索中であることが報告されている²⁾。

本稿においては、近年の韓国および台湾における E 型肝炎の状況について文献的なまとめを行う。

韓 国

韓国では現在、E 型肝炎はサーベイランス対象疾患となっていないため、国としての発生動向に関するデータが存在しない。医療従事者はもっぱら輸入感染症のような認識を持っている可能性があるという。しかし、2002~2011 年に把握された 18 例の E 型肝炎のヒト感染症例のうち、2 例のみがインドからの輸入例であることが分かっており³⁾、他の 16 例は高侵淫国への旅行歴はなかった。1 例は肝移植を要する症例であった。このうち 2010 年と 2011 年の各 1 例からは G4 が検出されており（他症例は未検査）、2011 年の 54 歳男性の症例については野生イノシシの生血を摂食したことが分かっている。韓国国内のブタに関する調査では 14.8% が抗 HEV 抗体陽性であったという情報や、生ガキから 8.7% の割合で HEV RNA が検出されたことがあつたという情報がある³⁾。後者の遺伝子型は G3 であった。以上より、韓国国内における E 型肝炎のヒト感染は稀ではあるが、G3 および G4 が循環しており、人獣共通感染症として、あるいは食品媒介感染症としてのリスクがある³⁾。他の報告では、2006 年 6~9 月にかけて、健康診断受診者 484 人より無作為に選んだ 147 人（年齢中央値 45 歳）における血清疫学調査の中では⁴⁾、23.1% (Wantai アッセイ法) あるいは 14.3% (Genelabs アッセイ法) の陽性率が得られており、年齢が高いと陽性率も高かったとの報告もある⁴⁾。

台 湾

台湾における E 型肝炎は、B 型肝炎、C 型肝炎、D 型肝炎などとともに第三類法定伝染病に指定されている（A 型感染は第二類法定伝染病）。台湾 CDC のホームページによると、2005~2009 年にかけて年平均 12.8 人（計 64 人）の孤発例の発生であり⁵⁾、地域的な偏在は認められていない。うち約 3 割（21 人）は海外からの輸入例であるとされる⁵⁾。G4 を中心とする遺伝子型が観察してきた。A 型などの他のウイルス性肝炎と異なり、地域流行を起こしておらず、もっぱら孤発例のみであった。その頻度は、10 万人あたり 0.03~0.06 と推

定されていた⁶⁾。660人を対象とした調査では、養豚業者では29.5%の血清抗体陽性率で、一般住民と比較して3.5倍の状況があり、また、年齢が高いと陽性率も高かった⁶⁾。

参考文献

- 1) WHO, Hepatitis E (Fact sheet N280, Updated July 2013), Media Centre
<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs280/en/index.html>
- 2) WHO/Regional Office for Africa, Epidemic & Pandemic Alert and Response (EPR), Hepatitis E in Tanzania, 5 Dec 2013
<http://www.afro.who.int/en/clusters-a-programmes/dpc/epidemic-a-pandemic-alert-and-response/outbreak-news/3954-hepatitis-e-in-tanzania.html>
- 3) Jeong, S-H, Gut and Liver 5(4): 427-431, 2011
- 4) Park HK, et al., BMC Infectious Diseases 12: 142, 2012
- 5) 台湾衛生福利部疾病管制署ホームページ, 急性病毒性E型肝炎
<http://www.cdc.gov.tw/professional/ThemaNet.aspx?treeid=beac9c103df952c4&nowtreeid=D6EB4C91D2B18132&did=659>
- 6) Lee J-T, et al., PLoS ONE 8 (6): e67180, 2013
国立感染症研究所感染症疫学センター 砂川富正

<特集関連情報>

E型肝炎の慢性化、肝外病変について

これまで、E型肝炎ウイルス(HEV)感染による急性肝炎は時に劇症化するが、慢性肝炎は引き起こさないと考えられてきたため、臓器移植の際にHEVについて十分に考慮されることとなかった。ところがフランスのKamarらは、臓器移植を受けた患者217人中14人がHEVに感染し、さらに追跡した結果、そのうち8人で慢性化を認め、免疫不全状態にある患者のHEV感染が慢性肝炎を引き起こす危険性があることを初めて報告した。Legrand-Abravanelらの調査では、臓器移植後HEV感染が確認された38例中22例が慢性化している。オランダのHaagsmaらの調査では、臓器移植患者285人中3人がHEVに感染し、そのうち2名が慢性化、ドイツのPischkeらの調査では臓器移植患者226名中3名がHEVに感染し、2名が慢性化している。以上のような研究結果から、免疫抑制状態にある人がHEVに感染した場合、約6割は慢性化する可能性が指摘された。また、これまでに報告された慢性化したHEVのgenotypeはすべて3型であり、今までに他のgenotypeによる慢性感染は報告されていないことも興味深い。

臓器移植を受けた患者がHEVに感染した原因は、通

常と同様に経口感染によるものが多いと考えられている。臓器移植を受けた患者は野生獣肉や加熱調理が不十分な肉(特に豚肉)や魚介類を摂取することは控えるべきである。一方、移植臓器からのHEV感染については、これまでに移植後にドナーが抗HEV IgG陽性であることが判明した例は複数あるが⁷⁾、移植臓器からの感染が確実に確認された例は現在まで1例のみである。また、移植時の輸血によるHEV感染の可能性もあるが(本号7ページ参照)、臓器移植の場合、現在まで輸血による感染が確認された例はほとんどない。

臓器移植以外の免疫抑制患者では、リツキシマブ投与により免疫療法を受けている非ホジキンリンパ腫患者にHEVが感染した場合、やはり慢性化した例が知られている。造血幹細胞移植を受けた患者ではHEV感染が認められた例は非常に少ない。

HIV感染による免疫不全患者の抗HEV IgG陽性率は、ヨーロッパにおいては北フランスの1.5%からイギリス南西部の9.4%までさまざまであるが、各報告での測定法の違いもあり、単純に比較することはできない。HEVに感染していることを示すHEV RNA陽性率はいずれの調査でも低く、0~1.3%である。PCRでHEV RNAが検出されたHIV感染者は世界でも18例のみであり、そのうち11例は急性で治癒し、4例のみが慢性化している。残り3名の転帰は不明である。

これらの報告は、臓器移植を受けた患者をはじめとする免疫不全の状態にある人がHEVに感染すると慢性化する危険性があることを示しているものである。今まで治療法としては、リバビリンの投与や、臓器移植患者などの場合は免疫抑制の程度を下げるなどが行われているが、より適した治療法の確立が望まれる。

HEV感染者の一部は肝臓外の症状を起こすことが報告されている。中でも神経症状が多く、イギリスおよびフランスの126人の急性および慢性E型肝炎患者(すべてgenotype 3)での調査では、7例が神経合併症、3例が炎症性多発性神経根傷害、1例がギラン・パレー症候群(GBS)、1例が両側上腕神経炎、1例が脳炎、1例が近位筋障害を発症している。慢性E型肝炎患者4例では、すべての患者の脳脊髄液からHEVが検出されている。なお、これらの神経症状はウイルスが排除されると完全に治癒した。

GBSは末梢神経の急性後天性の自己免疫疾患であり、感染症の後や、稀にワクチン接種後に発症する。症例の約6割は感染してからGBSになり、原因となる感染で最も頻度が高いのはCampylobacter jejuniだが、他の病原体、例えばヘルペスウイルス科(サイトメガロウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス、EBウイルス)や、細菌(Haemophilus influenzae, Mycoplasma pneumoniae)も原因とされている。近年、HEV感染と関係するGBS症例の報告が多くなってきている。

HEV 感染は無症状であることも多く、神経症状が肝炎症状を上回っている場合は肝炎を疑われない。HEV が感染していても、肝機能異常を示す神経系疾患と診断されてしまう可能性もある。このような理由から、HEV 感染症と関連した実際の GBS 発生率はまだ明らかになっておらず、今後の研究の進展が望まれる。

国立感染症研究所ウイルス第二部 石井孝司

<速報>

三重県内における日本脳炎患者の発生

2013年9月、三重県内で日本脳炎患者の発生をみたので、その概要について報告する。

症例は三重県在住の70代女性で海外渡航歴はない。日本脳炎ワクチン接種歴は不明。2013年9月初旬頃より38°C前後の発熱を認め、食欲不振があった。発症後7日目に朝からより一層の高熱感を感じており、夕方に痙攣を伴い倒れていたため救急車にて伊勢赤十字病院に搬送された。搬送時の症状は発熱(42°C)、意識障害があり、入院措置となつた。入院時の血液所見はWBC 12,600/ μl であり、分画では好中球89.6%と高値、リンパ球5.9%と低値を示していた。CRP は0.66 mg/dl、CK は2,994 IU/l、LDH は380 IU/lといずれも高値であった。髄液検査においては細胞数1,176/ μl 、糖量86 mg/dl、総蛋白量146 mg/dlと、これら項目が高値を示していた。MRI による検査では大脳・脳幹に異常信号域の多発を認めた。以上の所見から日本脳炎等を疑い三重県保健環境研究所に検体(血液、血清、髄液)が搬入された。

三重県保健環境研究所において国立感染症研究所(感染研)病原体検出マニュアルに基づき RT-PCR 法による日本脳炎ウイルス遺伝子の検出を実施したところ、髄液より Nested PCR で約 330bp の增幅産物が確認された。また、感染研より供与された IgM-Capture ELISA キットを用いた抗体検出により、髄液中および血清中から抗日本脳炎ウイルス IgM が検出された。確認のため感染研において実施された同法でも髄液中および血清中から抗日本脳炎ウイルス IgM が検出され、日本脳炎と診断された。患者は11月時点でも依然として意識障害等が継続した状態である。

日本脳炎はコガタアカイエカ等を介したヒトとブタの人獣共通感染症である。1954年以降、不活化ワクチンの普及により患者数は激減し、また、ヒトにおけるウイルス感染後の発病率が1,000人に約1人程度と低率であることから、現在の日本国内では年間数例の患者発生に留まっているものの、発症すると致死率は約30%と非常に高く、また、生存例のはば半数に重篤な後遺症が残るとされる。今回の症例については、患者居住地域近隣に養豚場は存在しておらず、ウイルス保有蚊がこの地域に多く存在していたとは考えにくい。

また、当該地域は日本紅斑熱の患者発生が認められているため、当該患者も日常からマダニ咬傷等に十分注意し、肌の露出等が無いようにしていたとのことであるが、8月下旬に彼岸用のシキミ等採取に軽装で入山しており、その時に蚊刺咬をうけた可能性も考えられた。なお、三重県で実施している日本脳炎流行予測調査事業では9月に肉用豚の抗日本脳炎抗体が検出されており、ウイルス保有蚊が現在も三重県内に存在していることが示されている。日本国内においては近年の日本脳炎患者数は年間数例と少ない傾向にあるものの、発症した場合の致死率および後遺症の発生率等を考えると、ワクチンによる疾病予防、特に抗体保有率の低下が著しい50代への追加接種も検討すべきと思われる。ワクチン接種効率差し控えの影響を受けた小児への対策については、2010(平成22)年度から順次積極的勧奨が再開され、抗体保有率が上昇してきている。また、コガタアカイエカ等、蚊に対する刺咬を防ぎ日本脳炎ウイルス曝露の機会を減らす対策も必要と考えられる。

三重県保健環境研究所

赤地重宏 楠原 一 矢野拓弥 小林隆司
西中隆道
伊勢保健所
豊永重詞 寺添千恵子 大西由夏 鈴木まさ
伊勢赤十字病院 坂部茂俊
国立感染症研究所 高崎智彦

<国内情報>

2013年に沖縄県西表島で発生したレプトスピラ症

2013年の夏季に沖縄県西表島の河川を感染源とするレプトスピラ症が多発したので、その概要を報告する。

同年6~10月、八重山地域の医療機関からレプトスピラ症を疑う症例の検査依頼が当研究所に、また西表島を旅行後に本土で発症した観光客の検査依頼が横浜市および岩手県から国立感染症研究所にあり、PCR検査、抗体検査および分離菌の同定検査を実施した。

実験室診断によりレプトスピラ症が確定した8例を次ページ表1に示す。陽性者の年齢は、10代、20代および40代が各2名、50代および60代が各1名で、性別は全員男性であった。感染月日が明らかな4例の潜伏期間は、5~11日であった。感染地域は8例とも西表島で、川や滝でのレジャー活動または労働が感染機会と推定された。検査結果は、血液から菌が分離された症例が4例、抗体検査またはPCR検査で陽性と診断された症例が4例であった。感染血清群は、Pyrogenes が5例、Hebdomadis が2例、Grippotyphosa が1例であった。PCR検査を実施した6例中5例が陽性であったが、そのうち4例は血液または尿のどちらか一方が陽性であった。また、両方とも陰性であった1例

厚生労働科学研究費補助金
肝炎等克服緊急対策研究事業

経口感染する肝炎ウイルス(A型、E型)の感染防止、
遺伝的多様性、および治療に関する研究

平成 21 年度～平成 23 年度
総合研究報告書

研究代表者 岡本 宏明

平成 24(2012) 年 3 月

目 次

I.	総合研究報告(平成 21 年度～平成 23 年度) 経口感染する肝炎ウイルス(A 型、E 型)の感染防止、 遺伝的多様性、および治療に関する研究	1
	研究代表者：岡本宏明	
(資料 1)	班の構成	11
(資料 2)	3 年間の研究成果の概要図	15
(資料 3)	A 型肝炎に関する研究成果を示したスライド (A1～A24)	17
(資料 4)	「不活化 A 型肝炎ワクチンの適応拡大に関する 適応外薬の要望書」	29
(資料 5)	B 型肝炎に関する研究成果を示したスライド (E1～E33)	33
(資料 6)	「健康危険情報通報」	51
II.	研究成果の刊行に関する一覧表	
	平成 21 年度	57
	平成 22 年度	59
	平成 23 年度	61
III.	研究成果の刊行物・別刷	65

I. 総合研究報告

厚生労働科学研究費補助金（肝炎等克服緊急対策研究事業）

総合研究報告書

経口感染する肝炎ウイルス(A型、E型)の感染防止、遺伝的多様性、および治療に関する研究

研究代表者 岡本宏明 自治医科大学 感染・免疫学講座ウイルス学部門 教授

研究要旨:3年間の研究成果のポイントを纏めると、A型肝炎については、1) 我が国では HAV に対する感受性者の高齢化が着実に進行しており、高齢者での重症化や流行の拡大が危惧される状況にあること、2) 2010 年春に広域流行、2011 年春にも集団発生(患者 49 名: 寿司店)があり、従前稀であった IIIA 型 HAV が 2007 年以降国内感染例でも散見され、定着が疑われるなどから、引き続き慎重な監視が必要であること、3) Amantadine や IFN- α 、IFN- λ (IL29) が治療に有効である可能性、などが示された。E 型肝炎については、1) 我が国の成人の 5.3% が IgG-HEV 抗体を保有し、約 500 万人が感染既往を有し、年間約 12 万人が新たに HEV に感染していると推定されること、2) Non-ABC 急性肝炎の中での E 型肝炎の占める割合が増加傾向にあること[国立病院機構共同研究班の全国調査: 1.7~3.4% から 10% 超(2000 年以降)]、3) 北海道での E 型肝炎の重症化率が高く [12/81 (14.8%)]、うち 3 例 (3.7%) が劇症化したこと、さらに重症型 4 型株による小流行が発生し、監視が必要であること、4) 野生イノシシから新種 HEV (5 型と 6 型) を発見できたこと、5) 培養系を用い、食物媒介性 E 型肝炎の感染源となりうる市販ブタ肝臓や野生イノシシ肝臓の HEV 感染性を証明できたこと、6) 培養細胞由来の不活化 HEV がウサギとラットで中和抗体を誘導できること、7) HEV 粒子の細胞からの放出には ORF3 蛋白質(特に PSAP モチーフ)などのウイルス因子や Tsg101 や Vps4 などの宿主因子が重要な働きをしており、HEV が "non-enveloped" ウィルスでありながら、多くの "enveloped" ウィルスと同じように、ESCRT 輸送系と呼ばれる細胞内膜輸送系を介して放出されていることなど、ユニークな HEV の放出機構が明らかになり、感染予防や治療法確立に資する多くの成果が班員および班友の協力によって得られた。

〈研究分担者（班員）〉

新井雅裕 東芝病院消化器内科 副院長
鈴木一幸 岩手医科大学 消化器・肝臓内科 教授
横須賀收 千葉大学大学院医学研究院腫瘍内科学 教授
八橋 弘 国立病院機構長崎医療センター 臨床研究センター 治療研究部 部長
日野 学 日本赤十字社血液事業本部 副本部長
姜 貞憲 手稻渓仁会病院消化器病センター 主任医長
李 天成 国立感染症研究所ウイルス第二部 主任研究官
桶谷 真 鹿児島大学病院 消化器センター 講師 (平成 21 年度~平成 22 年度)
中山伸朗 埼玉医科大学 消化器内科・肝臓内科 講師 (平成 23 年度)

〈研究協力者（班友）〉

資料 1 参照。

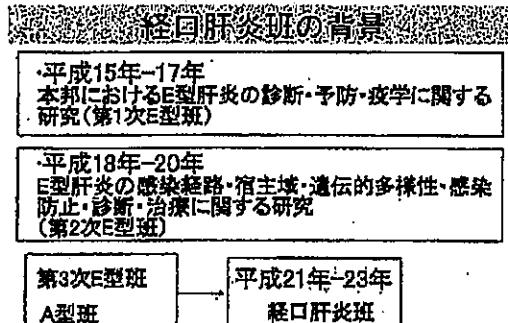
はじめに

近年、低侵淫国における A 型肝炎の流行が報告され、本邦でも A 型肝炎ウイルス (HAV) の抗体陽性者が著しく減少し、感受性者の高齢化が進行している状況下、隣国韓国での A 型肝炎の大流行は対岸の火事として見過ごすことはできない。かかる状況を踏まえ、平成 15 年にスタートした E 型班の世界に誇れる研究成果を発展的に継承し、「経口感染する肝炎ウイルス (A 型、E 型) の感染防止、遺伝的多様性、および治療に関する研究」班 (経口肝炎班) として平成 21 年度に矢野公士先生(独立行政法人国立国際医療研究センター 肝炎・免疫研究センター、国立病院機構長崎医療センター)によつて立ち上げられたのが当班である(図 1)。

矢野先生の健康上の事由により、懸念岡本が平成 22 年度より研究代表者として引き継ぎ、早 2 年が過ぎ、3 年間の総合研究報告書を執筆する段に至っている。その間、矢野先生から病気療養中ながら、幾度かメールで班研究に対する思い入れや熱意を伺うことができたが、平成 22 年 9 月 20 日悪性リンパ腫により 43 歳の若さでご逝去された。今後の大きいなる活躍が皆か

ら期待されていただけに、残念極まりない。八橋弘先生による追悼文(肝臓 51(11): 686-688, 2010)を拝読し、その思いを新たにした。

班員・班友を代表し、ご冥福をお祈りとともに、衷心からの哀悼の気持ちを込めて矢野先生に本総合研究報告書を捧げる。



A. 研究目的

A型肝炎について、発生状況のモニタリングを実施し、重症・劇症化の機序を解明する。治療法を開発する。また、ワクチンの接種対象をより明確なものとし、普及・啓発を行う。E型肝炎について、感染経路の全解明、診断・治療・予防法の確立を目指とする。

B. 研究方法

発生動向と重症化リスク因子の調査、感染実態の調査、HAV ならびに HEV のウイルス株塩基配列の蒐集と解析、HEV 宿主動物調査、食品媒介感染の可能性の調査、抗ウイルス剤、ワクチン開発のための予備的検討などを行う。

(倫理面への配慮)

すべての調査・研究は、個人情報保護および「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」を旨とする倫理規定を遵守して行なわれた。

C. 研究結果及び考察

平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間の本研究班の研究成果の概要を資料 2 に示す。また、研究的成果および行政的成果を A 型肝炎と E 型肝炎に分けて以下に詳述する。

1. A 型肝炎

1) 疫学と実態調査

衛生環境の改善によって、我が国の若年層で

の HAV 抗体陽性率が顕著な低下傾向を示していることは既に指摘されているところであるが、2010 年 11 月に関東圏(東京都、神奈川県、山梨県、千葉県、及び茨城県)で献血された血液を用い、各年代別・男女別に 100 本ずつ合計 1200 本を対象として HAV 抗体(IgG)を測定した。50 歳未満では男女とも HAV 抗体保有者はほとんどいないが、50 歳代で 10%、60 歳代でも 43% に過ぎないことが分かった(日野班員)(スライド A1: 資料 2 参照、以下同様)。調査対象とした集団の構成は異なるが、国立感染症研究所(感染研)による調査データ(Kiyohara et al, Microbiol Immunol 51, 185-191, 2007)と比較すると、2003 年当時の陽性率を 7 年分高齢者側へシフトさせた陽性率にほぼ等しい値であった(スライド A2)。

HAV に対する感受性者の高齢化が着実に進んでおり、一旦国内で A 型肝炎が発生すると大きな流行に進展しても不思議でない状況にあり、如何にして感染拡大を阻止するかが喫緊の重要な課題であると言える。我が国での A 型肝炎患者数(届出数)は 2007 年以降非常に低いレベル(年間 150 人前後)で推移していたが(スライド A3)、2010 年春に東京都と広島県、福岡県など、全国的に A 型肝炎が多発したため(スライド A4)、3 月 26 日に感染研の感染症情報センターからアラートが発出された(スライド A5)。幸いこの diffuse outbreak は大流行には進展しなかつたが、2010 年の A 型肝炎患者届出数は最終的には 342 人に達した(スライド A3)。2010 年に A 型肝炎が多発した理由は、従来日本に常在していた株(IA-1 型)に加え、日本ではまれであった 2 つのクラスターに属する株(IA-2 型、ⅢA 型)が新たに日本に流入してきたためであると推測された(石井班友)(スライド A6)。しかし、何故、3 種類の異なるクラスターに属する HAV 株による A 型肝炎がほぼ同時期に、かつ全国的に広域発生したのかは不明のままであり、今後に課題を残した。

また、2011 年春に患者数 49 名に及ぶ大きな A 型肝炎集団発生事例があった(スライド A7)。これらの患者の 2010 年 11 月下旬～12 月中旬における喫食状況等の調査が千葉市環境保健研究所によって行われ、患者は市内寿司店で調理、提供された寿司を喫食していたことが明らかとなった。ウイルス株は我が国に常在している IA-1 株であった(横須賀班員、石井班友)。

国立病院機構共同研究班参加 33 施設による急性肝炎の全国調査(1980 年～2011 年)において、A 型肝炎の発生数は、1983 年(162 例)と 1990

年（187例）の大流行以後、減少傾向にある。しかし2010年は上述のように、春先に多数の地域でのoutbreakがあったことから、直近の過去3年間（各年10例未満）に比べて増加し、21例の発生が認められた（スライドA8）。患者の平均年齢は、1980年代には34.7歳、1990年代には38.9歳、2000年代（2010年含む）には42.9歳と、高年齢化している。また、重症化例（重症型+劇症型）の頻度も、1980年代には1.9%、1990年代には2.4%であったが、2000年代（2010年含む）には15.5%と、近年上昇している（八橋班員）。

劇症肝炎・遅発性肝不全（LOHP）の全国調査結果（1998年～2009年）、並びに2010年からは急性肝不全としての全国調査により、A型劇症肝炎の年間発症数は減少傾向にあり、2003年以降は10例以下であることが明らかにされた。高齢、男性、基礎疾患、合併症数が予後不良因子である（桶谷班員、中山班員）（スライドA9）。2010年の第10週から28週までの期間のdiffuse outbreakにおける劇症肝炎は268例中7例（3%）あり〔40代（1例）、50代（3例）、60代（3例）〕、うち60代の1例が死亡した。

2) 感染経路

2010年のA型肝炎の報告数は、3月中旬の第10週以降急増し、第13週の27例をピークにいったん減少傾向となったが、第18～19週は再び報告数の増加が認められた。しかし、第22週以降は適当たり報告数が10例未満で推移し、第26～27週は連続してペースラインを超えない報告数となつたため、第27週にアラート体制は解除された。2010年第28週までのA型肝炎の累積報告数は268例であり、そのうち236例（88%）が第10週～28週の症例であった。全体の年齢中央値は47歳（5～88歳）、性別では男性153例（57%）、女性115例（43%）であり、246例（92%）が国内感染と推定または確定として報告された。経口感染と推定された199例（84%）のうち、58例（199例中29%）にカキ喫食の記載が認められたこと以外、感染経路は不明であった。

2011年の千葉市における集団A型肝炎事例は、A型肝炎に罹患した寿司店の調理従事者により直接、または調理施設等を介して間接に汚染された食品によるものであることが明らかになった。我が国において、過去にもA型肝炎の集団発生事例は報告されているが、今回の事例は2000年以降で最大規模のものであった（スライドA10）。

3) 遺伝的多様性、遺伝子型

ヒトに感染するHAVはIA型、IB型、IIA型、IIB型、IIIA型、IIIB型の6種類の遺伝子型に分類されているが、世界的にも、また我が国でも最も高頻度に認められるHAV遺伝子型はIA型である。

1957年（昭和32年）に秋田県北部の炭鉱の町、尾去沢で発生したいわゆる「尾去沢肝炎」（スライドA11）がA型肝炎であったことはそれから22年後の1979年（昭和54年）に吉澤らによって免疫電顕法によって証明されていた（日本医事新報No.2888、昭和54年9月1日）（スライドA12）。その尾去沢肝炎の患者血清が50年余りもの長い間、須藤恒久先生（秋田大学名誉教授）によって大事に保管され（スライドA13）、HAVのhistorical strain（Osarizawa-1957 strain）の発掘に繋がった。全塩基配列が決定され、IA型と判明した（新井班員ら）（スライドA14）。塩基配列が決定されたHAVの最古株である。

2010年の全国的なdiffuse outbreakの主要な原因となった、東南アジア由来と考えられるIA-2株は、2011年には類似株を含めても3株のみであった。このクラスターに属する株は同一の感染源から何らかの理由で2010年に全国に拡散して広域流行を起こしたが、二次的な拡大はせずに収束し、2011年にはほぼ消失したものと推定された。IIIA型の韓国大流行株（2007～2009年）と同一クラスターに属する株は2010年に引き続き2011年も検出されており、地域的な偏りは見られていないことから、日本への定着が懸念されている（石井班友）（スライドA15）。

国立病院機構共同研究班参加施設による急性肝炎の全国調査によると、2005年以降の44例のHAV遺伝型は、海外渡航歴のある11例中3例（27%）はIA、4例（36%）はIB、4例（36%）はIIIAとばらつきが認められたが、国内感染33例では、29例（88%）がIAで、残り4例（12%）はIIIAで2009年または2010年の発生例であり（スライドA16）、VP1-2A領域の168塩基長の配列に基づく解析ではあるが、韓国大流行IIIA株と同一クラスターに属した（スライドA17）。

新井班員らは、日本（1990～2011年）および韓国（2007～2008年）にて発症した急性A型肝炎25症例（それぞれ22例と3例）（スライドA18）において、ウイルス遺伝子の完全長ないし準完全長解析を行った（スライドA18）。その結果、1990年頃の国内感染と考えられる6症例はすべてgenotype IAを示したが、2007年以

降の症例ではⅢAが見られるようになったことを明らかにした。韓国でのⅢA症例の流行から、我が国へのⅢA型ウイルスの流入が推測されているが、完全長解析によると、ヨーロッパ株との近縁性も高く(スライドA19)、ウイルスの拡散・流入経路については、更なる解析が必要である(新井班員)。

4) 治療、予防、重症化予測

八橋班員からの報告のように、近年我が国におけるA型肝炎患者は高齢化傾向を示し、重症化の頻度も高くなっている。重症化例に対する特異的な治療法の開発は重要であり、治療薬候補薬剤について検討した。Amantadineは多くのDNAウイルスやRNAウイルスの増殖を抑制することが報告されているが、IFN- α との併用療法がHAV-IRES依存性翻訳抑制、RepliconおよびHAV whole virusの増殖抑制に有用であった(スライドA20)。また、IFN- λ にもIRES依存性翻訳抑制効果が認められ、IFN- λ 単独よりもAmantadine、あるいはIFN- α との併用療法がより効果的であった(横須賀班員)(スライドA21, A22)。

パブリックコメントの機会を捉え、2009年8月14日付で医薬食品局審査管理課の「不活化A型肝炎ワクチンの適応拡大に関する適応外薬の要望書」(資料4)を提出した(矢野前班長、石井班友)。

スライドA1に示したように、現在の日本では60歳以下の人口のほとんどがHAVに対する抗体を持たず、HAVが何らかの理由で流入した場合に大きな流行となる危険性がある。2010年の広域流行、並びに2011年の千葉市での集団発生はこの危惧が現実になったものと考えられる。後者の事例を教訓に、生鮮魚介類を扱う生産者や調理従事者への優先的なA型肝炎ワクチン接種が強く推奨される。

2007年以降、ⅢA型HAVの感染例が散見されるが、横須賀班員は重症化例6例中2例がⅢA型であったことから、ⅢA型HAVの感染とA型肝炎重症型との関連性を指摘した(スライドA23, A24)。今後の症例の蓄積による検証が必要である。

2. E型肝炎

1) 疫学と実態調査

日本人全体のHEV感染頻度を推測するため、健常成人を対象にした全国規模の調査を実施した。具体的には、30都道県の20歳から108歳までの住民(22,027人:2002年1月から2007

年12月までの期間の健診受診者)を対象として血清中のIgGクラスHEV抗体、HEV RNA、およびIgGクラスHEV抗体が検出された検体についてはIgM/IgAクラスHEV抗体を測定した。その結果、HEV感染が全国的に広がっているが、明瞭な地域差があり、性差や年齢差も顕著であることがわかった(スライドE1)。すなわち、1,167例(5.3%)でIgGクラスHEV抗体が検出され、男性の方が女性に比べて有意に高い抗体陽性率を示した(7.8% vs. 3.4%, P<0.0001)。IgGクラスHEV抗体の陽性率は20歳代では男女ともに低いが(それぞれ1.7%、1.3%)、60歳代まで緩やかに上昇を続け、男性では10.4%に達し、以後90歳未満までほぼ横ばいの状態であった。一方、女性では低率ながら、60歳代まで徐々に上昇し、4.5%に到達したあと、徐々に下降し、80歳代では3.3%、90歳以上の年齢層では2.5%の陽性率であった(スライドE2)。50歳以上の集団では50歳未満の集団の比べて有意に高い陽性率を示した(6.6% vs. 2.7%, P<0.0001)。また、地域別に比較すると、中部以北は近畿以南に比べ、有意に高い抗体陽性率を示した(6.7% vs. 3.2%, P<0.0001)(スライドE3)。IgGクラスHEV抗体が検出された1,167例のうち、13例(そのうち12例が中部以北に在住)がIgMクラスHEV抗体とIgAクラスHEV抗体の両者、あるいはどちらか一方が陽性であり、比較的最近HEVに感染したと考えられたが、いずれもHEV RNAは陰性であった。一方、IgG/IgM/IgAクラスのどのHEV抗体も陰性でありながら、3例(約7,300人に1人)からHEV RNAが検出された。そのgenotypeはいずれも3型であり、中部以北(東北2例、関東1例)の居住者であった。スライドE4およびE5に示すように、地域的に見て、ブタの飼育頭数やブタ肉の消費状況とHEV感染状況とが一定の関連性が認められた。

総務省が2010年4月に発表した「人口推計月報」による男女別・年齢別の人団(http://memorva.jp/ranking/japan/soumu_population_2010.php)に上記データを当てはめて計算したところ、日本人成人の約500万人がHEVに対する感染既往を有するものと推定された(スライドE6)。なお、IgGクラスHEV抗体陽性血清がHEVの感染を阻止し中和活性を有することは培養系を用いた感染実験によって確かめられている(Tanaka et al. J Gen Virol 88:903-911, 2007)。

スライドE2に示したように、20歳から69歳までの間にIgG型HEV抗体陽性率が概ね直線

的に上昇し、男性では 1.7%から 10.4%に推移し、女性では 1.3%から 4.5%になることから、年間感染率は男性では $(10.4 - 1.7) \div 50 = 0.17\%$ 、女性では $(4.5 - 1.3) \div 50 = 0.06\%$ と算定された。換言すると、年間に約 12 万人（成人男性 4.96 千万人の 0.17%、成人女性 5.33 千万人の 0.06%）が HEV に感染していると推定された（班長）。

国立病院機構共同研究班参加 33 施設（スライド E7）による急性肝炎の全国調査（1980 年～2011 年）によると、E 型肝炎の発生数は、2000 年以前は毎年非 ABC 型急性肝炎の 1.7～3.4% 程度の低い頻度であったが、2000 年以降 10% 内外、2005 年以降はコンスタントに 10% を超える頻度で発生している（スライド E8）。32 年間の E 型肝炎診断例 59 例は、男性 53 例（89.8%）、女性 6 例（10.2%）、平均年齢 50.4 ± 15.5 歳であった。重症型を 2 例に認め、ほか 57 例は通常型であった。発症前約 3 ヶ月間の海外渡航歴を 8 例（13.6%）に認めた。

鈴木班員らは、岩手県を中心とする北東北地域において急性肝障害患者の登録システムを構築し、成因と予後に関する調査研究を行ってきた。2009 年 8 月から 2011 年 10 月末までの間に、登録された急性肝障害 224 例について解析した結果、急性肝炎 165 例中 77 例（46.7%）が成因不明であり、そのうち 10 例が E 型肝炎であった。したがって、全急性肝障害例に占める E 型肝炎の頻度は 4.5%、急性肝炎に占める割合は 6.1%、成因不明の急性肝炎に占める割合は 13% であった（スライド E9）。

国内で最も E 型肝炎患者の多い北海道内における地域的 HEV 感染診断支援ネットワークである「北海道 E 型肝炎研究会（道 E 研）」の活動により、最近 5 年間の HEV 感染症の概要が明らかになった。HAV, HBV, HCV の急性感染が除外された急性肝障害症例 399 例中 81 例（20.3%）が E 型肝炎と診断された（スライド E10）。HEV 遺伝子型が決定された 77 例中 52 例（67.5%）、約 2/3 が 4 型（残りは 3 型）であり、北海道は国内のどの地域と比べても 4 型の頻度が圧倒的に高い。81 例のうち、重症型が 11%、劇症肝炎が 4% と高率であった（スライド E11）。2004 年に北見市での HEV 集団感染事例（うち 1 例は劇症肝炎で死亡）、2006 年には網走市の劇症肝炎患者（うち 1 例は劇症肝炎）から分離された 4 型株と同系統の HEV が 2009 年に函館の劇症肝炎患者からも検出されたことから、道内での蔓延、広域発生が危惧され、厚労省健康危機管理調査官宛に健康危険情報を発信した（資

料 6）。同年秋には新札幌 4 型株（new Sapporo strain）による札幌圏での小流行が確認された。11 例のうち 1 例は重症型であり、茨城県からの旅行者も同一株に感染していたことが HEV 株の分子系統解析によって判明した（相川班友）。2011 年 12 月以降に、この新札幌 4 型株と同一クラスターに属する HEV が札幌圏内の 7 名の E 型肝炎患者から分離された。新札幌株が駆逐されず札幌圏内で生き延びていたと考えられ、1 名が劇症型、2 名が重症型であり、病原性を増した可能性も危惧され、監視が続けられている。

北海道において、献血者集団における HEV 感染の実態を調査し、輸血用血液による HEV 感染のリスク評価を行い、適切な対策を講じることを目的として、2005 年 1 月から血清学的スクリーニング陰性かつ ALT < 61 IU/L を示す献血者を対象に HEV RNA スクリーニング（HEV NAT）調査を実施した。2011 年 12 月までの 7 年間の調査において、1,931,847 名中、HEV RNA 陽性者数は 231 名（男性 172 名、女性 59 名）であり、献血者の 0.012%（1/8,363）に相当する頻度であった（スライド E12）。道 E 研で把握された E 型肝炎患者の 2/3 が 4 型 HEV の感染例であったのに対して、献血者から見出された HEV はわずか 7% が 4 型であるに過ぎず、大多数（93%）が 3 型であった。これは、4 型が 3 型よりも重症化との関連が深いというこれまでの研究班の成果を支持する結果である。

同じ北海道地区でも、道東の釧路や根室、特に根室では主たる産業が漁業であり、魚を中心とする食習慣を有しており、住民の HEV 抗体保有率が全国平均よりも有意に低いことが明らかになった（田辺班友）（スライド E13）。

兵庫県での E 型肝炎は成因不明急性肝炎例の 2.8%（3/108）であった（北嶋班友）。

劇症肝炎・遷発性肝不全（LOHF）（1998 年～2009 年）および 2010 年からの急性肝不全の全国調査の結果では、E 型劇症肝炎は年間 1～2 例が散発的に発症しており、高齢発症、基礎疾患、亜急性型、複数の合併症が予後不良の因子と考えられた（桶谷班員、中山班員）（スライド E14）。

2) 感染経路と宿主域

ブタ肝臓や野生イノシシ・シカの肉や内臓が食物媒介性 E 型肝炎の感染源となることは既に世界的に認知されている。シカ肉やイノシシ肝臓が感染源となった事例については患者から分離された HEV と同一の HEV が食べ残しの肉

や肝臓から分離され、感染源を立証するための直接証拠が示されていた(Tei et al., Lancet 362: 371-373, 2003; Li et al., Emerg Infect Dis 11: 1958-1960, 2005)。しかし、ブタ肝臓については、北海道の市販ブタ肝臓から1.9%(7/363)の頻度で HEV RNA が検出され、その HEV 塩基配列が道内の E 型肝炎患者から分離された HEV の塩基配列とほぼ 100%一致したという間接証拠に留まっており、感染性があるか否かは不明であった(Yazaki et al., J Gen Virol 84: 2351-2357, 2003)。今回、凍結保存してあった HEV 陽性ブタ肝臓のホモジネートを作製し(スライド E15)、ヒト培養細胞である PLC/PRF/5 細胞および A549 細胞に接種し、ブタ肝臓由来 HEV が感染し増殖しうるかどうかを検討した。その結果、HEV RNA titer が高かった3検体の HEV が効率よく増殖しうることがわかった(スライド E16)。すなわち、培養系を用いて初めてブタ肝臓の HEV 感染性を証明することができた(班長)。市販ブタ肝臓から HEV RNA が検出されることとは東京都においても調べられ、新井班員はブタ肝臓/大腸の約 2%から HEV RNA が検出されたことを報告した(スライド E17)。

E 型肝炎の潜伏期は 2~9 週(平均 6 週)と長く、発症時に過去の喫食歴を正確に聴取する事は、記憶に残るようなエピソードでもないと実際には難しい。道 E 研で調査された過去 5 年間の 81 例の E 型肝炎症例において、25 例では明らかな回答は得られず、ブタ内臓肉摂取歴は 38 例(43%) に留まった。他方、ブタ内臓肉を摂取しないと回答した症例は僅か 15 例(19%) であった(姜班員)。HEV NAT で陽性判定された道内献血者の献血前ブタ内臓摂取歴が一般献血者のそれ(28%) に比べて有意に高かったことから(70%, 117/166)(スライド E12)、北海道でブタ内臓肉摂取による HEV 感染が存在し、それが重要であるが、その他の感染経路が存在する可能性も示唆され、その解明が急がれる。

北海道以外の地域での E 型肝炎患者におけるブタ内臓肉摂取率は低く、実際、北東北地域での 10 名の E 型肝炎患者では発症前のブタ内臓肉摂取歴のある患者は認められなかった(鈴木班員)。

ヒト HEV の ORF2 抗原(キャプシド抗原)に対する抗体測定系を用いて様々な動物血清から HEV 抗体が検出されているが、それには大きく分けて 2 種類の反応パターンがある。一つは実際にヒト HEV(人獣共通 HEV)が感染していく HEV 抗体が検出される場合であり、これまでに

ブタ、野生イノシシ、シカ、マングースなどの動物からヒト HEV に対する抗体が検出され、ヒト HEV と同一クラスターに属する HEV も同定されている。飼育ブタ(特に 2~4 ヶ月齢)に次いで感染率が高いのが野生のイノシシであり、全国調査の結果、捕獲された野生イノシシの 3.3%(19/578) から 3 型 HEV ないし 4 型 HEV のゲノム RNA が検出された(スライド E18, E19)。

一方、種固有の HEV に感染しており、種固有 HEV に対する抗体でありながら、交叉反応によって、恰もヒト HEV に対する抗体が検出されているように誤認される場合がある。その代表が avian HEV であり、avian HEV はニワトリに感染するがヒトには感染しない(スライド E20)。ラットについても高頻度に HEV 抗体が検出されることから、ラットがヒトへの HEV 感染の reservoir になっている可能性が考えられた。しかし、2010 年に Johne らは野生ラットには固有の HEV(rat HEV)が感染していることを明らかにした(J Gen Virol 91: 750-758, 2010)。それを受け、李班員は rat HEV の中空粒子(LPs)を作製し(スライド E21)、抗原性の解析によって、rat HEV-LPs とヒト HEV-LPs(1 型、3 型、4 型いずれも)が交叉反応を示すことを明らかにした。また、抗体検出系を確立するとともに(スライド E22)、ベトナム野生ラットから新しい遺伝子型の rat HEV を分離した(スライド E20)。したがって、ニワトリと同様、野生ラットには種特異的な rat HEV が感染しており、ヒト HEV が感染している可能性は低いか、あるいは無い、と考えるのが妥当と思われる。しかし、最近、Kanai らは養豚場周辺で捕獲された約 18%(10/56) の野生ラットの肝臓や脾臓からヒト HEV(3 型)のゲノム RNA が検出されたことを報告した(BMC Res Notes 5: 4, 2012, doi:10.1186/1756-0500-5-4)。ラットには rat HEV 以外に、ヒト HEV も感染し、ヒトへの HEV 感染の source となりうるのかどうか、きちんと解明する必要がある。

最近、中国で毛皮用や食用として飼育されているウサギから新たな HEV が同定された(Zhao et al., J Med Virol 81: 1371-1379, 2009)。分子系統樹上はヒトやブタなどから分離された 3 型 HEV との類似性が高いが、ヒトに感染するかどうかはまだ分かっていない。後で述べるように、ウサギ HEV がブタや野生イノシシ由来の HEV と同じように培養細胞で効率よく増殖できることから、ヒトへ感染する可能性を念頭に置いて、精査する必要がありそうだ。

岡山県内の野外捕獲ヌートリアは HEV 抗体

陰性であった(川上班友)。

3) 遺伝的多様性、遺伝子型

HEV の遺伝的多様性の全体像も、また遺伝子型の数もどれくらいあるのか、まだ分かっていない。本研究期間中に静岡県(スライド E23)の野生イノシシから new genotype に属する HEV 株 (JBOAR135-Shiz09 株)を発見した(新井班員)(スライド E24)。また、岡山県(スライド E25)で捕獲された野生イノシシからも new genotype に属する HEV 株 (wbJOY_06 株)を発見した(班長)(スライド E26)。全塩基配列を比較すると、JBOAR135-Shiz09 株と wbJOY_06 株は互いに 78.6% の一致率に過ぎず(スライド E27)、それぞれ新たな遺伝子型(tentative に 5 型、6 型)に分類されうると考えられた。従って、更なる未同定の HEV 株の存在が示唆され、今後も HEV 遺伝子の多様性についての継続的な調査・解析が必要である。多様性の程度によっては現行の核酸検出系の見直しも必要になるかも知れない。

三重県内の E 型肝炎患者 8 例及び野生イノシシ 1 頭からわが国では稀な 3 型(ヨーロッパ型)HEV を分離した(中野班友、岡野班友)。

4) 感染防止、ワクチン開発

培養細胞由来の HEV を用い、不活化の条件を検討した結果、①60°Cで 15 分間、65°Cで 10 分間以上の熱処理、②50uw 強度で 30 分間の紫外線照射、③125ppm 以上の濃度の消毒剤 NaClO で 30 分処理、が有効であることが分かった。一方、HEV はアルコールやクロロホルムに対する抵抗性を示すことも分かった(李班員)。

培養細胞で増殖した HEV を 65°Cで 10 分間熱処理したあと、ウサギとラットにそれぞれ接種し、経時に採血して、ELISA 法で血清中 HEV に対する抗体、さらに免疫血清の中和活性を測定した。その結果、ウサギとラットの両者の血中に IgG クラスの HEV 抗体が誘導された(スライド E28)。誘導された抗体は PLC/PRF/5 細胞への HEV の感染を阻止することが明らかになった(スライド E29)。この結果は、不活化 HEV によって誘導された抗体が中和活性を持つことを示唆しており、今後、ウイルスの大量培養や精製条件を検討し、サルを用いた感染防御を検討する予定である(李班員)。

5) 診断、治療

診断法は 2005 年に開発されたものであるが (Takahashi et al., J Clin Microbiol 43: 49-

56, 2005)、その後も研究班から絶えず E 型肝炎診断薬の必要性を示すデータを発信し続けてきたことの成果として、2011 年 10 月に初めて E 型肝炎の体外診断薬(HE-IgA 定性)が保険収載された(スライド E30)。これまで北海道(姜班員)や北東北(鈴木班員)、全国国立病院(八橋班員)などで重点定点監視が行われ、特定地域や特定医療機関での動向は把握されてきたが、我が国全体での E 型肝炎発生数は過少評価されてきたことは誰もが認めるところである。その意味では、我が国における E 型肝炎の疫学は今正にスタートラインに立ったと言える。今後は、全国津々浦々で E 型肝炎の診断が可能になり、全数把握に近づけるものと期待される。また、薬物性肝障害や自己免疫性肝炎などと誤診された症例に対する不適切な治療も回避でき、E 型肝炎に対する早期の的確な治療と予後予測が可能になると期待される。加えて、感染源・感染経路の同定、並びにそれに基づく感染予防対策の構築にも資するものと期待される。

検査センターでの E 型抗体検査の受注が始まったことの影響かは定かでないが、本年 9 週目(3 月 4 日)までの届け出件数は A 型肝炎が 21 件であるのに対して、E 型肝炎はそれよりも 9 件多く、30 件に達しており、昨年までは見られなかつた逆転現象が起こっている。

6) E 型肝炎ウイルス培養系の高効率化と感染培養系を用いた増殖機構の解明

PLC/PRF/5 細胞と A549 細胞を用い、遺伝子型の違いに因らず、また血清や糞便、肝臓などの臨床材料の種類に因らずにヒト HEV を効率よく増殖できる感染培養系を確立できた(スライド E31)。培養上清中に放出される子ウイルスは 10^9 copies/ml を超えるウイルス量に達することを確認した。また、長期間の supernatant passage あるいは cell passage によって培養細胞に馴化した HEV 株を得ることができた。さらに、ヒト HEV のみならず、ブタやイノシシ、ウサギ由来の HEV も種の壁を越えて PLC/PRF/5 細胞や A549 細胞で効率よく増殖できることを観察した(スライド E32)。

感染性 cDNA クローンを用いた増殖機構に関する研究成果として、HEV のユニークな放出機構が明らかになった。すなわち、ORF3 蛋白質が HEV 粒子の細胞からの放出に重要な役割を果たし、放出された粒子(培養上清・血清)の表面には細胞膜成分と ORF3 蛋白質が存在すること、加えて ORF3 蛋白質が PSAP モチーフを介して小胞輸送関連因子 Tsg101 と結合し、細胞内

膜輸送系を利用して粒子が細胞外に放出されることを明らかにした(スライドE33)。

D. 結論

A型肝炎について

- 1) 我が国では HAV に対する感受性者の高齢化が一層進んでおり、高齢者における HAV 感染の重症化、大流行への進展がさらに危惧される状況にある。
- 2) 2010 年春に広域流行、並びに 2011 年春に寿司が感染源となった集団発生(患者 49 名)があった。幸い大きな流行には進展しなかったが、医療機関からの迅速な届出、関係機関の情報共有、感染予防対策の周知徹底などが感染拡大の防止に有用であると考えられる。
- 3) 従前、我が国では IA 型 HAV の感染が殆どであったが、2007 年頃より IIIA 型が散見されるようになった。隣国韓国での 2007 年からの IIIA 型 HAV による大流行を踏まえると、韓国からの流入・定着が危惧されるが、HAV 株の流入・拡散の経路については引き続き解析が必要である。
- 4) A 型劇症肝炎は発生数が明らかに減少しているが、高齢、男性、基礎疾患、合併症数が予後不良因子であり、予後不良例は寧ろ増加している。
- 5) A 型肝炎に対する有効な特異的治療法の候補として、アマンタジン、IFN- α 、IFN- λ (IL29) が HAV IRES 活性を強く抑制することを見出した。そして、それらの併用によってさらに強く HAV IRES 活性が抑制されることが明らかとなった。

E型肝炎について

- 1) HEV 感染の全国調査(健常成人 22,027 人)を行った結果、IgG クラス HEV 抗体保有率が 5.3%(男性 7.8%、女性 3.4%) であることが判明した。国内で約 500 万人が HEV 感染既往を有し、年間約 12 万人が HEV に新規に感染していると推定された。
- 2) 非 ABC 型急性肝炎の中での E 型肝炎の占める割合が増加傾向にある[国立病院機構の全国調査: 1.7%~3.4% から 10% 超(2000 年以降)]。
- 3) 国内で E 型肝炎の患者数が最も多い北海道では、赤十字血液センターでの献血者を対象とした HEV-NAT と道 E 研による流行監視が行われている。HEV-NAT は 2005 年 1 月から継続して行なわれ、過去 7 年間で約 8,000

人に 1 人の頻度で計 231 名の HEV RNA 陽性者(3 型、93%; 4 型、7%) が見いだされた。

2007 年以降の道 E 研の調査により、非 ABC 型急性肝障害患者 399 名中 81 名(20.3%) が E 型肝炎であることが分かった。4 型 HEV 感染例が約 3 分の 2 を占め、重症型が 11%、劇症肝炎が 4% と高い頻度で認められた。

- 4) 岩手県を中心とした北東北地区では A 型肝炎よりも E 型肝炎の発生件数が 2 倍となっており、E 型肝炎は成因不明急性肝炎の 13% を占めた。
- 5) E 型肝炎診断薬(HE-IgA 抗体定性)が 2011 年 10 月に保険収載された。測定法自体は 2005 年に開発されたものであるが、その後も診断薬の必要性を示すデータを研究班から絶えず発信し続けてきたことの成果であると言える。E 型肝炎診断薬の保険適用によって、全国津々浦々での E 型肝炎の診断、症例の発掘、実態把握が可能になると思われる。
- 6) 野生イノシシから 2 種類の新たな遺伝子型に分類されうる新種 HEV [JB0AR135-Shiz 09(5 型), wbJOY_06(6 型)] を同定した。
- 7) 培養細胞由来の HEV を加熱によって不活化し、ウサギとラットに免疫したところ、中和抗体を誘導しうることが示唆された。
- 8) 組換えバキュロウイルス発現システムを用いて世界初 rat HEV-LPs(中空粒子)の作製に成功し、抗体検出 ELISA 法を樹立した。
- 9) 細胞培養系を用いて、市販ブタ肝臓内 HEV の感染性を証明した。現行の培養系は、感染性の評価に供することも可能であることが分かった。
- 10) 上述のブタ由来 HEV 以外にも、野生イノシシやウサギ由来の HEV も種の壁を越えて、ヒト株化細胞である A549 細胞や PLC/PRF/5 細胞に感染し、効率よく増殖して子ウイルスを産生しうることが明らかになった。人獣共通感染ウイルスである HEV の特性が培養系で再現されたことになる。
- 11) HEV の放出機構に関する研究において、ORF3 蛋白質が HEV 粒子の細胞からの放出に重要な役割を果たし、ORF3 蛋白質上の PSAP モチーフ配列が、“enveloped” ウィルスの出芽に関与している L-ドメインと同様の機能を有していることが分かった。HEV は “non-enveloped” ウィルスでありながら、細胞内膜輸送系を巧みに利用した極めてオリジナリティの高い放出機構を有しており、HEV の新規創薬標的になりうるもの

と考えられた。

E. 研究発表

論文発表、総説：

<平成 21 年度>

- 1) Tanaka T, Takahashi M, Takahashi H, Ichiyama K, Hoshino Y, Nagashima S, Mizuo H, Okamoto H: Development and characterization of a genotype 4 hepatitis E virus cell culture system using a HE-JF5/15F strain recovered from a fulminant hepatitis patient. *J Clin Microbiol* 47:1906-1910, 2009.
- 2) Inoue J, Ueno Y, Nagasaki F, Akahane T, Fukushima K, Kogure T, Kondo Y, Kakazu E, Tamai K, Kido O, Nakagome Y, Ninomiya M, Obara N, Wakui Y, Takahashi M, Okamoto H, Shimosegawa T: Sporadic acute hepatitis E occurred constantly during the last decade in northeast Japan. *J Gastroenterol* 44:329-337, 2009.
- 3) Takahashi K, Okamoto H, Abe N, Kawakami M, Matsuda H, Mochida S, Sakugawa H, Suginoshita Y, Watanabe S, Yamamoto K, Miyakawa Y, Mishiro S: Virulent strain of hepatitis E virus genotype 3, Japan. *Emerg Infect Dis* 15:704-709, 2009.
- 4) Yamada K, Takahashi M, Hoshino Y, Takahashi H, Ichiyama K, Nagashima S, Tanaka T, Okamoto H: ORF3 protein of hepatitis E virus is essential for virion release from infected cells. *J Gen Virol* 90:1880-1891, 2009.
- 5) Inoue J, Takahashi M, Mizuo H, Suzuki K, Aikawa T, Shimosegawa T, Okamoto H: Nucleotide substitutions of hepatitis E virus genomes associated with fulminant hepatitis and disease severity. *Tohoku J Exp Med.* 218:279-284, 2009.
- 6) Davaalkham D, Enkhoyun T, Takahashi M, Nakamura Y, Okamoto H: Hepatitis A and E virus infections among children in Mongolia. *Am J Trop Med Hyg.* 81: 248-251, 2009.
- 7) Ichiyama K, Yamada K, Tanaka T, Nagashima S, Jirintai, Takahashi M, Okamoto H: Determination of the 5'-terminal sequence of subgenomic RNA of hepatitis E virus strains in cultured cells. *Arch Virol* 154:1945-1951, 2009.
- 8) Takahashi M, Tamura K, Hoshino Y, Nagashima S, Yazaki Y, Mizuo H, Iwamoto S, Okayama M, Nakamura Y, Kajii E, Okamoto H: A nationwide survey of hepatitis E virus infection in the general population of Japan. *J Med Virol* 82:271-281, 2010.
- 9) 高橋雅春, 岡本宏明, 肝・胆道系症候群(第2版) その他の肝・胆道系疾患を含めて 肝臓編(上)】感染症 ウイルス性肝炎 E型肝炎. 日本臨床別冊肝・胆道系症候群 I, p31-37, 2010
- 10) 岡本宏明. 【肝炎】わが国におけるE型肝炎の現状. 臨床とウイルス 37(4): 345-354, 2009
- 11) 岡本宏明. 医師からみたズーノーシス 飼い主・動物医療従事者の感染予防のために(第12回) E型肝炎 医師からみたE型肝炎. *SA Medicine* 11(5): 76-81, 2009
- 12) 岡本宏明. 【肝疾患診療の新しい展開】E型肝炎の現状とワクチン開発. 日本医師会雑誌 138(6): 1095-1099, 2009
- 13) 岡本宏明. 肝炎シリーズ E型肝炎の現況とその予防. 感染制御 5(3): 251-254, 2009
- <平成 22 年度>
- 14) Takahashi M, Tanaka T, Takahashi H, Hoshino Y, Nagashima S, Jirintai, Mizuo H, Yazaki Y, Takagi T, Azuma M, Kusano E, Isoda N, Sugano K, Okamoto H: Hepatitis E virus (HEV) strains in serum samples can replicate efficiently in cultured cells despite the coexistence of HEV antibodies: characterization of HEV virions in blood circulation. *J Clin Microbiol* 48(4):1112-1125, 2010
- 15) Jinshan, Jirintai, Manglai D, Takahashi M, Nagashima S, Okamoto H: Molecular and serological survey of hepatitis E virus infection among domestic pigs in Inner Mongolia, China. *Arch Virol* 155(8):1217-1226, 2010
- 16) Nagashima S, Takahashi M, Jirintai, Tanaka T, Yamada K, Nishizawa T, Okamoto H: A PSAP motif in the ORF3 protein of hepatitis E virus is necessary



お肉はよく焼いて食べよう

1. お肉はよく焼いて食べよう
2. 牛レバーは十分加熱して食べましょう
3. 豚レバーや猪、鹿などの野生鳥獣(ジビエ)も生で食べるのやめましょう
4. 詳しく知りたい方へ
5. お肉のQ&A
6. 分かりやすい資料

お肉はよく焼いて食べよう

牛や豚などは、と畜場で解体処理する過程で腸内にいる腸管出血性大腸菌やサルモネラのような病原性の細菌がお肉や内臓に付着したり、E型肝炎ウイルスなどの人に害を与えるウイルスや寄生虫に感染している場合があります。このため、新鮮なのかどうかに関わらず、直営な食中毒が発生する危険性があります。また、猪や鹿などの野生鳥獣(ジビエ)では、家畜のように飼養管理されていないことから、さらに生食することは危険です。細菌やウイルス、寄生虫は加熱により死滅します。このため、お肉やレバーなどの内臓は、よく加熱して食べましょう。特にお子さんやお年寄りなど抵抗力の弱い方は、注意が必要です。



牛レバーは十分加熱して食べましょう

牛レバーの内部からも腸管出血性大腸菌が検出されています。腸管出血性大腸菌は、少數の菌(2~9個)でも、溶血性尿毒症候群(HUS)や腎症などの重篤な疾患を併発し、死に至ることもあるとされていますので、牛レバーは生では食べられません。平成10~23年の間に厚生労働省に報告された食中毒のうち、生食用肝臓等(推定も含む)を原因とする食中毒は128件(患者数852人)、さらに、腸管出血性大腸菌によるものは22件(患者数79人)です。平成23年7月に、厚生労働省は、生食用牛肝臓の提供の自粛を要請しましたが、その後にも、生食用牛肝臓等(推定も含む)による食中毒が4件(患者数13人)(平成24年4月末時点)報告されています。厚生労働省では、食品衛生法に基づき牛の肝臓を加熱して提供すること、販売する際には加熱が必要な旨の情報提供を行うこと、また、生で販売する場合は生食用として販売してはならない旨を規定しています。



牛レバーの規制について

豚レバーや猪、鹿などの野生鳥獣(ジビエ)も生で食べるのやめましょう

豚レバーをはじめとする豚、猪、鹿の肉や内臓を生で食べると、E型肝炎ウイルスに感染するリスクがあります。E型肝炎は、劇症化し死に至る危険性もあります。また、豚レバーを生で吃ると、サルモネラや、カンピロバクター・ジェジュニ/コリ等の食中毒のリスクがあるほか、世界では、豚からの有鉤条虫、旋毛虫等の寄生虫への感染も報告されています。猪や鹿などの野生鳥獣は、E型肝炎ウイルスの他、どのような病原体を保有しているかわからないことから、生で食べるのには危険です。厚生労働省では、食肉等について、生食用としての提供実態、関係業界における取組、汚染実態、食中毒発生状況、食中毒原因物質による危害の程度等をもとに、牛の場合のリスクと比較しつつ、リスクの大きさに応じてどのような対応が妥当かを検討しております。



詳しく知りたい方へ

- ▣ 腸管出血性大腸菌について
- ▣ 牛レバーを生食するのはやめましょう
- ▣ 豚レバーも生食するのはやめましょう
- ▣ ジビエ(野生鳥獣の肉)はよく加熱して食べましょう
- ※ ご注意ください！お肉の生食・加熱不足による食中毒(政府広報オンライン)
- 豚肉や内臓の生食について(食品安全委員会HP)

お肉のQ&A

- 腸管出血性大腸菌について
- 牛レバーの生食について
- E型肝炎ウイルス

分かりやすい資料

パンフレット ご自由に印刷してお使いください

どうして牛のレバ刺しを食べてはいけないの？豚肉や豚レバーを生で食べないで！



□ どうして牛のレバ刺しを食べてはいけないの？ □ 豚肉や豚レバーを生で食べないで！ [441KB]

お肉の食中毒を避けるにはどうしたらよいの？



※ 印刷設定を「A4・両面印刷(短辺どじ)にして印刷してください(三つ折りリーフレット)
□ お肉の食中毒を避けるにはどうしたらよいの？ [1,088KB]

ポスター ご自由に印刷してお使いください

お肉はしっかり焼いて食べようね。



□ お肉はしっかり焼いて食べようね。 [1,670KB]

動画

食中毒予防 お肉はよく焼いて食べよう動画
(YouTube配信)

豚肉や豚レバーを 生で食べないで！

豚肉や豚レバーを生で食べると、E型肝炎ウイルスに感染するリスクがあり、重篤な肝障害を起こす可能性もあります。

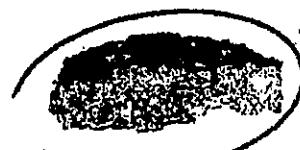
また、サルモネラ属菌やカンピロバクター・ジェジュニ/コリなどの細菌による食中毒のリスクや寄生虫の感染事例もあります。

調理するときは、しつかり加熱して！

- ◇生肉や内臓（レバーなど）は中心部の赤味がなくなるまで加熱しなければ食中毒の原因となる病原体は死滅しません。（写真上段）
- ◇ハンバーグ・つくねなど、挽肉料理は、中心部まで十分に火が通り、肉汁が透明になって中心部の色が変わるまで加熱すれば食中毒の原因となる病原体は死滅します。（写真下段）
- ◇飲食店やバーベキューなどで、自分で肉を焼きながら食べる場合も、十分に加熱しないと危険です。



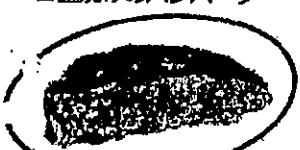
▲生焼けのレバー



▲生焼けのハンバーグ



▲よく焼けたレバー



▲よく焼けたハンバーグ

（写真提供 昭和学院短期大学 畑江敬子学長）

調理するときは気をつけて！

- ◇生肉・内臓が触れたところには菌が付く可能性があります。
- ◇専用のトングや箸、皿を使い、焼き上がった肉や野菜など直接口に入れるものに触れないよう気をつけましょう。
- ◇生肉に触ったら、よく手を洗いましょう。
- ◇生肉に触れた包丁や、まな板などもよく洗いましょう。

イノシシやシカなどの野生鳥獣の肉・内臓も生で食べないで！

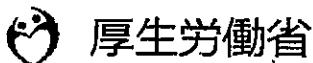
イノシシやシカなどの肉や内臓を生で食べた方がE型肝炎ウイルスに感染し、死亡した事例や重篤な症状を示した事例が報告されています。

野生鳥獣はどのような病原体を保有しているかわからないことから、地域によらず、生で吃るのは危険です。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「お肉はよく焼いて食べよう」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049964.html>

肉の食中毒 厚生労働省



にく お肉は しっかり焼いて 食べようね。 た



- 細菌やウイルスは、はじめからお肉についていることがあるので、新鮮であっても生やよく焼けていないお肉を食べると食中毒を起こすことがあります。
- 子どもは、食中毒になると症状がひどくなりやすいので、お肉はしっかり焼いて食べましょう。

お肉を焼くときなどに
使用する箸やトングなどには、
つまんだお肉から
細菌などがついてしまいます。
食べるときは、必ず別の
清潔な箸を使いましょう。



細菌やウイルスは
熱に弱いので
中まで火を通せば
やっつけられます。



食中毒に注意！



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

監修：公益財団法人日本学校保健会
85



厚生労働省ホームページ
「お肉はよく焼いて食べよう」へ
お肉 厚生労働省



Q4 ハンバーグを焼くときに 注意すべきことは?

ハンバーグは挽肉から作るので、動物の種類に関する限りは必ず、挽肉に付着している病原体が中心部まで入ってしまう(表2参照)。多くの病原体は、75°Cで1分間以上の加熱で死滅するので、中心部まで、火を通すことが重要です。

ハンバーグでは、外側が焼けていても、中は生焼けになついることがあるので、フライパンにふたをして、中火で中心部までじっくり火を通すことが大切です。

ハンバーグ・つくねなどの挽肉料理は、中心部まで十分に火が通り、肉汁が透明になつて中心部の色が変わるもので加熱すれば、食中毒の原因となる病原体は死滅し、おしく安全に食べられます。

⑥ハンバーグ(火が通っていない)
⑦ハンバーグ(火が通っている)



レバー(火が通っていない)
レバー(火が通っている)



レバー(火が通っている)

(写真提供:理学系附属大学 沢江 敬子 学長)

Q5 牛肉の生食について、 どのような規制があるの?

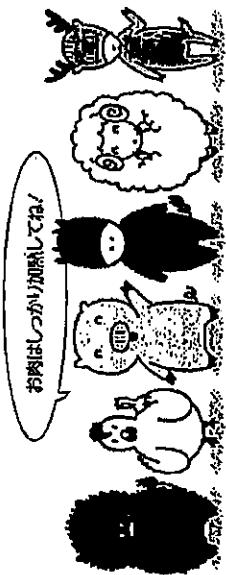
牛肉のユッケの食中毒事件(平成23年)後、表面から深さ1cm以上の加熱(60°C 2分間)などを義務づける規格基準を設定しました。しかし、これを満たしていても完全に腸管出血性大腸菌を除去することは難しいので、子どもや高齢者など食中毒に対する抵抗力の弱い方はお肉の生食を控えて下さい。牛のレバーについては、内部から腸管出血性大腸菌が検出されたことから、平成24年に生食用としての販売を禁止しています。

また、他の動物の肉や内臓についても、病原体が付着する可能性が高く、もともと生食すべきものではありません。

表2 市販されている挽肉の食中毒汚染実態調査結果

肉の部位	E.coli(大腸菌)の陽性率	カラモニラ菌の陽性率
牛	61.8%	1.2%
豚	69.9%	2.6%
鶏	83.3%	70.0%

(平成21年度から平成25年度商品の食中毒汚染実態調査(厚生労働省)より)



⑧もっと詳しい情報は、厚生労働省ホームページ

「お肉はよく焼いて食べよう」へ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000049964.html>

お肉 厚生労働省 検索



Q1 お肉は生では食べられないの？

私たちの手の平や食べ物等には、様々な種類の細菌やウイルスが存在しています。なかでも、牛、豚などの家畜の腸内には、食中毒の原因となる腸管出血性大腸菌やサルモネラ属菌などの食中毒菌が存在し、と畜場でお肉にする過程で、お肉やレバーに付着してしまうことがあります。また、豚や猪の多くは、E型肝炎ウイルスに感染していることがあります。このウイルスは、豚の血液や肝臓からも見つかっており、生で食べることで入にも感染し、肝炎を発症し重症化することがあります。また、寄生虫についても注意が必要です。

表1—食中毒の原因と症状の説明

病原体	主な動物種	潜伏期間	主な症状
腸管出血性大腸菌*	牛	潜伏期間3～5日／発熱、腹痛、下痢(水様便、血便)	嘔吐すると、溶血性尿毒症症候群(HUS)や脳症などの合併症が発症する。
サルモネラ属菌	牛、豚、羊、鶏	潜伏期間8～48時間／悪心、おう吐、腹痛、下痢	嘔吐すると、意識障害やけいれん等の中枢神経症状、脱水症状が現れる。
E型肝炎ウイルス	牛、豚、鶏	潜伏期間：致時間～致潜伏期（平均潜伏期間）／発熱、頭痛、おう吐	嘔吐すると、意識障害やけいれんなどの中枢神経症状が現れる。特に妊婦が感染した場合、胎児に垂直感染が起こり、流産や早産の原因となることがある。
カンピロバクター	牛、豚、鶏	潜伏期間15～50日／悪心、食欲不振、腹痛、褐色尿、黄疸	妊婦では虚症化（膀胱炎）が起こり、膣炎や虚症が現れる。

Q2 お肉の食中毒を防ぐにはどうしたらよいの？

食中毒菌やウイルス、寄生虫は熟成により死滅するので、加熱により食中毒を防ぐことができます。このような病原体は、お肉やレバーの中まで入り込んでいることがあるので、中心部まで火を通すことが大切です。中まで、白っぽく色が変化したことを目安にしてください。また、お肉を焼く際に使用する箸やトングなどには、生のお肉から病原体が付いてしまいます。また、お肉を取り扱う箸などは専用のものを使い、食べる際には、必ず別の清潔な箸を使いましょう。生もののを取り扱う場合は、火加減が難しく、生焼けになることが多いことや保存温度が高くなりやすいことに加えて、箸などの器具の使い分けや洗浄が不十分にならやすいで注意しましょう。

家庭で調理をする場合、お肉を調理する場合は、二重包丁やまな板は、二重洗浄を防止するため、きれいに洗い熱湯をかけましょう。

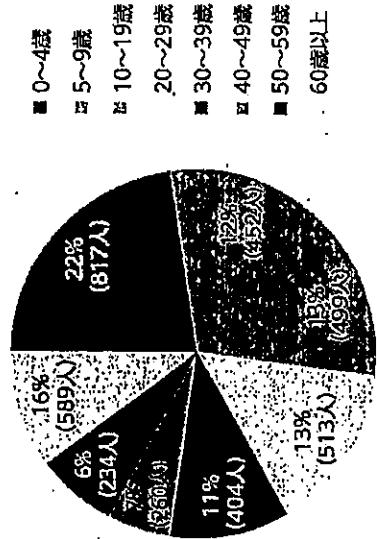
Q3 食中毒にかかるとどうなるの？

食中毒の症状は原因となった病原体によって異なりますが、多くの場合は発熱、腹痛、おう吐、下痢等の症状が現れます（表1参照）。また、感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）も病原体の種類によって、数時間～数週間と異なります。

病原体に感染しても、健康な成人であれば軽い下痢や腹痛程度の症状で、多くの場合数日で回復しますが、重症化すると命に関わることがあります。特に病気に対する抵抗力が弱い、小児、高齢者、妊娠者（胎兒）や免疫機能が低下する疾患にかかっている方については、重症化する可能性が高いため注意が必要です。

実際には、平成23年に起こった牛肉のユッケによる食中毒では、181名の患者のうち、5名が亡くなり、そのうち3名が14歳以下の子どもでした。

「腸管出血性大腸菌感染症」の年齢群別割合（患者数）
(2012年)



田立成也・伊藤洋介
厚生労働省衛生局医政課
厚生労働省衛生局医政課

